

海津市地域防災計画

海津市防災会議

<第1編 総則>

〔目 次〕

第1編 総則

第1章 基本方針

第1節	目的	1
第2節	計画の性質	1

第2章 防災に関する組織

第1節	海津市防災会議	4
第2節	実施責任	4
第3節	防災機関の業務の大綱	5

第3章 市の地勢と災害の概要

第1節	自然的条件	9
第2節	社会的条件	10
第3節	災害の条件	11
第4節	地震被害想定	13

第4章 市災害対策本部の組織

第1節	災害警戒本部の編成	14
第2節	災害対策本部の編成	15
第3節	分担任務	17
第4節	県現地災害対策本部との連絡調整	18
第5節	市災害対策本部の設置基準	18
第6節	本部職員の配置	18
第7節	事前措置等の代行	18
第8節	関係機関の防災組織	19

第1章 基本方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域、並びに地域住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減することにより社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者、外国人等の多様な人々の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

（注）市域外からの就業者や観光客をはじめ日々来訪者、滞在者等が市域に存在するため、住民（居住者）以外の人々をも本計画の対象とする必要がある場合は「住民等」とする。

第2節 計画の性質

1. 関連計画

この計画は、国の防災基本計画に基づき、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないものとし、岐阜県地域防災計画を指針として策定する。

また、この計画の国土強靱化に関する部分については、海津市地域強靱化計画との整合性を図るものとする。

2. 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正するものとする。

3. 計画事項

この計画は、市の地域にかかる災害の対策に関しおおむね次の事項を定め、防災の万全を期すものである。

- （1）市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市災害対策本部の組織
- （2）防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要な地域の調査・指定その他の災害予防計画

第1章 基本方針

- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画
 - オ 災害防除に関する計画
 - カ 罹災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク その他の災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他の必要な計画

4. 計画の周知等

この計画は、各機関において普段から研究、訓練、研修、その他の方法により習熟に努めるとともに、その機関の対策に係る計画については必要に応じ従事職員あるいは住民等にその周知を図り、計画の効果的運用がなされるよう努めるものとする。

また、計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携し総合的な効果が発揮できるよう努めるものとする。

なお、この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。

5. 計画の用語

この計画における次の用語の意義は各号に定めるところによる。

- (1) 市本部とは、海津市災害対策本部をいう。
- (2) 市本部長とは、海津市災害対策本部長をいう。
- (3) 市計画とは、海津市地域防災計画をいう。
- (4) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (5) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (6) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (7) 県支部とは、岐阜県災害対策本部西濃支部をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部西濃支部長をいう。
- (9) 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (10) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。
- (11) 自然災害とは、地震、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流その他異常な自然現象による災害をいう。
- (12) 事故災害とは、大規模な火災、その他の大規模な人為的事故災害をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部が設置されているか否かにより、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
市本部	海津市（総務課）
市本部長	海津市長
市本部〇〇部〇〇班	海津市〇〇部〇〇課
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
県本部	岐阜県（危機管理部）
災害情報集約センター	岐阜県（危機管理部）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇班
県支部	西濃県事務所（振興防災課）
県支部長	西濃県事務所長
県支部〇〇班	県事務所管内の県現地機関等

第2章 防災に関する組織

第1節 海津市防災会議

海津市防災会議は、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置され、市における防災に関する基本方針及び計画を作成しその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

海津市防災会議の組織及び所掌事務は、災害対策基本法第16条第6項の規定により市の条例で定める（平成17年3月28日 条例第16号）。

（※資料1 海津市防災会議条例）

1. 会長 市長

2. 委員

- (1) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 議会議長
- (4) 自治連合会長
- (5) 市長がその内部の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長、消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 市長が特に必要と認め、委嘱する者

3. 専門委員

防災会議に、専門事項を調査するため専門委員を置く場合は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、防災に関する団体を代表する者及び学識経験者のうちから、市長が任命する。

第2節 実施責任

1. 海津市

海津市は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、市の地域並びに地域住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 岐阜県

岐阜県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助しかつ活動の総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、普段から災害予防体制の整備を図るとともに災害発生時には防災活動を実施する。また、市その他防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

6. 住 民

住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第3節 防災機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1. 海津市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

第2章 防災に関する組織

- (15) その他の応急対策

2. 岐阜県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3. 指定地方行政機関

次の機関における業務の大綱は、岐阜県地域防災計画による。

- (1) 中部管区警察局
- (2) 東海財務局岐阜財務事務所
- (3) 東海北陸厚生局
- (4) 東海農政局
- (5) 中部森林管理局
- (6) 中部経済産業局
- (7) 中部近畿産業保安監督部
- (8) 中部運輸局
- (9) 気象台（岐阜地方気象台）
- (10) 東海総合通信局
- (11) 岐阜労働局
- (12) 中部地方整備局
- (13) 中部地方環境事務所

4. 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災害情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

5. 指定公共機関

次の機関における業務の大綱は、岐阜県地域防災計画による。

- (1) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社
- (2) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- (3) 日本赤十字社岐阜県支部
- (4) 日本郵便株式会社

6. その他関係機関・団体等

- (1) 養老鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資および人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び災害復旧
 - オ 原子力災害時の応急輸送確保
- (2) 名阪近鉄バス株式会社・海津市コミュニティバス運行事業者
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策人員の輸送確保
 - ウ 被災地の交通確保
 - エ 緊急輸送車両借上げに対するの配車

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合、森林組合等
 - ア 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 被災農林家に対する融資又はそのあつせん
 - エ 農林業施設（共同利用施設）の災害応急対策及び復旧
 - オ 飼料、肥料等の確保又はあつせん
- (2) 病院等管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練等の実施
 - イ 災害時における傷病者の収容及び保護

第2章 防災に関する組織

- ウ 災害時における負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練等の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び要介護者等の入所保護
- (4) 社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
 - ウ 義援金品の募集、配分
 - エ 災害時要配慮者支援活動の推進
 - オ 災害ボランティアセンターの設置及び運営
- (5) 共同募金会
 - ア 義援金品の募集、配分
- (6) 商工会
 - ア 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
- (7) 金融機関
 - ア 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (8) 高圧ガス取扱機関
 - ア 高圧ガス等の防災管理
 - イ 災害時における高圧ガス等の供給
- (9) ガソリン等危険物取扱機関
 - ア ガソリン等危険物の防災管理
 - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (10) 自主防災組織
 - ア 自主防災組織の整備
 - イ 防災資機材の整備
 - ウ 防災意識の高揚・防災知識の普及
 - エ 各種防災訓練への参加
 - オ 地震予知情報等の伝達
 - カ 組織的初期消火
 - キ 負傷者等の救出救護
 - ク 組織的避難
 - ケ 給食給水活動
 - コ その他の相互扶助

(※資料4 防災関係機関・団体等)

第3章 市の地勢と災害の概要

第1節 自然的条件

1. 位置、面積

本市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部は三重県に、東部は愛知県に、北部は養老町、輪之内町及び羽島市にそれぞれ接している。

市域の東西方向は約13 km、南北方向は約17 kmであり、面積は約112 km²である。

2. 地 勢

本市には、東海地方の代表的河川である木曾川・長良川が東境を、揖斐川が中央部を流れ、揖斐川以東の地域は平地が広がり、以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなっている。この三大河川が流れる地域は古来洪水に苦しめられており、この地域独特の輪中地帯を形成し水害と闘ってきたところである。

また、市域内には北端を流れる大樽川、内水排水路としての役割ももつ大江川、中江川、養老山地の水を集める津屋川が流れており、これら河川によってもたらされた肥よくな土壌に培われた豊かな田園地帯が広がっている。

西部の養老山地は、標高500～800mの小高い山々が連なり、山麓ではみかん園や柿園が広がっている。

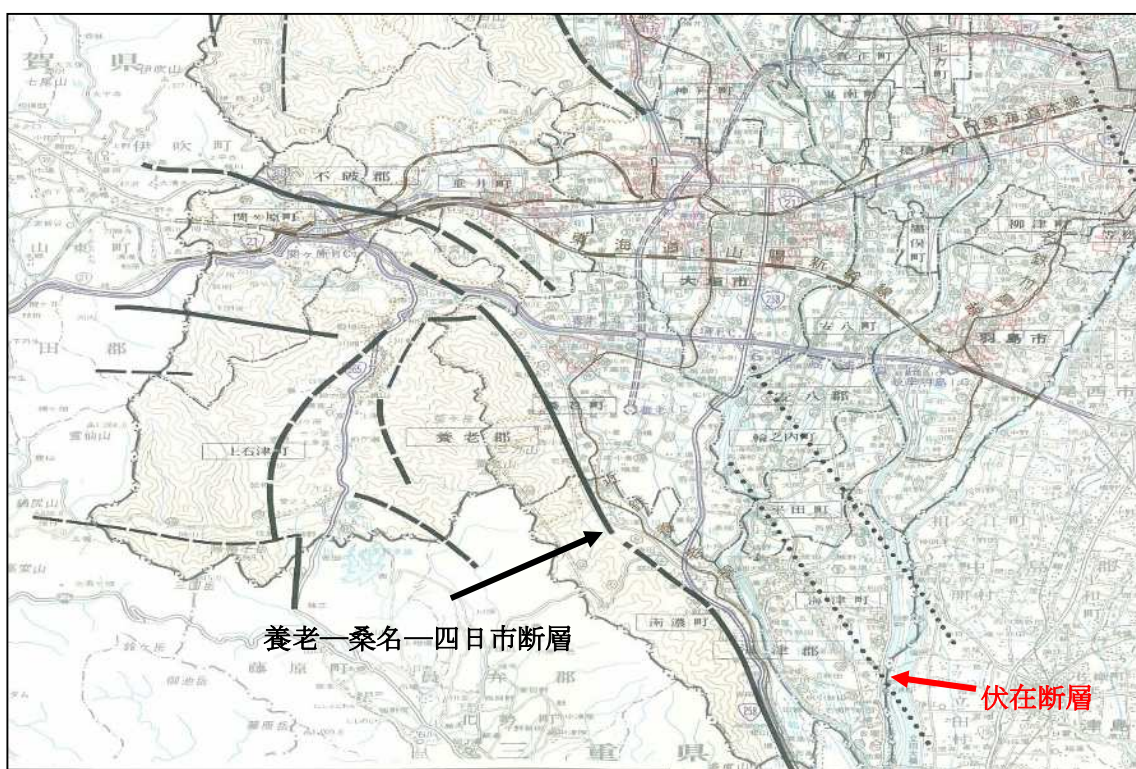
3. 地質

地質は、平地においては泥を主体とした堆積物、扇状地では砂れきを主体とした堆積物、山地では砂岩からなっている。地震に対しての地盤の強さについてみると、最も強い地質は、砂岩であり、最も弱い地質は、泥を主体とした堆積物である。

4. 活断層の概要

本市に存在する活断層は、養老山地の東縁の関ヶ原一養老断層系と平地部の伏在断層である。この関ヶ原一養老断層系が引き金となって地震が発生した場合、本市は最大6.73の震度が予測されている。

- 関ヶ原一養老断層系（確実度Ⅰ）：活断層であることが確実なもの
- - - - - 関ヶ原一養老断層系（確実度Ⅱ）：活断層であると推定されるもの
- 伏在断層：平坦低地は現在の河川の堆積物である泥～砂れきによって被われており、地下の岩盤に活断層が存在していても地表では見えない断層のこと



出典：「岐阜県の活断層」（活断層図と解説、1995）

5. 気象

気候は、冬季に伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いが、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域である。

本市の近年における年間降水量は、1,200 mm～2,500 mmであるが、揖斐川、長良川の上流域では 3,000 mm を超える日本でも有数の多雨地帯であり、下流域である本市は常に洪水の危険にさらされている。

第2節 社会的条件

1. 人口・世帯数

本市の平成 27 年現在の人口は 35,206 人（国勢調査）であり、平成 7 年までは順調に増加してきたものの近年は減少に転じている。年齢別人口では、老年人口の増加とともに年少人口は減少しており、少子高齢化が進展している。

また、平成 27 年現在の世帯数は 11,513 世帯であり、一世帯当たりの人員は約 3.1 人となっている。

2. 土地利用

本市の土地利用の割合は、農地（約 37%）と森林（約 26%）が多く、次いで河川・水路（約 16%）、宅地（約 10%）、道路（約 6%）、その他（約 5%）となっており、自然的土地利用が大半を占めている。

3. 産業構造

本市は、肥よくな土壌を活用した農業が行われており、なかでも稲作と果樹生産が盛んである。工業は小規模なものが多く、商業も機能が限定的である。しかし、市内には様々な観光施設が整備され多くの観光客が来訪しており、今後の観光産業の発展が期待される。

第3節 災害の条件

1. 水 害

水害は、本市の地勢的条件から平野部水害と山地部水害（土砂災害）に大別される。

平野部水害は、集中豪雨によるたん水、堤防の決壊、いっ水等による浸水被害が主体となり、昭和51年9月の豪雨災害のように、長良川や揖斐川の堤防が決壊した場合は、標高の低い平野部（海拔ゼロメートル地域も含まれる）では激甚な災害となる。

山地部水害（土砂災害）は、山腹の崩壊等による土砂の流失による被害であり、家屋や耕地等の流失あるいは道路橋りょう等にも著しい被害が及ぶ恐れがある。養老山地の沢筋の多くは土砂災害警戒区域等に指定されており、将来においてもこの種の被害を主体とした水害（土砂災害）の恐れがある。

2. 火 災

消防力の強化等により市内における大火災の発生は少ないが、木造家屋が密集している地区では延焼の危険が高い。また、近年は危険物取扱事業所等の増加と各家庭における化学燃焼物の利用度も高まっているため、強風時あるいは大震災時には大火災発生への恐れがある。

また、養老山地においては過去に林野火災が発生している。近年は観光登山、レクリエーション等で林野の利用が増加してきたことなどから、地形的条件や水利の悪い地域にあっては大規模な林野火災となる恐れがある。

3. 風 害

台風のみによる被害は沿岸地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように、大型台風が本市の西方を北上する場合にあっては両台風時程度の被害を受ける恐れがある。平成16年の台風23号においては、旧平田町で死亡者が1人である。

（※資料5 災害履歴）

第3章 市の地勢と災害の概要

4. 本市周辺の地震災害

近世以降、本市周辺に被害をもたらした主な地震は次のとおりである。

<内陸型地震災害>

西暦（日本歴）	震源	規模	主要被災地	被災概要
1819. 8. 2 (文政 2. 6. 12)	琵琶湖東岸	M7. 4	伊勢・美濃・近江	美濃西南部の被害大きく、家屋の倒壊、人畜の死傷あり。高須輪中の堤防破壊するもの多し。
1833. 5. 27 (天保 4. 4. 9)	美濃西部	M6. 4	美濃西部	武儀郡上牧地方大地震あり。大垣 9 日より 13 日まで地震山崩れ、人畜多く死す。
1891. 10. 28 (明 24. 10. 28) 濃尾地震	本巣郡根尾村水鳥	M8. 0	美濃・尾張	美濃で死者 4, 990 人、負傷者 12, 783 人、全壊 50, 125 戸、半壊 35, 085 戸、全半壊 4, 451 戸。
1998. 4. 22 (平成 10. 4. 22)	美濃中西部	M5. 2	大垣市、海津町、南濃町など	被害は、南濃町と海津町に集中し、水道管の亀裂や液状化現象が起こった。

<海溝型地震>

西暦（日本歴）	震源	規模	主要被災地	被災履歴
1944. 12. 7 (昭和 19. 12. 7) 東南海地震	熊野灘	M8. 0	静岡・愛知・三重・岐阜	西南濃地方を中心に死者 13 人、全壊 900 余戸。
1946. 12. 21 (昭和 21. 12. 21) 南海道地震	潮ノ岬沖	M8. 1	中部以西各地	西南濃地方を中心に死者 14 人、全壊 586 戸。

資料：岐阜県の過去の地震災害状況（岐阜県総合防災ポータル）

5. 液状化危険度

液状化現象とは、地震による地盤のゆれによって地中の水が地表に押し上げられ、さらに地表の土壌とかき混ぜられて泥水のような状態になることである。本市の液状化の特性については、以下の資料をもとにとりまとめた。

※平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成 24 年 12 月）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、海溝型想定地震を複合型東海地震から南海トラフの巨大地震へと見直し、内陸直下型の想定地震についてもこれまでの関ヶ原養老断層系地震より規模が大きい養老－桑名－四日市断層帯地震へと見直し、最大級の地震に対する想定とした。これによると、南海トラフの巨大地震より養老－桑名－四日市断層帯が引き金となって地震が発生した時のほうが本市の平地部は、液状化の程度が著しく被害が顕著に表れる可能性がある。

第4節 地震被害想定

本市及び周辺地域も含めた地域の地震による人的・物的被害想定は、以下のとおりである。

		南海トラフの巨大地震	養老-桑名-四日市断層帯地震	
震 度		最大震度 5.93 (6弱)	最大震度 6.73 (7)	
PL値(液状化指数)		最大 56.35	最大 53.34	
人的被害	午後6時	死者数(人)	7 (海津市) 60 (西濃圏域)	112 (海津市) 1,226 (西濃圏域)
		負傷者数	217 (海津市) 1,762 (西濃圏域)	1,170 (海津市) 11,735 (西濃圏域)
		重症者数	17 (海津市) 145 (西濃圏域)	260 (海津市) 2,740 (西濃圏域)
		要救出者数(人)	25 (海津市) 258 (西濃圏域)	418 (海津市) 5,011 (西濃圏域)
	午前5時	死者数(人)	11 (海津市) 101 (西濃圏域)	193 (海津市) 2,089 (西濃圏域)
		負傷者数	346 (海津市) 2,784 (西濃圏域)	1,495 (海津市) 14,492 (西濃圏域)
		重症者数	23 (海津市) 193 (西濃圏域)	389 (海津市) 4,004 (西濃圏域)
		要救出者数(人)	40 (海津市) 391 (西濃圏域)	670 (海津市) 7,778 (西濃圏域)
避難者数(建物被害による)		3,893 (海津市) 34,926 (西濃圏域)	10,352 (海津市) 113,180 (西濃圏域)	
建物被害	全壊棟数(棟)	1,145 (海津市) 8,689 (西濃圏域)	4,096 (海津市) 41,164 (西濃圏域)	
	半壊棟数(棟)	2,802 (海津市) 22,083 (西濃圏域)	5,302 (海津市) 47,179 (西濃圏域)	
火災	午後6時	全出火件数(件)	2 (海津市) 14 (西濃圏域)	15 (海津市) 149 (西濃圏域)
		残火災件数(件)	1 (海津市) 8 (西濃圏域)	14 (海津市) 143 (西濃圏域)
		焼失棟数(棟)	2 (海津市) 44 (西濃圏域)	43 (海津市) 728 (西濃圏域)
	午前5時	全出火件数(件)	1 (海津市) 5 (西濃圏域)	5 (海津市) 53 (西濃圏域)
		残火災件数(件)	0 (海津市) 1 (西濃圏域)	4 (海津市) 47 (西濃圏域)
		焼失棟数(棟)	0 (海津市) 6 (西濃圏域)	13 (海津市) 243 (西濃圏域)

第4章 市災害対策本部の組織

災害対策基本法第23条の2に基づく海津市災害対策本部の組織は、「海津市災害対策本部条例（平成17年3月28日 条例第17号）」及び「海津市災害対策本部条例施行規則（平成17年3月28日 規則第24号）」並びに本計画に定めるところによる。

（※資料2 海津市災害対策本部条例）

（※資料3 海津市災害対策本部条例施行規則）

第1節 災害警戒本部（災害情報集約室）の編成

1. 災害警戒本部の組織

災害警戒本部（災害情報集約室、以下省略）は、災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、これをもって情報収集、被害調査等行い対処する。

（警戒第一体制時）

2. 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は次に掲げる場合に設置するものとする。（風水害等一般災害における警戒第二体制時は自動設置）

- （1） 気象情報等により災害の発生が予想されるが、時間的に余裕があるとき。
- （2） 市内に震度4以上の地震が発生し、市長が必要と認めたとき。
- （3） 気象庁から東海地震に関する注意情報が発せられたとき。（自動設置）
- （4） 災害対策に関して、上記の他に市長が必要と認めたとき。

3. 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の中核は、海津市役所東館3階総務課内に設置する。その他配備対応課は通常の勤務場所にて対応する。

4. 災害警戒本部の配備職員の参集及び対応

災害警戒本部は、災害の種類や規模によって、予め定めてある職員の非常配備体制に沿って行う。又、その対応は事務分掌によるものとする。

5. 災害警戒本部の指揮

本体制においては、副市長を本部長として、全体的な事象については、総務部長又は総務課課長職が指揮をとるものとするが、課ごとの対応については、各課の長が指揮をとるものとする。

6. 災害警戒本部の解散及び警戒体制の解除

災害警戒本部は、気象予警報等が解除され、災害の発生するおそれが解消されたと判断したとき、又は災害応急対策が概ね完了したと判断したときは、各部署と協議の上、市長に報告して災害警戒本部を解散する。もしくは、災害が拡大し、災害対策本部に移行することを決定したときにおいてもこれによるものとする。

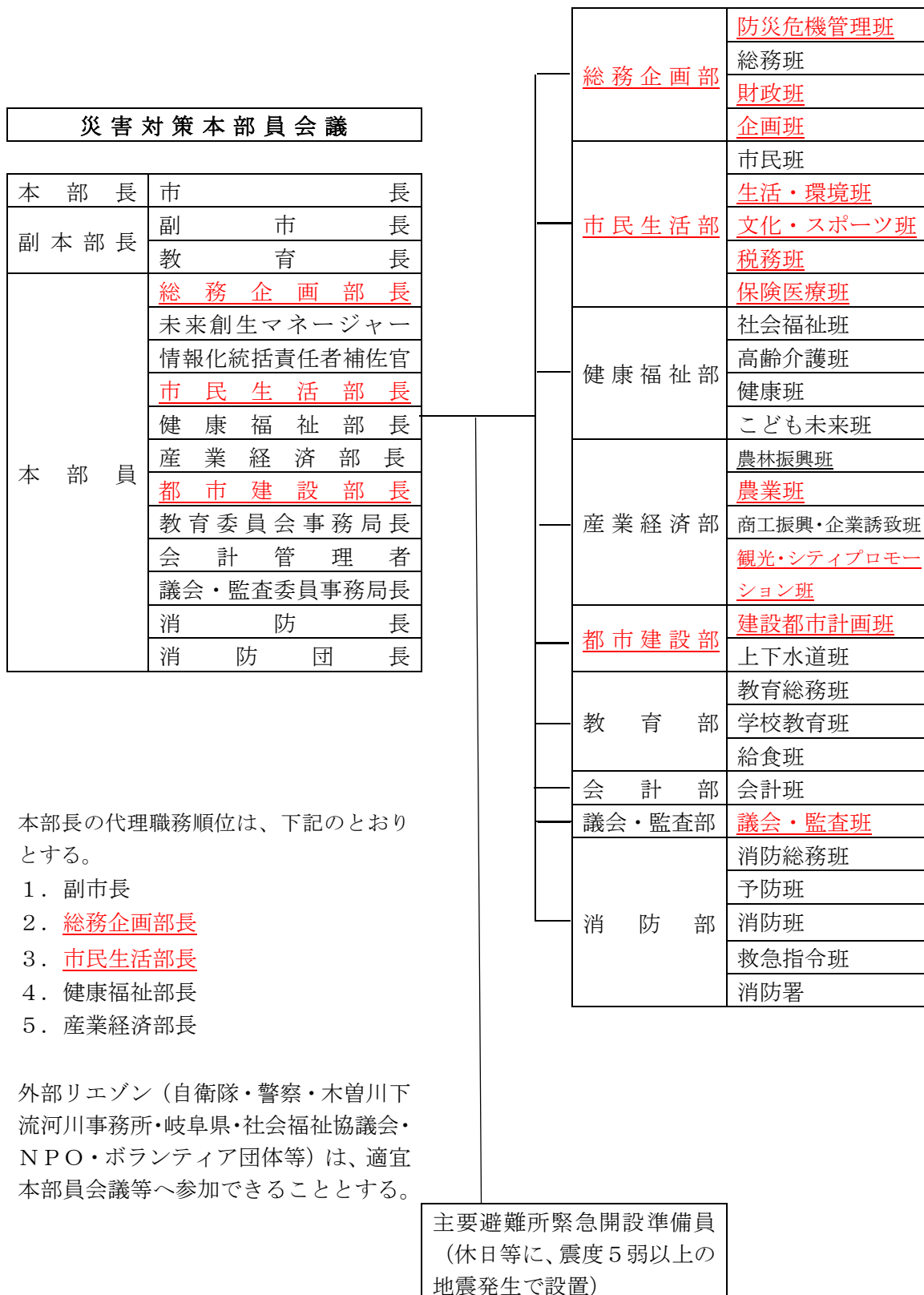
第2節 災害対策本部の編成

災害対策本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、市長を本部長として市の全機構を活用する体制とし、副本部長には、副市長、教育長をあてる。

災害対策本部は、次のように編成する。

第4章 市災害対策本部の組織

■災害対策本部の組織編成



本部長の代理職務順位は、下記のとおりとする。

1. 副市長
2. 総務企画部長
3. 市民生活部長
4. 健康福祉部長
5. 産業経済部長

外部リエゾン（自衛隊・警察・木曾川下流河川事務所・岐阜県・社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体等）は、適宜本部員会議等へ参加できることとする。

主要避難所緊急開設準備員
 (休日等に、震度5弱以上の地震発生で設置)

第3節 分担任務

各組織の分担任務等は、次によるものとする。

1. 災害対策副本部長

災害対策副本部長は、災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

2. 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進にあたるものとする。

3. 本部の各部、各班

- (1) 市本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長を置く。
- (2) 部長は、本部長の命を受け部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。班長は、当該班の所属事項について部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。
- (3) 班長の属する課等の職員は、その班員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。
- (4) 本部の各部及び各班別の分担任務は、別表「災害対策本部の事務分掌」による。

4. 本部連絡班

(1) 任務

本部連絡班の総括は、総務班長が担当し次の事項の処理にあたるものとする。

- ア 本部員会議の庶務
- イ 本部長の命令指示事項等の伝達及び連絡
- ウ 気象警報等の関係機関（班）への伝達
- エ 被害状況等の災害情報の本部への報告及び本部情報の各班への伝達
- オ 2部以上にわたって実施を要する対策の連絡、調整
- カ 分担の明確でない軽易な事項の担当部班の決定

(2) 連絡班員の勤務

本部連絡班員は、総務課とし、本部を開設したときは本部室に勤務するものとする。

5. 主要避難所緊急開設準備員

主要避難所緊急開設準備員は、休日等に震度5弱以上の地震が発生したときに動員される。主要避難所緊急開設準備員は、当該避難所の近辺に居住する職員を任命し、当該施設の解錠、概括的な施設状況の把握、自主防災組織からの情報収集等の任務を行う。

6. 現地災害対策本部

- (1) 現地災害対策本部は、本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めたとときに設置する。

第4章 市災害対策本部の組織

- (2) 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び必要に応じた現地災害対策本部員をおく。現地災害対策本部長は、本部長が任命し、現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の要請により、その都度、関係各班の長が所属職員のなかから指名する。
- (3) 現地災害対策本部長は、本部長の特命事項を処理し、現地における防災関係機関等との連絡調整等にあたる。
- (4) 現地対策本部員は、現地対策本部長を補佐し、現地における災害対策の推進にあたる。

第4節 県現地災害対策本部との連絡調整

本市に県現地災害対策本部が設置された場合は、県現地災害対策本部との連絡調整等を図るため、市本部から現地連絡員を派遣する。現地連絡員は、市本部の職員のなかから本部長が指名する。

第5節 市災害対策本部の設置基準

災害対策本部は次の基準により設置する。なお、設置場所は、海津市役所東館4階災害対策本部室とする。

- 1 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、土砂災害警戒情報が発表された場合で、市長が必要と認めたとき
- 2 海津市水防計画の示す各河川はん濫注意水位を越えると予想された、又は越えた場合で、市長が必要と認めたとき
- 3 災害が発生し、市内の広範囲にわたって大規模な被害が予想される時
- 4 災害救助法を適用する災害が発生したとき
- 5 市内に震度4の地震が発生した場合で、市長が必要と認めたとき
- 6 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置）
- 7 市内に特別警報に位置づけられた警報等（緊急地震速報にて震度6弱以上）が発表されたとき（自動設置）
- 8 特異な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき

第6節 本部職員の配置

各部班は、災害時の職員別分担任務及びその配置場所等について別表の事務分掌をもとに定めておくものとする。

第7節 事前措置等の代行

災害対策基本法に定める市長の権限のうち、市長が報告を受けてその執行するいとまのない緊急を要する事項は、その場に居合わせる本部職員が市長に代わりその場で執行するものとする。

第8節 関係機関の防災組織

土地改良区、農業協同組合、森林組合等、市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、関係機関との連携を考慮しつつ、それぞれの防災組織体制を整備し応急措置の実施に万全を期すものとする。

(別表) ■災害対策本部の事務分掌

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

部名	部長 担当職	班名	班長 担当職	事務分掌
総務企画部	総務企画部長	防災危機管理班	防災危機管理室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部に関すること 2 本部員会議に関すること 3 県本部との連絡に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 避難勧告・指示等の発令に関すること 6 防災行政無線、県防災無線管理に関すること 7 被害全般の情報収集及び報告に関すること 8 防災・災害情報に関すること 9 自衛隊の災害派遣に関すること 10 各部門との連絡調整に関すること
		総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策従事者の確保に関すること 2 公用令書の発行に関すること 3 本部長、副本部長の秘書に関すること 4 報道機関等との連絡に関すること 5 職員の動員計画に関すること 6 動員職員の給食及び安全衛生に関すること 7 職員の公務災害に関すること 8 受援に関すること 9 災害見舞、視察者等の対応に関すること 10 災害記録に関すること
		財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の応援に関すること 2 災害予算、市財政に関すること
		企画班	企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の応援に関すること 2 被害調査の計画及び体制管理に関すること 3 災害関係物資の調達及び輸送計画に関すること 4 被害地域の復旧及び復興計画に関すること
市民生活部	市民生活部長	市民班	市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難市民の実態把握に関すること 2 死亡・行方不明者に関すること 3 遺体処置に関すること 4 遺体の火葬手続に関すること 5 り災台帳の作成に関すること 6 り災証明に関すること 7 所管施設の災害対策に関すること
		生活・環境班	生活・環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営の応援に関すること 2 自治組織との連絡に関すること 3 被災者等に対する相談機能の充実にに関すること 4 部内外他班の応援に関すること 5 災害時における清掃、消毒及びごみの収集、処分に関すること 6 環境問題及び公害予防に関すること 7 動物等の死がい処理に関すること 8 所管施設の災害対策に関すること

第4章 市災害対策本部の組織

		<u>文化・スポーツ班</u>	<u>文化・スポーツ課長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難所の開設及び運営に関すること</u> 2 <u>所管施設の被害状況調査に関すること</u> 3 <u>社会教育文化施設の災害対策に関すること</u> 4 <u>文化財の災害対策に関すること</u> 5 <u>社会体育施設の災害対策に関すること</u>
		<u>税務班</u>	<u>税務課長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難所の開設及び運営の応援に関すること</u> 2 <u>被災世帯の建築物等被害調査に関すること</u> 3 <u>災害に伴う市税の減免に関すること</u> 4 <u>災害に伴う納税に関すること</u>
		<u>保健医療班</u>	<u>保健医療課長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>福祉避難所の開設及び運営の応援に関すること</u> 2 <u>義援金・援助物資の配分に関すること</u> 3 <u>部内他班の応援に関すること</u>
健康福祉部	健康福祉部長	社会福祉班	社会福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助の全般的な計画実施に関すること 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること（ひまわり） 3 被災世帯に対する生活保護及び厚生資金の融資に関すること 4 健康福祉部内の連絡調整に関すること 5 ボランティアの受付と登録に関すること 6 日本赤十字社への協力要請に関すること 7 義援金・援助物資の受付に関すること 8 仮設住宅入居者の選定に関すること 9 社会福祉協議会等との連絡調整に関すること 10 所管施設の災害対策に関すること
		高齢介護班	高齢介護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者への福祉の確保に関すること 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること（ゆとりの森） 3 要配慮者等の避難誘導に関すること 4 所管施設の災害対策に関すること
		健康班	健康課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療班の災害地派遣等に関すること 2 災害時の医療、助産に関すること 3 災害対策用医薬品に関すること 4 災害時における伝染病予防等防疫に関すること 5 災害時の食品衛生に関すること 6 保健所等との連絡調整に関すること 7 避難収容者の生活相談及び生活指導に関すること 8 所管施設の災害対策に関すること
		こども未来班	こども未来課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関すること 2 認定こども園の避難に関すること 3 災害時の臨時保育に関すること 4 被災幼児の保育・教育に関すること 5 保育施設の災害対策に関すること 6 <u>福祉避難所の開設及び運営に関すること（やすらぎ）</u>
産業経済部	産業経済部長	農林振興班	農林振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林地及び農林水産業用施設の災害対策に関すること 2 農林関係被害調査及び災害対策に関すること 3 農林水産関係機関との連絡調整に関すること 4 病害虫の発生予防及び防疫並びに家畜の防疫に関すること 5 災害時における農林水産業技術の指導普及に関すること 6 災害時における種苗、生産資材等に関すること 7 被害農家に対する農林金融に関すること

第4章 市災害対策本部の組織

		商工振興・ 企業誘致 班	商工振興・ 企業誘致課 長	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営の応援に関すること 2 商工業関係施設の災害対策に関すること 3 被災商工業者に対する金融措置に関すること
		観光・シテ イプロモ ーション 班	観光振興観 光・シテイ プロモーシ ョン課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光客への応急対策に関すること 2 避難所の開設及び運営の応援に関すること 3 観光施設の災害対策に関すること 4 防災拠点（道の駅）に関すること
都市建 設部	都市建 設部長	建設都市 計画班	建設都市計 画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木関係災害全般の調査及び対策に関するこ と 2 県土木関係機関との連絡調整に関すること 3 建設業者との災害対策のための連絡調整に関 すること 4 災害時における交通輸送計画に関すること 5 応急対策用資機材の確保に関すること 6 住宅の応急修理、障害物の除去に関すること 7 河川・砂防の災害対策に関すること 8 道路橋りょうの災害対策に関すること 9 災害救助用仮設住宅等災害対策用地の確保に 関すること 10 応急仮設住宅の建設に関すること 11 市営住宅の災害対策に関すること 12 都市公園等の災害対策に関すること 13 震災時の建築物応急危険度判定に関すること
		上下水道 班	上下水道課 長	<ul style="list-style-type: none"> 1 飲料水等の供給に関すること 2 上・下水道施設等の災害対策に関すること
教育部	教育委 員会 事務 局長	教育総務 班	教育総務課 長	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営の計画に関すること 2 所管避難所の被害状況調査に関すること 3 教育部の連絡調整に関すること 4 教育関係義援金品の受付等に関すること 5 教育部所管施設の災害対策に関すること
		学校教育 班	学校教育課 長	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関すること 2 小中学校等の児童生徒の避難に関すること 3 被災児童生徒に対する教育に関すること 4 災害時の授業等対策に関すること 5 被災児童生徒の教材及び学用品に関すること 6 学校施設の災害対策に関すること
		給食班	給食センタ ー所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 炊き出し業務に関すること 2 給食業者との連絡調整に関すること 3 所管施設の災害対策に関すること
会計部	会計管 理者	会計班	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、応援に関すること 2 災害関係費の出納に関すること 3 災害時に必要な物品に関すること 4 義援金、見舞金等の管理に関すること
議会・ 監査部	議会・ 監査委 員事務 局長	議会・監査 班	議会総務課 長	<ul style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること 2 避難所の開設、応援に関すること 3 部外他班の応援に関すること
消防部	消防長	消防総務 班	消防総務課 長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 消防関係施設の被害調査及び報告に関するこ と 3 消防施設の被害対策に関すること 4 他市町村消防機関に対する応援要請に関する こと 5 総務班との連絡調整に関すること
		予防班	予防課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 防火対象物の災害対策に関すること 2 危険物施設の災害対策に関すること

第4章 市災害対策本部の組織

		消 防 班	消 防 課 長	1 災害の警戒防ぎよ、救助業務に関すること 2 消防団の活動に関すること 3 緊急消防援助隊に関すること
		救 急 指 令 班	救急指令課長	1 災害時の緊急通報、無線通信に関すること 2 災害時の応急医療に関すること
		消 防 署	消 防 署 長	1 災害出場に関すること 2 災害による被害の拡大防止に関すること

1. 部長担当職及び班長担当職欠員のときはその職の下位の者、もしくは本部長又は部長が指定した者があたる。
2. 各班は本分担任務によるほか、余裕のあるときは必要に応じ他班の行う事項についての応援を分掌することは勿論、他の部班において当該部班の職員の被災等で著しい人員不足を生じた場合は、本部長の指示により代替可能な職員を配置する。
3. 分担が明確でない事務は、災害対策本部が指示した部班において担当する。
4. 災害時は災害対策本部に連絡指示系統を統一し、指揮連絡を明確にする。

<第2編 一般対策編>

〔目 次〕

第2編 一般対策編

第1章 災害予防計画

第1節 災害危険地域等の調査及び予防対策	
第1項 災害危険地域調査等の計画	1
第2項 災害危険地域の予防対策	2
第2節 市域の保全施設整備計画（市域保全計画）	4
第3節 建築物予防計画	6
第4節 災害防除に関する予防計画	
第1項 農地防災計画	8
第2項 水害予防計画	9
第3項 火災予防計画	11
第4項 火薬、ガス、危険物、毒物劇物等保安計画	14
第5項 上・下水道の防災計画	15
第6項 観光施設等の予防計画	16
第5節 文教関係等の予防計画	17
第6節 防災教養訓練計画	
第1項 防災教養計画	20
第2項 防災訓練計画	23
第7節 自主防災組織の育成と強化	25
第8節 災害対策物資備蓄等の計画	29
第9節 防災通信設備等の整備計画	33
第10節 避難対策	34
第11節 緊急離着陸場等の整備	42
第12節 避難行動要支援者対策	43
第13節 ボランティア活動の環境整備計画	47
第14節 医療救護体制の整備	49
第15節 広域応援体制の確立	51
第16節 大規模災害停電	53

第2章 災害応急対策

第1節 市本部活動体制	
第1項 市本部運用計画	54
第2項 職員動員計画	62
第2節 災害労務対策	
第1項 協力組織の編成及び活動計画	65
第2項 技術者等の雇上計画	67
第3項 技術者等の強制従事に関する計画	69

第4項	ボランティア活動支援計画	71
第3節	自衛隊派遣要請計画	73
第4節	交通通信計画	
第1項	道路交通対策	76
第2項	輸送計画	80
第3項	災害通信計画	82
第5節	情報計画	
第1項	警報・注意報・情報等の計画	84
第2項	災害情報収集等の計画	97
第3項	災害広報計画	114
第6節	災害防除計画	
第1項	消防計画	116
第2項	水防計画	118
第3項	防災ヘリコプター活用計画	119
第7節	被災者対策	
第1項	被災者の救助保護計画	120
第2項	避難計画	123
第3項	食料供給計画	133
第4項	飲料水供給計画	134
第5項	物資供給計画	136
第6項	応急住宅対策	138
第7項	医療救護計画	142
第8項	<u>保健活動・精神保健</u>	<u>145</u>
第9項	被災者救出計画	147
第10項	学用品等支給計画	148
第11項	行方不明者の捜索及び遺体の処置等	150
第12項	防疫計画	151
第13項	清掃計画	153
第14項	災害義援金品募集配分計画	155
第15項	その他被災者の保護計画	156
第8節	産業応急対策	
第1項	商工業の応急対策	159
第2項	農作物の応急対策	160
第3項	林地等の応急対策	161
第9節	公共施設の応急対策	162
第10節	公共的施設の応急対策	
第1項	鉄道の応急対策	163
第2項	通信施設の応急対策	164
第3項	電力施設の応急対策	165
第11節	文教対策	166

第3章 事故災害対策

第1項	林野火災対策	168
第2項	鉄道災害対策	171
第3項	道路災害対策	172
第4項	危険物等災害対策	174
第5項	大規模停電対策	176
第6項	企業防災の促進	177

第4章 災害復旧計画

第1項	公共施設等の災害復旧	180
第2項	被災者への支援	182
第3項	被災商工業者への支援	184
第4項	被災農林漁業者への支援	185

第1章 災害予防計画

第1節 災害危険地域等の調査及び予防対策

第1項 災害危険地域調査等の計画

市域における災害の未然防止及び軽減を図るため、災害による危険が予想される地域及び箇所等の調査を行い、計画的な防災対策の実施に努めるものとする。

1. 調査

市は、単独又は関係機関と共同して災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期すため、市域内において予想される水害、土砂災害、火災などの各種災害について、自然的、人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験等を参考として災害の種類ごとに被害想定を作成するものとする。

2. 計画の策定

市は、単独又は関係機関と共同して危険地域調査による想定被害に対処するため、災害危険箇所ごとに災害に関する情報の収集、伝達、警戒、避難体制並びに災害時における応急対策を策定するとともに、その内容を広報誌への掲載、地区説明会の開催など適当な方法で住民等に周知するものとする。

3. 事前指定に関する対策

市長は、危険地域調査の結果、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる施設や物件があるときは、その占有者、所有者又は管理者に対して、災害対策基本法第59条に基づく事前措置の対象になること及び災害時の措置方法をあらかじめ通知し、指導するものとする。

第2項 災害危険地域の予防対策

市は、国、県等関係機関の協力を得て災害が発生した場合の状況を想定し、災害応急対策計画を策定する基礎資料とするとともに、避難等の対策に反映するため、その状況を広く住民等に周知するものとする。

1. 水害予防対策

(1) 浸水想定区域における措置

市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、国及び県が指定した「浸水想定区域」ごとに水防法第15条第1項に基づく次の事項を定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合はその施設の名称及び所在地

(※資料26 要配慮者利用施設一覧)

(2) 洪水ハザードマップの配布

市は、上記の事項をはじめ浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等、防災に関する情報を住民等に周知するため、「洪水ハザードマップ」を作成し各家庭等に配布するものとする。

2. 土砂災害予防対策

市は、関係機関と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）から市民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

ア 危険区域の周知

市は、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、避難経路に関する事項を記載した土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行うものとする。

イ 警戒避難体制の整備

市は、市計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、避難訓練を実施するなど減災を図るものとする。

体制等については、第2章第1節「土砂災害警戒情報発令時の配備体制」の定めるところによる。

(2) 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

市は、土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者関連施設の調査結果に基づき、土砂災害警戒区域等に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

市は、施設の名称、場所等を市計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図るものとする。

ア 防災知識の普及

市は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るものとする。

イ 要配慮者関連施設における防災体制の整備、施設との連絡体制の確立

市は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努めるものとする。

3. リスクの評価

県及び市は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第2節 市域の保全施設整備計画（市域保全計画）

本市は、長良川と揖斐川に挟まれた輪中地帯及び養老山地と津屋川・揖斐川間の扇状地帯に住宅地が散在しており、これら河川のはん濫による浸水や養老山地の溪流に起因する豪雨時の土砂災害など自然災害を受けやすい条件にあるため、国、県等関係機関と連携し市域の保全に努めるものとする。

加えて、県、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

1. 水害対策

市は、国、県等関係機関に対して、長良川、揖斐川等の上流域における治水対策の強化を要望するとともに、国、県等関係機関とともに堤防及び排水施設等の補修、改善等水害防止対策の実施に努めるものとする。

2. 土砂災害対策

市は、国、県等関係機関とともに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山腹崩壊危険地区等における土砂災害を防止するため、砂防事業等対策の実施に努めるものとする。

なお、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地に起因する災害危険箇所等及びため池の状況は資料編、資料6～10のとおりである。

（※資料6 土砂災害（特別）警戒区域）

（※資料7 山地に起因する災害危険箇所）

（※資料8 山腹崩壊危険地区）

（※資料9 崩壊土砂流出危険地区）

（※資料10 ため池の状況）

3. 治山治水対策

森林は、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防止等の重要な公益的機能を有しており、市は、山地災害を防止するため、国あるいは県が長期計画に基づき直接行う事業の実施状況を考慮しつつ、治山治水事業を実施し森林の保全及び育成に努めるものとする。

また、盛土の規制について、総合調整や包括的などとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的を開催するものとする。

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

4 災害に強いまちづくり

県及び市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

県及び市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3節 建築物予防計画

災害による建築物に関連した被害の防止、あるいは被害の拡大を防止するため、建築物の予防対策を実施するものとする。

1. 建築物防災知識の普及

市及び防災関係機関は、建築に関連した事業に従事する職員及び業者あるいは住民に対し、建築物に関する災害予防及び応急対策についての知識、技術等の普及徹底を図るものとする。

(1) 実施者

建築物防災知識の教養普及は、県等関係機関と連携しつつ市担当部局（建築指導及び消防防災部局）が行うものとする。

(2) 実施の方法

建築物防災知識の教養普及は、あらゆる機会をとらえ必要に応じ災害の予想される季節前に重点をおき、次の方法により行うものとする。

ア 写真等による方法

イ ポスター掲示による方法

ウ 市広報誌による方法

エ インターネット等による方法

オ 講演会、説明会等による方法

(3) 教養普及事項

建築物の防災に関する知識等の普及は、次の事項について行うものとする。

ア 既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を図るため、住民に対して火災、台風、地震等に対する既存建築物の維持補修、補強の方法等を普及する。

イ 建築基準法等の普及

建築基準法施行の徹底を図るため、建築業組合、建築士会等を通じて関係業者等に建築基準等の知識、技術等の指導に努めるとともに、これら団体の協力を得て、住民に対する啓発に努める。

(4) 空き家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

2. 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第4節第3項「火災予防計画」に定めるほか次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の耐震不燃化に努めるとともに防災上必要な出入口、非常口、避難設備、消火設備等の施設及び設備の整備保全に努める。

(2) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあっては、法令に規定された防火管理者を選任しその任務を明確にしておくものとする。

(3) 避難等計画の策定

多数の人を収容し、災害により人命の危険が予想される特殊建築物の管理者は、気象警報等情報の把握や初期消火等災害の防除活動と収容者の避難誘導等の組織及び方法など、防災に関する計画を策定し災害対策の万全を期すものとする。

第4節 災害防除に関する予防計画

市及び関係機関は、災害の発生を直接的に防止しあるいは災害の拡大を防止するため、施設や資機材の整備点検、防災訓練の実施等に努めるものとする。

第1項 農地防災計画

農地のたん水による被害の防除は、河川の改修、農業用排水路の整備あるいは土地改良による対策を要するため、市及び土地改良区等関係機関は、既存施設の維持管理とともにこれら整備事業の推進に努めるものとする。

また、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊浸水等に伴う農用地及び農業用施設用地等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他の施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

第2項 水害予防計画

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織及び施設の整備並びに訓練の実施等は、別に定める「海津市水防計画」によるほか水害と関連する予防対策を実施するものとする。

治水対策の緊急性に照らして、集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

1. 気象観測施設の維持保全

災害にかかる気象の速やかな状況把握のため、雨量計等気象観測器具は器具類の維持保全に努めるものとする。

2. 道路、橋りょうの維持補修

道路管理者は、洪水時における道路及び橋りょうの保全を図るため、次により維持補修に努めるものとする。

災害発生前の緊急予防対策

- (1) 道路の路肩崩壊等が起こったとき又はその可能性があるときは、通行人や車両を守るため、注意標識や通行止め標識を設置する。
- (2) 道路パトロール隊等によるパトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに、臨機に必要な予防措置を行う。
- (3) 流失のおそれあるいは流水の障害となって付近に影響を及ぼすおそれのある橋等を保全又は改善するため、橋脚のごみの排除及び補修、橋台等の補強及び改良を行う。
- (4) 道路の冠水等による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

3. 水害リスクの開示

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

市は、県からの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムラインおよび想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

4. 防災知識の普及

市、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、自動車へのこまめな満タン給油、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第1章 災害予防計画

市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

5. 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第3項 火災予防計画

火災の発生を防止し火災による被害の軽減を図るため、火災予防に関する対策の充実に努めるものとする。

1. 消防力の充実整備

(1) 消防組織の整備

ア 消防体制の強化

市は、消防団員の人的確保に努め、各種の災害に対処し得る体制の強化充実に努めるものとする。

イ 予防査察体制の強化

市は、災害予防のための査察及び火災調査を徹底するため、消防本部の予防査察体制の強化充実に努めるものとする。

(※資料 11 消防署の組織体制・消防力等)

(2) 消防施設等の整備

市は、消防活動の万全を期すため、整備計画に基づき消防施設及び資機材の整備に努めるものとする。

ア 消防通信施設の整備

火災の早期通報と適切な消防活動を行うため、消防通信施設を整備するものとする。

イ 化学消防力等の充実

建築構造の変化及び危険物施設の増加に伴う火災に対処するため、消防施設及び化学消火剤等資機材の整備に努めるものとする。

(3) 機械器具の整備点検

非常災害時に消防用機械器具が十分に機能するよう、平常時から点検整備に努めるとともに毎月1回以上性能検査を実施するものとする。

ア 消防用機械の整備保全

消防団は、各部において毎月1回以上定期日を定めて機器の点検を行い、その保全に努め災害発生にかかる出動に備えるものとする。

イ 消防水利整備保全

消火栓、防火水槽等は、定期的に各地域において点検して整備保全に努めるものとする。

ウ その他の施設等の整備保全

消防庫、火の見櫓、サイレン装置等を常時点検し整備保全に努めるものとする。

2. 消防団員等に対する教養訓練

災害の予防あるいは防火活動等の万全を期すため、消防団員等に対して専門的な知識、技術の教養訓練に努めるものとする。

- (1) 消防の近代化に伴い一層高度の知識と技術が要請されることから、消防組織の質的向上を図るため消防団員等の県消防学校への派遣を推進する。

- (2) 消防訓練の徹底と、女性防火クラブ、その他地域住民が一体となった消防体制を確立するため防災機関と共催で消防合同訓練を実施する。

(※資料12 消防団の組織体制等)

3. 防火対象物の火災予防の徹底

市は、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の徹底を図る。なお、学校、病院等特定防火対象物（特殊建築物）の対策は、本計画に定めるほか本章第3節「建築物予防計画」に定めるところによる。

- (1) 市は、学校、病院、社会福祉施設、事業所、興業場等多数の者が出入りし、勤務し又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期すため立入検査を強化し、これら対象物の防火管理者の有資格者を養成するため、また、現任防火管理者の資質向上のため講習会を開催する。
- (2) 市は、旅館、ホテル、興業場等多数の者が出入りする特定防火対象物のうち一定規模以上のものを対象に、表示公表制度を実施し、防火安全上の不備事項の是正を促進し利用者の安全確保に努める。
- (3) 市は、危険物の安全管理を図るため、危険物製造所等の立入検査を行いその指導と取締りを強化する。

4. 住民に対する火災予防の徹底

市は、火災の発生を防止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、住民に対し防火、防災に関する意識の高揚を推進するものとするが、特に火災時あるいは震災時の初期消火体制を確立するため、貯水タンク類、水バケツ、消火器等を準備するよう指導し震災火災の心得等についても普及徹底するものとする。

- (1) 普及の時期
火災予防の普及はあらゆる機会に行うが、特に「全国火災予防運動」（春・秋の年2回）及び「文化財防火デー」の期間に重点をおいて広く強力に展開するものとする。
- (2) 協力機関
市は、海津市消防協会、同危険物安全協会、女性防火クラブ等の関係団体と協力して行うものとする。
- (3) 普及の方法
火災予防の普及は次の方法により行うものとする。
- ア 市広報誌による周知
 - イ ポスター、パンフレット、施設内展示による啓発普及
 - ウ インターネット等による啓発
 - エ 広報車等による巡回広報
 - オ 研究会、講習会等の開催
 - カ 消防関係行事への参加促進

5. 事業所等の消防体制の整備

市は、自衛消防体制の強化と工場、事業所等に対する自衛消防組織の整備を促進し、火災予防意識を普及するとともに自衛消防活動の万全を図るものとする。

- (1) 学校防火訓練、女性防火クラブ等を通じて、火災予防の普及あるいは家庭防火知識の普及を図るものとする。
- (2) 多数の従業員が勤務する工場、事業所等における自衛消防組織の整備を促進し、防火訓練その他について指導する。特に化学工場等危険性の高い工場、事業所等については化学消火設備の整備、化学消火剤の備蓄等を指導するものとする。

第4項 火薬、ガス、危険物、毒物劇物等保安計画

火薬類、高圧ガス、危険物等の保安対策は、県計画第2章第40節「危険物等保安対策」によるほか、次の対策の実施に努めるものとする。

1. 管理体制

火薬類、高圧ガス、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意し災害により保管場所が危険となったときは、市（消防本部）その他関係機関へ速やかに通報するものとする。

2. 保管場所の把握

市（消防本部）は、火薬類、高圧ガス、危険物等の取扱者及び関係機関の協力を得てこれらの保管場所の把握に努めるものとする。

3. 防災のための教養、訓練等自主保安体制の強化

火薬類、高圧ガス、危険物等の管理者等は、これらの保安管理について講習会、災害時の訓練等の実施、施設の整備点検等自主保安体制の強化に努めるとともに、使用者に対する啓発に努めるものとする。

（※資料13 危険物取扱い施設・保管場所）

第5項 上・下水道の防災計画

災害時においても、給水及び排水が円滑に実施できるよう、配水池、下水処理場、ポンプ場等主要施設の防護施設を設置し、災害の発生に備え資機材の整備点検を行うものとする。

1. 上水道施設

市は、災害時における給水を確保するため、上水道施設における各機器の整備点検を徹底し、特にポンプ施設の整備点検に留意する。

災害発生が予想されるときは、できる限り配水池を満水にするよう努めるものとする。

2. 下水道施設

市は、災害時における被害防止のため、下水施設機能を十分発揮させ、特に停電によるポンプ及び機械等の停止を避けるため、自家発電設備等の非常用動力を設置するほか、災害の発生が予想されるときは、汚水管路、ポンプ場及び処理場等の巡視を強化し必要な措置を行う。

また、常に主要幹線排水路及びポンプ場、処理場の機械設備の整備点検を実施するものとする。

第6項 観光施設等の予防計画

本市には、木曾三川公園をはじめ多くの観光施設があり利用する人々も多い。これら施設の利用者の安全を図るため、各施設の経営者又は管理者（以下「管理者等」という。）は必要な措置をとるものとする。

1. 責任体制の整備

観光施設の管理者等は、施設ごとに責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに避難、救助その他の組織を整備しておくものとする。

また、可能な限り滞留旅客等の情報把握に努め災害時に備えるものとする。

2. 気象予警報等の把握と避難

各管理者等は、ラジオ、テレビ等の放送で、災害に関する気象等の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに緊急時における避難誘導方法等を定め、「避難の心得」、「避難順路」等を明示して利用者の早期避難に努めるものとする。

3. 市との連絡体制

各管理者等は、観光施設に危険が予想されるとき市の連絡体制を整備しておくとともに、市長が適切な避難の指示が行えるようにしておくものとする。

また、市が気象予警報等の情報を得たときは、できるだけその情報を管理者等に伝達するように努めるものとする。

(※資料 14 観光施設等)

第5節 文教関係等の予防計画

学校その他文教施設の災害予防、あるいは幼児（保育園児等）、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の避難訓練等文教関係等の災害予防対策は、別に定める計画のほか、本計画の定めるところによるものとするが、各施設の管理者等は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別に予防計画を策定し対策の実施に努めるものとする。

1. 学校等建物の不燃化構造の促進

学校その他文教施設等の建物、施設の管理者等は、施設を災害から保護するため、次の事項に留意して施設の整備に努めるものとする。

(1) 学校、その他教育施設等

学校、その他教育、研究機関等の建物、施設を火災、台風等の災害から防護し、教育の確保と児童生徒等の安全を図るため、施設の建設にあたっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造等適切な構造物による建築に努めるものとする。

(2) 文化財

指定文化財等を災害から防護するため、個別に保管が可能なものについては不燃化建築による収蔵庫等に保管するなど、文化財の保存に努めるものとする。

2. 施設の予防対策

学校その他文教施設の管理者等は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して施設災害の予防にあたるものとする。

(1) 組織の整備

施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員の任務分担あるいは作業員の配置等、平常時よりその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時より施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに必要な補修、補強あるいは整備にあたること。

(3) 文化財

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消防用設備等を設置し防災に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

3. 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱いあるいは保管する学校等にあつては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、特に災害時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

第1章 災害予防計画

4. 防災教養

市教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料等を作成配布し、あるいは講習会等を開催して、防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努めるものとする。また、各園・学校においては、全職員の協力を得て、児童生徒等の発達段階に応じた防災知識の普及を図り、合わせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分修得させるものとする。

- (1) 防災知識の普及は、正規の教育過程に位置づけて実施すること。特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として地域の災害リスクに基づいた防災知識の普及と消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めること。
- (2) 災害時においては、児童生徒等の生命保護、安全退避を第一義とし、火災、風水害等それぞれの場合における生命、身体的安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場合における適切な避難計画を策定し、事前に児童生徒等に周知するものとする。
- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設等の安全確認、老朽危険箇所の補修等に留意し、児童生徒等に対しても火遊び等しないよう指導すること。
- (4) 各園・学校は、児童生徒等の通学路に沿う危険箇所について事前に調査し、登下校時の指導や災害予防の知識について理解させておくこと。

5. 避難その他の訓練

学校その他文教施設の管理者等は、関係職員に対して職員自身の防災意識の高揚を図り、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒等の避難、誘導等防災上必要な計画を策定し、訓練を実施するものとする。

- (1) 計画及び訓練は、園・学校種別、規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等、それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
 - (2) 訓練は、園・学校行事等に位置づけて計画すること。
 - (3) 火災及び風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意すること。
 - (4) 訓練は、毎学期1回程度実施すること。
 - (5) 訓練の実施にあたっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに、訓練による事故防止に努めること。
 - (6) 普段から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員ならびに児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知しておくこと。
 - (7) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年1月26日を文化財防火デーと定め、文化財防火訓練を実施するよう努めること。
 - (8) 計画の策定及び訓練の実施にあたっては、県担当部局、消防本部等関係機関の専門的な立場から助言、指導を受けること。
 - (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、必要に応じて関係計画の修正に努めること。
-

6. 気象予警報等の把握・伝達

市教育委員会及び各施設管理者は、災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、その他情報の把握に努めるものとする。なお、気象情報等の伝達は、第2章第5節第1項「警報・注意報・情報等の計画」に基づき伝達されるので、市教育委員会は各学校長に対して伝達するものとし、健康福祉部は各園長に対して伝達するものとする。

7. 休園・休校の特例

災害の発生が予想される場合の各学校の休校については、市教育委員会が決定して行うものとする。各園の休園については、市立にあっては市長が、私立にあっては管理者が決定して行うものとする。

第6節 防災教養訓練計画

市は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

第1項 防災教養計画

市（各部局、教育委員会）及び関係機関は、防災関係職員及び住民等に対し、災害予防あるいは災害応急対策等の防災知識の普及に努めるものとする。

1. 総合的な防災の教養普及

関係機関及び住民等に対する普及は、次の方法によって行うものとする。

(1) 計画書の配布

本計画は、関係機関に配布するとともに、市のインターネットホームページへの掲載などにより、住民等への普及に努める。また、市計画を修正した場合は、関係機関あるいは関係者に配布し、その内容を徹底するものとする。

(2) 普及の方法

- ア 市広報誌による普及
- イ 防災パンフレット等印刷物配布による普及
- ウ 防災行政無線同報系（以下「同報無線」という。）及び広報車の巡回等による普及
- エ インターネット等による普及
- オ その他講習会、研修会等開催による普及

(3) 広報すべき内容

防災知識の普及にあたっては、特に防災関係職員及び住民等に関して周知徹底を図る必要がある次の事項を重点的に普及するものとする。

- ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- ウ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の

- 認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で 災害時 にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- カ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(4) 防災リーダー（防災士）の育成

職員及び住民に対して、災害に関する知識や技能の習得及び地域の防災訓練や防災に関する研修への参加を促し、災害時には地域の自助・共助活動を担う防災リーダー（防災士）の育成に努める。

2. 火災予防及び消防についての教養普及

火災予防及び消防についての教養普及は、本章第4節第3項「火災予防計画」の定めるところによるものとする。

3. 水防等についての教養普及

(1) 職員に対する教養

水防計画の徹底を図るとともに、水防その他土木災害の応急対策に従事する職員に対して、対策実施上の科学的、専門的な知識、技術の教養に努めるものとする。

(2) 住民等に対する普及

気象に関する情報、災害の前兆現象、洪水時の避難等、水防に関する留意事項を通常災害が予想されるシーズン前に、本項「1. 総合的な防災の教養普及」(2)の方法によって普及徹底するものとする。

4. 防災意識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身

第1章 災害予防計画

の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、市民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2項 防災訓練計画

市（各部局、教育委員会）は、災害時に関係機関及び住民等と連携し、初動活動、応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図るため、計画的、継続的に地域の災害リスクに基づいた防災訓練を実施するものとする。

1. 基本方針

市及び防災関係機関あるいは防災上重要な施設の管理者等は、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、防災関係職員あるいは地域住民が処置すべき応急的な対策について実地に又は図上において、それぞれの機関別あるいは2以上の機関が合同して訓練を行うものとする。

2. 水防等の訓練

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域に位置し、市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを市長に報告するものとする。また、作成した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を市に報告するものとする。

なお、水防に関する具体的な訓練計画は、別に定める「海津市水防計画」の定めるところによるものとする。

3. 消防訓練

消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、隣接市町又は県本部と合同して実施するものとする。実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と合わせて実施するものとする。

4. 避難等救助訓練

市及び防災関係機関等は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施するものとする。また、学校、病院、社会福祉施設、スーパーマーケット等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。

なお、消防機関はこれら訓練に協力又は指導をするものとする。

5. その他の訓練

災害応急対策実施者は、応急対策を実施するため必要な次の事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と合わせ、又は単独で訓練を実施するものとする。

- (1) 災害警備
 - (2) 気象警報等の伝達
-

第1章 災害予防計画

- (3) 災害応急対策従事者の動員
- (4) 災害情報等収集及び伝達
- (5) 道路交通対策及び緊急輸送対策
- (6) 土砂災害対策
- (7) 情報連絡員や応援職員等の派遣

6. 総合訓練

市は、県及び各部門別応急対策実施機関と合同して、次の対策を総合して訓練を実施するものとする。

- (1) 警報等伝達訓練
- (2) 通信訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出訓練
- (5) 医療訓練
- (6) 炊出しその他救助訓練
- (7) 水防訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 広域避難訓練
- (10) その他の訓練

(※資料 15 教育訓練計画)

7. 道路啓開訓練の実施

市は、警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、国及び県が実施する道路啓開訓練に参加し、災害時における実効性の向上に努めるものとする。

8. 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

第7節 自主防災組織の育成と強化

災害を防止し、軽減するためには、公的機関による防災活動と地域住民あるいは施設、事業所等による自主防災活動との連携が重要である。このため、市(総務部)は、自主防災組織の育成指導に努めるものとする。その際、女性、高齢者、障がい者、外国人等の参画の促進に努めるものとする。

1. 地域住民による自主防災組織

- (1) 地域住民による自主防災組織づくりの推進
市は、地域住民の自主防災組織づくりを推進する。
- (2) 地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発
市は、県や防災関係機関等と連携して、住民に対する防災教育等により自主防災組織の重要性の啓発に努める。
- (3) 消防・警察OB等のリーダー的役割による自主防災組織の育成・強化
市は、消防団OB等のうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした地域に密着した指導により自主防災組織の充実を図る。
- (4) 自主防災組織の単位
自主防災組織は、自治会・区等、日常生活において互いに連帯感を保持できる基盤を共有している地域を単位とする。
- (5) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。
市は、計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定めるものとする。
市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

(※資料 29 地区防災計画)

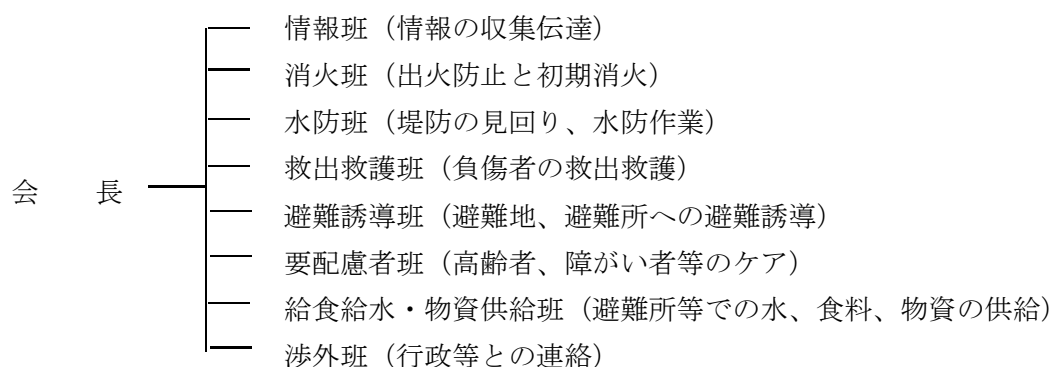
第1章 災害予防計画

■自主防災組織の規定（例）

地域の実情に応じた組織編成とし、次の事項を定めておく。

- 1 組織の名称
- 2 要綱又は規約
- 3 事業の内容
- 4 任務分担及び責任者

■自主防災組織の編成（例）



■自主防災組織の活動（例）

- 1 平常時の活動内容
 - (1) 防災知識の習得・普及活動
 - (2) 防災カルテ、防災マップの作成
 - (3) 防災訓練の実施
 - (4) 火気使用設備、器具、防災施設等の点検整備
 - (5) 生活必需品等の備蓄
 - (6) 要配慮者の把握
 - (7) 地域内他組織との連携
- 2 災害（発生）時の活動内容
 - (1) 情報の収集及び伝達
 - (2) 災害の初期的応急対策
 - (3) 救出救護
 - (4) 避難誘導

(6) 自主防災組織の活動拠点の整備

ア 市は、自治会・区等に1か所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設を定め、その整備に努める。＝コミュニティ防災拠点

イ この施設は、防災知識の習得・普及の場、資機材・生活必需品等の備蓄、自主防災組織の災害応急活動の拠点として利用する。

(7) 応急物資、資器材等の備蓄及び整備点検

非常食、応急手当用医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等の応急物資は、各家庭で備え

るほか、自主防災組織として確保することが望ましい資器材については、必要に応じて整備するとともに、いざというときにその機能が十分発揮できるよう定期的に点検する。

(8) 研修の実施

ア 自主防災組織のリーダー研修

市は、県や防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

イ 各種団体における防災研修

市は県と連携して、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導する。

(9) 防災訓練

防災活動に必要な知識・技術等を修得し、また組織的行動をとるためには、防災訓練は極めて重要なものである。このため、自主防災組織ごとの訓練の実施及び市、県等の各種防災訓練に積極的な参加を指導する。

(10) 避難計画

平常時における危険箇所等の調査を踏まえ、安全な避難の方法等あらゆる事態を考慮しながら十分検討する。特に高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の対策に万全を図るほか、家庭のなかでの役割分担も含め、危険な状態に至ったとき安全で混乱のない避難のできる方策を検討する。

(11) 消防団、警部補交番等との連携強化

ア 市は、県及び県警察と連携して、消防団員等と地域の防災情報拠点である警部補交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進する。

イ 市は、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

2. その他（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛防災組織

一定規模以上の施設、事業所等にあつては、消防法により消防計画を定め自衛消防の組織を設置することとなっている。

ア 市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。

イ 市は、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携化を図る。

ウ 施設、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として被害の防止又は軽減に努めるものとする。

(2) 建設防災支援隊

市が災害応急対策を実施する場合において、地域の建設事業者が建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防その他の行政機関と連

携し倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する。

3. 事業所の防災協力の促進

事業所の持つ組織力や資機材等の潜在的な能力は地域の重要な防災力の一つであり、市は、事業所に対して防災協力の意義を普及するとともに、大規模な災害時における事業所の防災協力等を促進するための環境整備を推進する。

(1) 防災協力メニュー

想定される災害の規模・被害を考慮した防災協力の具体的なメニューを提示し、事業所の防災活動への参加を促進する。

(2) 防災協力事業所登録制度

災害や事故が発生した場合に、必要に応じて事業所に協力を要請するため、事前登録制度を導入し事業所及び住民等に制度の周知を図る。

(3) 防災協力協定

広範な業種の事業所と協定を締結することにより多様な応急対応が可能となるため、市と事業所や業界団体間の協定締結を促進するとともに、地域の防災に関する問題意識を共有する関係を構築する。

(4) 事業所との連携強化

事業所と市、自主防災組織等との連携強化を図るため、情報の共有、人的交流、防災訓練の参加、コーディネーターの育成等平常時における様々な活動を促進する。

(5) 事業所自らの防災力の向上

大規模災害時に防災協力が迅速に行われるためには、従業員や事業所施設の被害を最小限に止めることが重要であることから、住宅や建物の耐震化、資機材の充実等事業所自らの防災力の向上に取り組むよう啓発する。

第8節 災害対策物資備蓄等の計画

市（総務課、上下水道課）は、大規模な災害発生直後の住民等の生活を確保するため、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、非常用発電設備、炊き出し用具、毛布等生活必需品及び防災資機材、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄並びに調達体制の整備に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう普及啓発を進めていく。

1. 災害対策物資の備蓄

(1) 発災初期の備蓄の対応

発災初期については、住民の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後の生活に必要な7日分程度の食料、飲料水、生活必需品は、原則として各世帯が備蓄するものとする。

(2) 公共備蓄の考え方

公共備蓄は次によるものとする。

ア 公共備蓄すべきもの

- (ア) 緊急に必要なもの
- (イ) 業者の在庫から調達が困難なもの
- (ウ) 流通在庫の不足量を補完するためのもの

イ 公共備蓄の役割分担

公共備蓄は、市と県が適切な役割分担のもとに行うものとする。

■ 県と市との役割分担例

	市	県
飲料水食料	飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁	
生活必需品	懐中電灯、ろうソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、ゴミ袋、ポリタンク、ポリバケツ、プロパンガス、タオル、トイレトペーパー、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚水処理用の水、食器、割り箸、ほ乳ビン、雨具、石けん、洗面具	
炊飯装置	炊飯設備（薪、LPG用）、携帯コンロ、ガスボンベ	
暖房装置	石油ストーブ	
医療品	救急箱、消毒液、三角巾、AED	災害用医療資材セット
情報通信機器	携帯ラジオ、携帯無線機、拡声器	
防災活動上の資機材	テント、防水シート、防災シート、リヤカー	発動発電機、投光器、エアテント、水槽車、特殊自動車
救助活動上の資機材	担架、ノコギリ、チェーンソー、油圧ジャッキ、ハンマー、バール	舟艇、クレーン車、ファイバースコープ

第1章 災害予防計画

飲料水供給設備	給水タンク、給水車、浄水装置	飲料水自動給水装置
その他	仮設トイレ	

(3) 市の備蓄の原則

市の備蓄は、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。備蓄経費の削減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図るものとする。

2. 食料及び生活必需品の確保

(1) 市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。

ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等のニーズに十分配慮する。）

イ 市内における緊急物資流通在庫調査

ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に調達に関する協定を締結する。

エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ 公共備蓄すべき物資の備蓄

カ 緊急物資の集積場所として、緊急輸送道路・ヘリポート等との位置関係から選定した広域防災拠点施設を利用する。

キ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ク 炊き出し要請先リスト作成

■広域防災拠点施設

救援物資の一時集積配分拠点、自衛隊等応援部隊の活動拠点	
海津地域	武道館、柔道場、海津グラウンド
平田地域	平田体育館、平田グラウンド
南濃地域	南濃体育館、南濃グラウンド

■緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容

- 1 確保すべき品目、数量
- 2 流通在庫の定期的調査
- 3 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- 4 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- 5 調達体制
- 6 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
- 7 緊急物資の集積場所
- 8 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
- 9 供給計画

- (2) 住民は、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努めるものとする。
 - ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
 - イ アのうち、非常持ち出し品の準備（2～3日程度の食料、懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等の防災用品）
- (3) 自主防災組織は、地域の実情に応じ必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (4) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に努めるものとする。

3. 飲料水の確保

- (1) 市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じるものとする。
 - ア 岐阜県水道災害相互応援協定に基づく他の水道事業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成
 - イ 応急給水資機材等の整備
 - ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等
 - ウ 湧き水、井戸水等の把握
 - エ 水道工事業者等との協力体制の確立
 - オ 復旧資材の備蓄
 - カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

■応急給水計画の内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 臨時給水設置場所の指定、その周知方法2 臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制3 応急給水用資機材の確保方法 |
|--|

- (2) 住民は、各家庭において災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努めるものとする。
 - ア 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。
 - イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水容器は、衛生的で安全性が高く水漏れ、破損しないものとする。
- (3) 自主防災組織は、地域における水源等を調査するとともに給水班を編成し災害時の給水活動に備えるものとする。

4. 防災資機材の確保

- (1) 市は、災害応急対策に必要な資機材を確保、備蓄するものとする。また、自主防災組織は防災資機材倉庫等を設置し自主防災活動の充実に努めるものとする。
- (2) 市は、災害応急対策に必要な重機類の借り上げ等について、業界団体と協定を締結するものとする。
- (3) 被災者の救出時に必要な舟は、近年減少しつつあるため、舟の所有者に対しては保

全等の協力を要請する。

- (4) 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

5. 物資支援の事前準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(※資料16 機械器具、資材等の備蓄)

(※資料28 災害応援に関する協定一覧)

第9節 防災通信設備等の整備計画

災害予防及び災害応急対策のため必要な情報の伝達・交換を円滑に実施するため、防災通信施設等の整備充実に努めるものとする。

本市においては、防災行政無線が整備され、平常時の運用はもとより災害時に対しても即応できるシステムとなっているが、今後は、より高度な通信システムの構築を図るものとする。

1. 防災行政無線の充実

市（総務課）は、住民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び市と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努めるものとする。

2. 各種通信手段の確保

市は、通信の途絶を回避するため、関係機関及び関係者と連携し様々な通信手段の確保に努めるものとする。

- (1) アマチュア無線
- (2) 電子メール等
- (3) 指定避難所・避難場所のWi-Fi環境の整備等

（※資料 17 通信設備）

第10節 避難対策

市（総務課、市民活動推進課、社会福祉課、高齢介護課、農林振興課、教育委員会）は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導體制を整備するものとする。

また、躊躇なく、避難情報等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担をするなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

1. 避難計画の策定

市は、避難情報等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。

また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、市は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市長に報告するものとする。

2. 行政区域を越えた広域避難の調整

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。

県及び市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

■計画の内容

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 避難指示等を行う基準 |
| 2 | 避難指示等の伝達方法 |
| 3 | 指定避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口 |
| 4 | 避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等 |
| 5 | 指定避難所等の整備に関する事項 |
| | (1) 収容施設 |
| | (2) 給水施設 |
| | (3) 情報伝達施設 |
| 6 | 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 |

3. 指定避難所と指定緊急避難場所

(1) 指定避難所

住家を失い、又は避難の指示等を受けた者を収容するための指定避難所の選定については、洪水、津波、がけ崩れ、土石流、地滑り等に対して地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等が無く、かつ、たん水、強風等に耐える建造物とし、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や災害に強いトイレの整備、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図る。また、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所等、多様な指定避難所の確保について検討しておくものとする。

なお、市の施設は指定避難所規模が不足していることから、庁舎の活用（一時的な使用）を図るとともに、指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等と事前に避難所として使用するための協定等を締結し、指定避難所の確保に努め、指定避難所の指定を行った場合には、市報等により周知徹底を図り、緊急時に備えるものとする。

また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

■指定避難所ガイドラインの内容

- 1 避難者が避難生活しやすい（物資の運搬、集積、宿泊等の利便性）公共の施設であること
- 2 地区住民を十分収容することができる面積を有すること。
- 3 耐震耐火構造であること。地震により建物が使用できなくなることも考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。
- 4 市が管理する以外の施設にあっては、利用についての協定が締結されていること。
- 5 選定の順序は次のとおりとする。
 - (1) 公立小中学校
 - (2) その他の公立学校
 - (3) その他の公共的施設
 - (4) 庁舎（一時的な利用）
 - (5) その他民間施設（協定締結）

ア 指定避難所の施設設備の整備

- (ア) 指定避難所開設に必要な施設設備・・・仮設トイレ、マット、通信機器、テレビラジオ等、非常緊急通話用電話
- (イ) 避難所生活の環境を良好に保つための設備・・・換気、照明等
- (ウ) 要配慮者への配慮・・・スロープ、障がい者用トイレ

イ 避難所における生活物資の確保

指定避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

ウ 初動体制の確立

市は、指定避難所の開設における初動体制の責任者を定めるなど、避難措置の万全を期すものとする。

エ 指定避難所の運営体制＝『避難所運営ガイドライン』の策定

避難者（自主防災組織等）と市又は施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、事前に『避難所運営ガイドライン』を策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

■避難所運営ガイドラインの内容

- | | |
|---|--|
| 1 | 指定避難所開設・管理責任者 |
| 2 | 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続き等）に係る事項 |
| 3 | 指定避難所生活の基本ルール
・居住区画の設定・配分
・共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
・プライバシーの保護等 |
| 4 | 避難状況の確認方法 |
| 5 | 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約 |
| 6 | その他指定避難所生活に必要な事項 |
| 7 | 平常体制復帰のための対策 |
| 8 | 車中泊避難者や感染症等の対策 |

オ 感染症対策

海津市 避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」参照

(2) 指定緊急避難場所

災害が発生した際に、身を守るために一時的に避難する場所として、災害の種類ごとに、安全を確保できる施設（広場、公園、グラウンドなど）を「指定緊急避難場所」として確保に努め、指定緊急避難場所の指定を行った場合には、市報等により周知徹底を図り、緊急時に備えるものとする。

■指定緊急避難場所の選定基準

- | | |
|---|--|
| 1 | それぞれの災害（地震、洪水、土砂）に対して安全を確保できる施設（場所）とする |
| 2 | 地区住民を十分収容することができる面積を有すること |
| 3 | 洪水の浸水想定区域内の避難する施設（場所）は想定浸水深より高いところに位置する施設（場所）もしくは、浸水深より高い位置に避難できる階に収容できる面積を有すること |
| 4 | 市が管理する施設以外の施設にあつては、利用について協定が締結されていること |

(3) 基本事項

- ア 原則、建築物だけでなく、場所（高台・公園・広場・山等）も指定する
- イ 災害から一時的に避難する施設（場所）であり、避難生活をする場所ではない
- ウ 職員を派遣し、市が開設する
- エ 24時間使用できる施設（場所）とする
- オ 危険物保管場所が近くになく、保安距離が必要な施設については保安距離以上離れた施設（場所）とする
- カ 風水害に対する避難場所の場合には施設の何階以上と位置を指定する
(例：〇〇小学校校舎2階以上)

(4) 対象とする災害

ア 風水害

洪水

対象河川	： 揖斐川、長良川、津屋川、大樽川、山除川、田鶴川、三切川
浸水範囲	： 対象河川の氾濫の最大範囲を想定
浸水想定	： 木曾川上流河川事務所管理区間・木曾川下流河川事務所管理区間

第1章 災害予防計画

揖斐川、長良川、木曾川（国土交通省）
津屋川、山除川、長除川（岐阜県）

土砂災害

1. 土砂災害警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊）が発生した場合、建築物に破損が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域。

2. 土砂災害特別警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊）が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがある区域で、当該区域における土砂災害を防止するために危険の周知及び警戒避難体制を整備すべき区域。

イ 震災

地震（海津市被害想定）

■南海トラフを震源域とする巨大地震		■養老－桑名－四日市断層帯を震源域とする地震	
震度予測	6弱	震度予測	7

(5) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

	指定緊急避難場所	指定避難所
考え方	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための場所	災害が発生した後に、自宅で生活できない被災者が避難生活をするための施設
指定	災害の種類ごとに指定 (洪水、土砂災害、地震)	災害の種類に限らずに指定 (学校体育館等を指定)
基準	1. 災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、開放されること 2. 異常な気象が発生した場合に危険が及ばない区域にあること ・洪水の場合：浸水想定区域外、又は洪水等の水位以上の高さに受け入れできるスペースがあること。 ・土砂災害の場合：土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域外であること 3. 地震の場合：耐震性があり、安全な構造であること	1. 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模 2. 速やかに被災者を受け入れ、または生活物資の配布が可能な構造を有すること 3. 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること 4. 車両による輸送が比較的容易な場所にあること
種別	場所または施設	施設
備考	指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることがある	

4. 福祉避難所

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者については、応急的に避難所において保護する必要があるが、特に、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等については、一般的な指定避難所では生活に支障を来たす者を収容するための施設を備え、民間施設を有効に活用するため事前に協定を締結し、福祉避難所の確保に努め、福祉避難所の指定を行った場合には、市報等により周知徹底を図り、緊急時に備えるものとする。

■福祉避難所

基本事項

- 1 それぞれの災害（地震、火災、洪水、土砂）に対して安全を確保できる施設とする
- 2 市が福祉避難所として指定している施設、もしくは市が福祉避難所としての協定を締結している施設
- 3 利用者は要配慮者で、指定避難所において対応が困難な方及び介添え者とする
- 4 福祉避難所は施設管理者が運営する
- 5 福祉避難所として協定を締結している施設の利用は、市からの要請が必要となるため、利用希望者から直接施設への利用申し込みはできない

5. 自治会・区等の指定する場所等

市は、指定避難所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるよう、あるいは身近な施設として緊急的に避難できるように、自主防災組織等ごとに自治会・区等の指定する場所等をあらかじめ確保し、地域の住民に周知する。なお、自治会・区等の指定する場所等の管理、運営は、自主防災組織等が行うものとする。

■自治会・区等の指定する場所等の選定基準

- 1 自主防災組織等ごとの居住者等を、一時的に収容できる程度の広さを有する集会所等とする。
- 2 付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- 3 居住者等が集合しやすく、移動しやすい狭い路地等で囲まれていない所とする。

6. 道の駅の整備

道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

7. 指定避難所の指定

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指

第1章 災害予防計画

定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(※資料 18 指定緊急避難場所・指定避難所、福祉避難所)

(※資料 28 災害応援に関する協定一覧)

8. 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報誌、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域につ

いては「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違ふこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は「屋内安全確保」を行うことができることについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

9. 避難情報の把握

市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

第11節 緊急離着陸場等の整備

災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、緊急離着陸場を設定するとともに、防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、整備を図るものとする。

1. 緊急離着陸場の選定

市（総務課）は、陸上輸送が不可能になった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災の空中消火の基地などとして、ヘリコプターの離着陸が可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設けるものとする。

2. ヘリポート等の整備

市は、公共建築物の屋上ヘリポート等の整備・確保に努めるほか、ヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努めるものとする。

（※資料 19 緊急離着陸場）

第12節 避難行動要支援者対策

市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、要介護高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の被害を最小限にとどめるため、避難行動要支援者名簿の作成等について必要な事項を定める。

また、市及び避難支援等関係者は、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の支援体制を確立するとともに、避難行動要支援者の状況、特性等に応じた防災対策が適切に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

避難行動要支援者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者をいう。

- (1) 65歳以上の1人暮らしの者
- (2) 要介護認定3・4・5を受けている者
- (3) 身体障害者手帳1・2級（総合判定）を所有する者（視覚・聴覚・肢体不自由）
- (4) 療育手帳A・A1・A2を所有する者
- (5) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所有する者で単身世帯の者
- (6) その他、市及び自治会等が支援を必要と認めた者や、自ら避難することが困難で、避難行動要支援者への登録を望む者

ただし、地域の避難支援等関係者の人数に限りがあることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者を優先する。

1. 地域ぐるみの避難行動要支援者支援

- (1) 市は、健康福祉部、教育委員会、市民環境部、総務部及び消防本部の連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している自治会長、区長、民生委員児童委員、社会福祉協議会、福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定等に努めるものとする。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援には、市内すべての住民が避難支援者となる必要があることを認識する体制づくりに努めるものとする。

【避難支援等関係者となる者（名簿提供者）】

自治会、区、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防関係機関、警察関係機関

2. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次のとおりとする。

第1章 災害予防計画

(1) 掲載する個人情報

氏名、生年月日、性別、住所及び居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項。

(2) 個人情報の入手方法

ア 市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、住民基本台帳等を活用し関係部局で把握している「避難行動要支援者の範囲」にて規定する者の情報を集約する。

イ 難病患者に係る情報等、市で把握していない情報については、県知事又はその他の者に対して、情報提供を求めるなど、必要な情報取得に努める。

ウ 従前の「災害時要援護者名簿」を活用する。

エ 市は、避難支援等関係者となる者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

3. 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の異動など情報の把握に努める。名簿作成の担当部局と関係部局の連携を密にし、避難行動要支援者に関する情報を適時に共有するとともに、これに基づき定期的に名簿の更新をする。

4. 情報漏洩を防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿の作成、更新及び削除にあたって、名簿情報の提供に際する情報漏洩を防止するため、次の措置を求め、あるいは講じるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 災害対策基本法に基づき提供されている避難行動要支援者名簿に関する事項は、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。
- (4) 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

5. 名簿登録者への情報伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる高齢者等避難の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。また、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報が入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者に対して、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難の発令及び伝達にあたっては、特に配慮する。

6. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が名簿情報に基づいて避難支援を行う際には、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命や身体の安全を守ることが大前提である。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作って周知する。

7. 避難行動要支援者に配慮した防災意識の普及等

- (1) 市は、地域における避難行動要支援者の支援に向けて、また、避難行動要支援者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、避難行動要支援者、避難支援等関係者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

市は、避難行動要支援者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

- (2) 施設等管理者は、職員、入所者等に対し、避難行動要支援者を災害から守るため、また、避難行動要支援者が自ら災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。また、施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる 非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

市計画に名称及び所在地を定められている避難行動要支援者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

- (3) 避難行動要支援者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、衣料品等の入手方法を明確にしておくよう努める。
- (4) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、避難行動要支援者の生活について知識の習得に努める。

8. 人材の確保

- (1) 市は、避難行動要支援者の支援に当たり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。
- (2) ボランティアの活用を図るため、その活動の支援策等に努める。

第1章 災害予防計画

- (3) 社会福祉施設等においては、平常時よりボランティア受け入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

9. 個別避難計画

市は、計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、市の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第13節 ボランティア活動の環境整備計画

市（社会福祉課）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

また行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時のボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制の整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1. ボランティア意識の啓発

市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・各種ボランティア団体との連携のもとに、住民のボランティア意識の啓発を行うものとする。

2. ボランティアの組織化

市は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

3. 災害ボランティアの登録

市は、市社会福祉協議会が行うボランティアの受入体制づくりについて、指導・支援するものとする。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。

なお、市社会福祉協議会は次の要領で災害ボランティアの登録を行う。

(1) 活動の内容

ア 被災者への支援

要望の把握、片づけ、家財等の搬出、ごみ処理、救援物資の配布、家事援助・介護、家屋修繕、指定避難所や病院などへの付き添い など

イ 指定避難所への支援

炊き出しサービス、救援物資の配布、避難者へのメンタルケア、介護サービス、洗濯、布団干し、救護所の設置、カウンセリング など

ウ 被災施設への支援

救援物資の配布、緊急入所援助、利用者の介護 など

エ 災害ボランティアセンターの支援

ボランティアの受付、要望の掲示、ボランティアのコーディネート、救援物資の仕分けなど

(2) 対象者

災害救援ボランティア活動に対する熱意があり、心身ともに健康な者を、性別、年

第1章 災害予防計画

齢等を問わず登録する。

(3) 登録後の活動要請

次の場合に、市社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

- ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
- イ 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

4. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

市は、市社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の広報及び啓発、ボランティアの養成及び研修、受入側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。なお、市はボランティアセンターの設置・運営について指導・支援するものとし、その際ボランティアセンターの運営に積極的に参画するものとする。

市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、調整役となるボランティアコーディネーターの育成、確保に努めるものとする。

なお、市及び社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの育成、確保について指導・支援するものとする。

(3) 防災リーダー（防災士）の活動

防災リーダー（防災士）は、市や地区自主防災組織と連携し、平時には地域において防止意識の啓発活動を行うとともに、有事には可能な範囲で被害状況の把握や避難所運営に係る支援等を行うものとする。

5. ボランティア活動拠点の整備

市は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と、必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

(※資料 20 ボランティア関係団体)

6. 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第14節 医療救護体制の整備

災害時には、住民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。このため、市（健康課）は、防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努めるものとする。

1. 緊急医療体制の整備

- (1) 市は、地域の実情に合わせた医療班の編成を計画するものとする。ただし、市独自で編成が不可能な場合は、広域圏で編成するものとする。
- (2) 医療班の編成にあたっては、海津市医師会の全面的な協力を得て編成するものとする。
- (3) 災害が発生した場合、医療救護活動が円滑に開始できるよう、応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行うものとする。
- (4) 指定避難所等における救護所の設置については、あらかじめ当該施設管理者と協議しておくものとする。
- (5) 病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておくものとする。

2. 後方搬送体制の整備

- (1) 負傷者の後方搬送について、市は関係機関と連携し、それぞれの役割分担を明確に定めておくものとする。
- (2) 医療班等は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するため、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグ(注)を活用した救護活動について、平常時から訓練し、習熟に努めるものとする。

■ トリアージ選別

優先度	処置	色別	疾病状況	診 断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気管閉塞又は呼吸困難、重傷熱傷、心傷害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機的	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保 留	緑	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷（対表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死 亡	黒	生命兆候のないもの	すでに死亡しているもの

(注) トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

- (3) 人工呼吸器を装着している在宅難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに搬送し、救護する必要がある。このため、市は、医療機関、自主防災組織、ボランティア等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護体制を確立するものとする。
- (4) 大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療救護活動が困難になることが予想される。このため、市は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護所や医療機関への搬送活動等について、自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進するものとする。

3. 医薬品等の備蓄

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、救護所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等の整備を推進するものとする。

市は、海津市医師会が災害時において円滑な医療救護活動を行うため、市内の医療機関に医師会より要望のあった医薬品を整備し、即時対応体制がとれるよう協力を求めるものとする。

4. 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

県及び市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

5. デジタル技術を活用した防災対策の推進

県、市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

(※資料 21 市内医療機関)

(※資料 28 災害応援に関する協定一覧)

第15節 広域応援体制の確立

市（総務課、秘書広報課）は、大規模災害を想定した広域の応援体制を、多重的に整備する。なお、応援する場合は、自己完結型（寝食自給型）で行う。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

1. 広域相互応援

市は、大規模災害時における、県外の近隣市町村又は友好市町村との相互応援協定の締結に努めるものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

（※資料 28 災害応援に関する協定一覧）

2. 県内相互応援

（1） 広域消防相互応援協定

市は、消防組織法第21条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結しており、大規模災害時は、協定に基づき県下5ブロックの代表消防機関を通じて市長が要請するものとする。

（2） 県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「災害相互応援協定」を締結しており、これにより災害時には相互応援を実施する。

（3） 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

（4） 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

（※資料 27 岐阜県関係等の協定等一覧）

3. 協力体制の確立

市は、災害時の応急対策の万全を期すため、平常時から隣接市町や防災関係機関や企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

（※資料 28 災害応援に関する協定一覧）

第16節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1. 実施責任

県

市 (総務課、社会福祉課、高齢介護課、教育委員会)

防災関係機関

事業者

2. 実施内容

(1) 連携の強化

市及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。

(2) 事前防止対策

市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(3) 代替電源の確保

市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 市本部活動体制

第1項 市本部運用計画

市（総務課）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより「海津市災害対策本部」を設置する。

災害対策本部は、災害の規模、程度によって、それぞれの状況に応じた配備体制をとるものとする。

なお、地震災害については、「地震対策編」による。

1. 市本部の体制

注意報、警報等が発表されたとき、又は市本部が設置されたときの体制は、次表「風水害等一般災害時の配備体制」によるものとする。

2. 職員の配備基準

- (1) 準備体制、警戒第一体制、警戒第二体制、警戒第三体制及び非常体制等をとるべき旨の伝達は、以下のとおりとする。
 - ア 勤務時間内においては、庁内放送又は電子メールによって行う。
 - イ 勤務時間外、休日においては、電子メール、家庭の電話、個人の携帯電話によって行う。
- (2) 準備体制及び警戒体制時の判断及び指揮監督は、副市長が行う。
- (3) 市長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに災害対策本部各本部員に連絡するものとする。
- (4) 災害対策本部各本部員及び部・班長は、災害対策本部長（市長）が災害対策本部の設置を決定したときは、あらかじめ定める動員体制をとるものとする。

3. 市本部の開設及び解除

- (1) 開設場所
市本部は、原則として海津市役所東館4階災害対策本部室に設置する。海津市役所が被災し、その機能等が使用できないときは、海津市地域防災センター2階防災対策室に設置する。
- (2) 本部の解除
本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後の応急措置がおおむね完了したと認めたときは災害対策本部を解除する。
- (3) 体制等の特例
市長は、災害の種類、状況その他により、「1. 市本部の体制」に定める体制により

難いと認めるときは、特定の部課(班)に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

(4) 本部開設等の通知

市本部の開設・解除・体制(変更)等を決定したときは、本部連絡班は次の各機関に通知(伝達)する。

なお、勤務時間内においては、庁内各班に対して放送により伝達する。

- ア 市本部各部班
- イ 市防災会議委員所属機関(警察署等)
- ウ 県支部(総務班)
- エ 市内関係機関・団体(自主防災組織等、農業協同組合、森林組合、医療機関等)

第2章 災害応急対策

防災気象情報提供契約期間外の配備体制（4月1日～5月15日・11月16日～3月31日）

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	配備対応課等	摘要
準備体制	①海津市に次の注意報が発表されたとき 大雨注意報 洪水注意報 ②海津市に大雪警報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課 1名	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警戒第一体制	①海津市に次の警報が発表されたとき 大雨警報 洪水警報 暴風警報 ②海津市に暴風雪警報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、 <u>建設都市計画課</u> の一部職員	災害情報集約室 市長が必要と認める場合において、災害警戒本部を設置。（本部長は、副市長）
警戒第二体制	①揖斐川、長良川等の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ②揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位に到達することが予想される場合 ③水位周知河川である津屋川の水位が避難判断水位に到達したとき ④大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ⑤漏水等が発見された場合 ⑥大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合 ⑦数時間後に避難経路等の安全な通行が困難となることが想定される場合 ⑧大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ⑨強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑩その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、 <u>企画課</u> 、 <u>財政課</u> 、 <u>農林振興課</u> 、 <u>観光・シティプロモーション課</u> 、 <u>商工振興・企業誘致課</u> 、 <u>建設都市計画課</u> 、教育委員会の一部の職員	災害警戒本部を設置 【警戒レベル3】 高齢者等避難発令

<p>警戒第三体制</p>	<p>①揖斐川、長良川等の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ②揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、水位が堤防高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③水位周知河川である津屋川の水位が氾濫危険水位に到達したとき ④異常な漏水等が発見された場合 ⑤土砂災害警戒情報が発表された場合 ⑥土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ⑦大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ⑧土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ⑨その他市長がこの体制を命じたとき</p>	<p>総務企画部、消防本部、<u>市民生活部</u>、健康福祉部、産業経済部、<u>都市建設部</u>、教育委員会の職員 他に各部課長 （本部長、副本部長）</p>	<p>災害対策本部を設置 【警戒レベル4】 避難指示発令</p>
<p>非常体制</p>	<p>①揖斐川、長良川、津屋川等の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 ④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑤決壊や越流が発生した場合 ⑥土砂災害が発生した場合 ⑦海津市に<u>大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合</u> ⑧災害が発生し、市内の広範囲に大規模な被害が予想されるとき ⑨災害救助法を適用する災害が発生したとき</p>	<p>全職員</p>	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>

第2章 災害応急対策

防災気象情報提供契約期間内の警戒配備基準 (5月16日～11月15日)

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	配備対応課等	摘要
準備体制	①海津市の3地区(北部、中東部、南部)の水防体制指標のいずれかがレベル1になったとき ②海津市に洪水注意報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課 1名	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警戒第一体制	①海津市の3地区(北部、中東部、南部)の水防体制指標のいずれかがレベル2になったとき ②海津市に洪水警報または暴風警報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、 <u>建設都市計画課</u> の一部の職員	災害情報集約室 市長が必要と認める場合において、災害警戒本部を設置。(本部長は、副市長)
警戒第二体制	①海津市の3地区(北部、中東部、南部)の水防体制指標のいずれかがレベル3になったとき ②揖斐川、長良川等の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ③揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位に到達することが予想される場合 ④水位周知河川である津屋川の水位が避難判断水位に到達したとき ⑤大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ⑥漏水等が発見された場合 ⑦大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合 ⑧数時間後に避難経路等の安全な通行が困難となることが想定される場合 ⑨大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 ⑩強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑪その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、 <u>企画課</u> 、 <u>財政課</u> 、 <u>農林振興課</u> 、 <u>観光・シティプロモーション課</u> 、 <u>商工振興・企業誘致課</u> 、 <u>建設都市計画課</u> 、教育委員会の一部の職員	災害警戒本部を設置 【警戒レベル3】 高齢者等避難発令

<p>警戒第三体制</p>	<p>①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル4になったとき ②揖斐川、長良川等の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ③揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、水位が堤防高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ④水位周知河川である津屋川の水位が氾濫危険水位に到達したとき ⑤異常な漏水等が発見された場合 ⑥土砂災害警戒情報が発表された場合 ⑦土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ⑧大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ⑨土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ⑩その他市長がこの体制を命じたとき</p>	<p>総務企画部、消防本部、<u>市民生活部</u>、健康福祉部、産業経済部、<u>都市建設部</u>、教育委員会の職員 他に各部課長 （本部長、副本部長）</p>	<p>災害対策本部を設置 【警戒レベル4】 避難指示発令</p>
<p>非常体制</p>	<p>①揖斐川、長良川、津屋川等の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 ④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑤決壊や越流が発生した場合 ⑥土砂災害が発生した場合 ⑦海津市に<u>大雨特別警報の基準値となる格子が出現した</u>場合 ⑧災害が発生し、市内の広範囲に大規模な被害が予想されるとき ⑨災害救助法を適用する災害が発生したとき</p>	<p>全職員</p>	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>

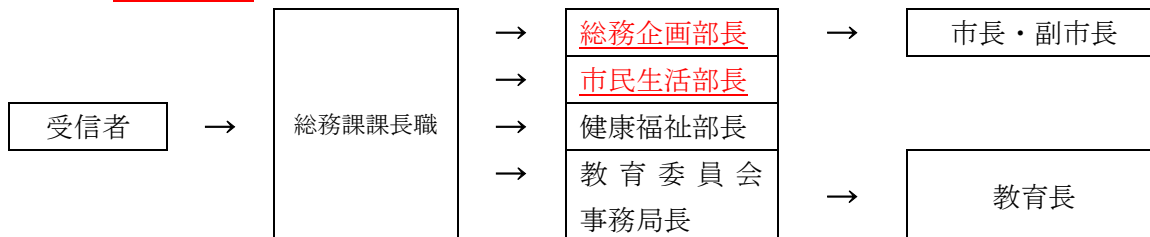
第2章 災害応急対策

■土砂災害警戒情報発令時の配備体制

1. 勤務時間内に発表された場合の報告指示体系

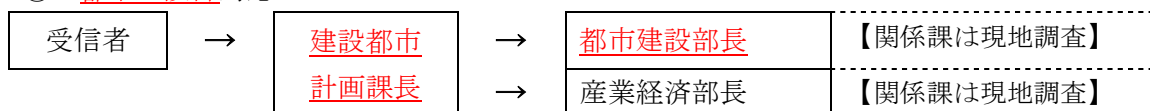
第1段階

① 総務企画部対応



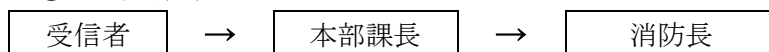
※市長に報告後、同報無線で該当地域に「土砂災害警戒情報」が発表された旨を放送する。

② 都市建設部対応

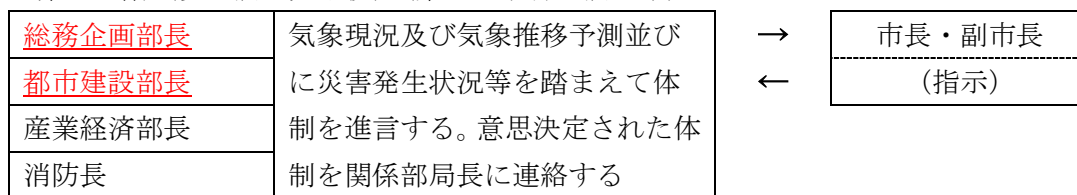


※現地調査は、その都度、総務企画部長、都市建設部長及び消防長が対応を協議して実施する。

③ 消防部対応

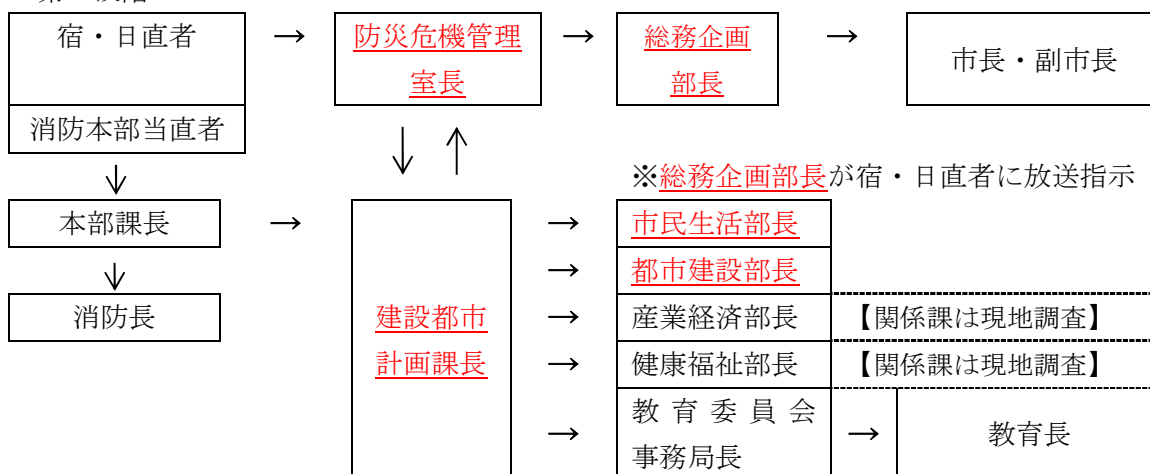


第2段階（現地調査完了後）（緊急の場合は調査中）



2. 勤務時間外に発表された場合の報告指示

第1段階



※市長に報告後、同報無線で該当地域に「土砂災害警戒情報」が発表された旨を放送する。

※現地調査は、その都度、総務企画部長、都市建設部長及び消防長が対応を協議して実施する。

3. 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市本部長（不在時は副本部長又は代理者）がその必要を認めたときは、本部員会議を開催しおおむね次の事項を協議するものとする。

- (1) 災害対策本部の体制及び職員の動員（各部班の応援を含む。）に関すること。
- (2) 現地における指揮、視察、見舞等に関すること。
- (3) 災害救助法の適用及び救助の種類、程度、期間等の決定に関すること。
- (4) 災害の防除（拡大防止）対策に関すること。
- (5) 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- (6) その他災害に関連した必要な事項。

4. 本部職員の証票等

(1) 身分証明書

市本部職員の身分証明書は、「海津市職員証」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

(2) 腕章

災害応急対策の実施又は事務に従事するものは、腕章を着用する。

(3) 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付けるものとする。

第2項 職員動員計画

1. 職員の動員

市における動員は次によるものとする。

(1) 職員の心得

市職員は、常に気象状況あるいは消防、水防信号に注意し、災害の発生を承知し、又は発生が予想されるときは速やかに所定の部署に着くものとする。

(2) 動員の伝達

ア 勤務時間内においては、庁内放送により、また必要に応じて電話（携帯電話）あるいは電子メールにより行う。

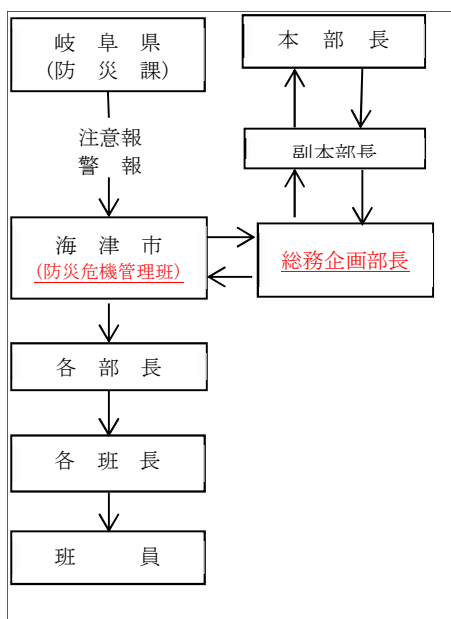
イ 勤務時間外、休日においては電子メール、電話（携帯電話）により行う。

(3) 動員の方法

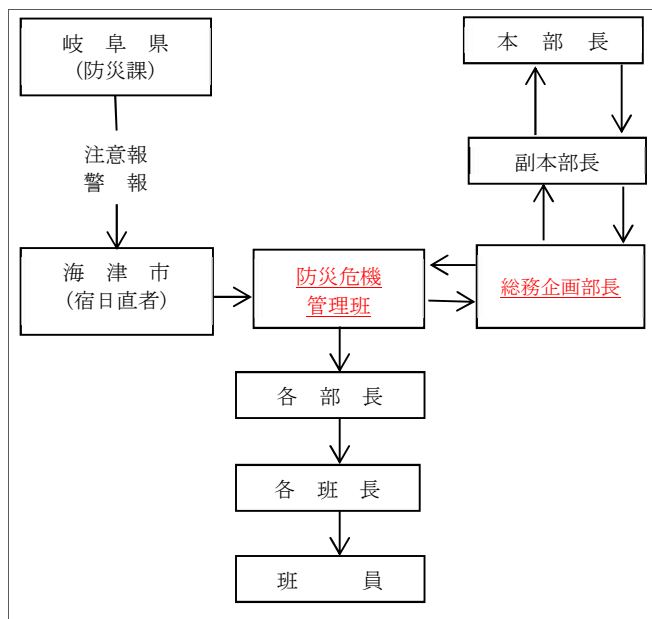
職員の動員は、各部班において定める配備計画に基づいて行うものとする。

勤務時間内、勤務時間外及び休日における非常連絡と動員は次の系統により行うものとする。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外、休日



(4) 迅速な参集

災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルート的事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

2. 応援要請

- (1) 各班における災害応急対策等の実施にあたって職員が不足するときは、各部内において余裕のある班から応援するものとするが、部内における応援でなお不足するときは秘書広報班に職員の応援を要請するものとする。

総務班は、市本部内における応援でなお不足するときは、他の市町村長又は県支部担当班に応援又は職員の派遣を要請するものとする。職員の応援要請にあたっては次の条件を明示して行う。

ア 従事すべき作業の内容（労務の種別）

イ 所要の人員

ウ 就労の期間（〇月〇日～〇月〇日）

エ 集合の場所（要員移送の方法）

オ その他必要な条件

- (2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に職員の派遣を要請するものとする。職員の応援要請にあたっては次の事項を明示して行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要事項

- (3) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関等の職員の派遣についてあつせんを依頼するものとする。県は、県及び市の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案等を支援するため、必要に応じて県土木技術職員 0B で組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地に派遣する。あつせんの依頼にあたっては次の事項を明示して行う。

ア 派遣のあつせんを求める理由

イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要事項

- (4) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

県及び市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

3. 業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

第2章 災害応急対策

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

(1) 業務継続計画の策定

市は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(2) 行政機関における個人情報等の分散保存

業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。また、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第2節 災害労務対策

災害応急対策実施のための労力及びその動員順序は、次によるものとする。

- 1 市災害対策本部職員
- 2 1以外の市職員
- 3 地域の団体等協力組織
- 4 技術者等の雇上げ
- 5 技術者等の強制従事

第1項 協力組織の編成及び活動計画

災害応急対策の実施にあたり要員が不足する場合は、地域における団体等に協力を要請するものとする。

1. 協力組織の編成

協力組織は、次の団体等で構成し、それぞれの名称を付し、団長、副団長、班長を置き、平常時の組織等を考慮して災害応急活動の実態に即した各団体別の編成とする。自治会・区、青年団体等においては会長を団長に、副会長を副団長に、又各支部長あるいは各町内会長を班長として編成する。

- (1) 自治会・区
- (2) 日本赤十字社奉仕団
- (3) 青年団体等

2. 動員等の担当班

災害対策要員の動員等は、災害対策要員を必要とする各班の要請（作業内容等を明示）に基づき総務班が調整したうえ、各担当班が行うものとする。

- (1) 本部職員以外の市職員：秘書広報班
- (2) 団体員の動員
 - ア 自治会・区：市民活動推進班
 - イ 赤十字奉仕団：社会福祉班
 - ウ 青年団体：社会教育班

3. 協力組織の活動要領

協力組織の動員及び活動は、おおむね次によるものとする。

- (1) 自治会・区等
 - ア 動員

協力組織の動員は、団長がその地域に災害が発生し団員の動員を必要と認めたとき、又は市本部長（担当班）から動員の要請があったときに必要な団員を動員するものと

第2章 災害応急対策

する。

イ 関係機関との連携

協力組織は、常に市本部、消防部、警察機関等と緊密な連絡を保つとともに、これらの機関から要請があったときは積極的に協力しその対策の実施に努めるものとする。

ウ 被害状況等の通報

協力組織の団員は、市本部職員、消防職員及び消防団員、警察官等と協力して、被害状況その他災害異常現象等の把握に努めるとともに、その概況を速やかに市本部に報告するものとする。

エ 協力作業

協力作業は、主として次の作業とする。

- (ア) 炊出しその他災害救助
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (エ) 上記作業に類した作業
- (オ) 軽易な事務の補助

オ その他

協力組織の活動は、小規模災害時にあっては各協力組織が従前からの慣習に従ってそれぞれに実施するが、大規模災害時にあっては、市本部（総務班）が調整を行いその要請に基づいて応急活動を行うものとする。

なお、協力組織の団員は、作業の実施にあたってはその対策の実施責任者の指示に従って活動するものとする。

(2) その他

協力組織の協力を受けた機関は、次の事項を記録し保管しておくものとする。

- ア 協力組織の名称及び人員又は氏名
- イ 作業内容及び期間
- ウ その他特記及び参考事項

第2項 技術者等の雇上計画

災害応急対策の実施にあたり、市本部職員、他の市職員及び協力組織の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な要員が必要なときは技術者等を雇上げるものとする。

1. 実施者

技術者等の雇上げは、その職種等によって次の区分でそれぞれの担当班が行うものとする。

職 種	担 当 班	備 考
医 療 衛 生 関 係	健 康 班	
土 木 建 築 関 係	建設都市計画班	
上 下 水 道 関 係	上下水道班	
救 助 関 係	社会福祉班	一般労務者
その他特殊な技術職	作業主管班	

2. 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における市内の標準賃金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により基準のあるものはこの限りでない。

3. 技術者等従事記録

技術者等を雇上げたときは、次の記録を作成し整備保管しておくものとする。

- (1) 労務者出役表（様式編・様式1号）
日々の出役の状況を記録する。
- (2) 賃金台帳（様式編・様式2号）
日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

4. 災害救助法による基準等

災害救助法による応急救助のための賃金職員等雇上げの範囲、その他の基準等は次のとおりである。

- (1) 賃金職員等雇上げの範囲
 - ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 行方不明者の捜索
 - カ 遺体の処置（火葬を除く）
 - キ 救助用物資の整理配分
- (2) 賃金職員等雇上げの期間

第2章 災害応急対策

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

本項「2. 給与の支払」による費用によるものとする。

(4) 報告その他事務手続き

市本部は、賃金職員等を雇上げたときは、「救助日報」(様式編・様式25号)により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

なお、賃金職員等雇上げに関する記録は、本項「3. 技術者等従事記録」によるものとするが、災害救助分については明確に区分し整理しておくものとする。

第3項 技術者等の強制従事に関する計画

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によっても不足し、なおかつ、他に手当の方法がないときは強制命令により要員を確保するものとする。

1. 強制命令の種類と執行者

従事命令は、次表に示すところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、消防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策作業 (災害救助除く)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		同上第2項、3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

2. 強制命令の対象者

強制命令の種別による従事対象者は、次表に示す範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市長、警察官、自衛官の従事命令)	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官、自衛隊法による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

3. 従事命令等の執行

強制命令の執行については、それぞれの執行者が口頭又は文書（様式編・様式3-1号～3-5号）によって行うものとする。

ただし、市長が県知事の委任を受け命令を発する場合は公用令書の交付をもって行わなければならない。

なお、警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等を行うものとする。

- (1) 災害対策基本法第65条第2項に基づいて執行したときは、市本部(市長)に通知するとともに警察署長に報告する。

第2章 災害応急対策

(2) 災害対策基本法第65条第3項に基づいて執行したときは、市本部(市長)に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。

(注) 警察官、自衛官が執行する従事命令は、災害対策基本法を適用する程度の災害時においては、災害対策基本法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先するものとする。

4. 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したものの遺族等に対しては、次により損害補償金を支給するものとする。

基準根拠	「海津市消防団員等公務災害補償条例」
補償等の種類	療養補償、休養補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償
支給額	条例で定める額
請求様式	条例で定める様式

- ・実費弁償請求書(様式編・様式3-6号)
- ・災害救助法による扶助金支給申請書(様式編・様式3-7号)
- ・災害対策基本法による損害補償費支払請求書(様式編・様式3-8号)

5. その他

担当班が従事命令を発したときは「強制従事者台帳」(様式編・様式3-9号)により、従事者台帳を作成し整備するものとする。

第4項 ボランティア活動支援計画

市(社会福祉課)及び各関係機関は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備に努め、積極的にボランティア活動を支援するものとする。

1. 市本部の活動

(1) 災害直後の情報提供

市本部は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び近隣の市町、報道機関の協力を得て、最優先で求められているボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等についての情報提供を行うものとする。

(2) ボランティア支援体制の確立

市本部は、市社会福祉協議会等が設置する救援本部その他関係機関と連携し、ボランティア支援体制を確立するものとする。

(3) ボランティアを行っているものへの配慮

市本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(4) ボランティアからの情報・ニーズの収集

市本部は、ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努めるものとする。

(5) ボランティア活動拠点の確保等

市本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。

(6) ボランティアセンターの設置

市本部は、市社会福祉協議会と協力してボランティアセンターを設置し、救援救護活動における各ボランティア団体等との連絡調整を行うとともに、ボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

2. 市社会福祉協議会の活動

市社会福祉協議会は、災害救援計画を作成し、平常時から防災活動に努める。また、災害ボランティアの育成及び登録を行い、災害時に備えるものとする。

災害時において、市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が必要と判断し、現地救援事務所を設置した場合は、連携、協力して活動する。

(1) 市社会福祉協議会災害ボランティアセンターの業務

- ア 救援活動に必要な情報の発信
- イ 災害救援ボランティアの調整
- ウ 災害救援ボランティアの受付・登録
- エ ボランティア登録者への活動要請

(2) 被災現場の救援活動

- ア 災害救援ボランティアの要望の受付
-
-

第2章 災害応急対策

- イ 災害救援ボランティアの受入れ及びコーディネート
- ウ 災害救援ボランティアの救援活動への支援

3. 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、医療、看護、介護、建築等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、市本部等と連携し、受入れ・派遣にかかる調整等を行うものとする。

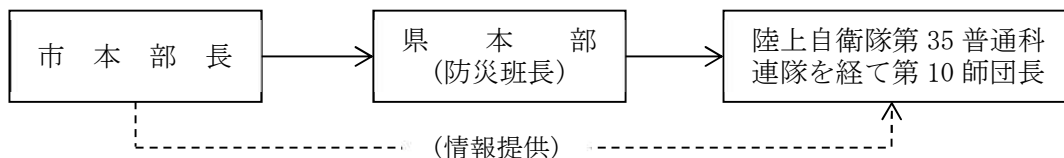
第3節 自衛隊派遣要請計画

市（総務課）は、災害に対する応急対策の実施にあたり、市及び防災関係機関等の対応能力では対処し得ない場合は自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

1. 自衛隊の災害派遣

自然災害その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合は、県本部長（知事）は、自衛隊に対し自衛隊法第83条第1項の規定により部隊等の災害派遣を要請する。

市本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合、要請に際し明確にすべき事項を記載した文書（様式1号「災害派遣要請依頼」）（様式編・様式4号）をもって知事に要請の依頼を行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。



2. 自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令などが発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者などの捜索援助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救助活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の障害物除去

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

第2章 災害応急対策

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救助品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安処置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3. 市の受入れ体制

市本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるよう、特に次の事項について留意する。

(1) 緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努める。

また、必要に応じて地図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておく。

(3) 宿泊施設等の準備

派遣部隊が宿泊する施設(指定避難所を除く公共用建物が適当)又は野営施設を準備し、合わせて大型車両の駐車場等を確保する。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を仮設する。

(4) 住民の協力

住民は、派遣部隊の活動に積極的に協力するものとする。

4. 要請事項の変更

市本部長は、派遣にあたって要請依頼した事項を変更する必要があるときは、直ちに県本部防災班に連絡するものとする。

5. 経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
 - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分において疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調整してその都度決定するものとする。

6. 派遣部隊撤収時の手続

- (1) 市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、県本部に対し自衛隊の撤収要請を依頼するものとする（様式2号「自衛隊の撤収要請依頼」）（様式編・様式5号）。
- (2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、県本部危機管理統括監が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずるものとする。

7. その他

- (1) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項
 - ア 派遣要請
 - (ア) 派遣要請は、様式1号の事項を明示し事前又は早期に行う。
 - (イ) 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行う。
 - イ 離着陸場における安全
 - (ア) 離着陸場は、平面にし、必要に応じて撤水し、積雪時は踏み固める。
 - (イ) 離着陸場の半径25m以内には人を入れない。
 - ウ ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備する。
- (2) 市は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートを確保し、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。

第4節 交通通信計画

第1項 道路交通対策

災害による道路、橋りょう等の交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があるとき、あるいは災害時における交通確保のため必要があるときは、通行禁止及び制限（以下「規制」という。）の措置をとるものとする。また、同時に関連した応急対策を実施するものとする。

1. 規制の種別

災害時における規制の種別及び根拠は、次のとおりである。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

道路施設の破損等により、その保全又は交通の危険を防止するため必要があるとき、道路管理者は道路の通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条～第6条）

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき、公安委員会（警察関係機関）は歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があるとき、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

2. 規制の実施機関

規制の実施は、次の区分により行う。ただし、市内の道路施設にかかる規制は、災害の状況によっては実施者による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、市本部は、各道路管理者、警察機関と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮するものとする。

規制実施者	範 囲
国(国道工事事務所)	国道258号(大垣市～三重県境)
県(県支部土木班)	県道
市(市本部建設班)	市道
公安委員会	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1ヶ月を超えるもの
警察署長	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(1ヶ月以内)規制
警察官	緊急を要する一時的な規制
自衛官	緊急を要する一時的な規制(警察官がその場にいらない場合)

3. 道路の巡視

災害のため道路施設に被害を受けるおそれ、あるいは危険が予想される場合は、市本部建設班は班員を現地に派遣、巡視させ、その早期発見に努めるものとする。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

4. 発見者等の通報

災害時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市本部（建設班）又は警察機関に通報するものとする。

通報を受けた市本部（建設班）は、その路線の道路管理者又は警察機関に速やかに伝達するものとする。

5. 市本部における措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受け状況を把握したときは、建設班は速やかに必要な措置をとるものとする。

(1) 関係機関への通知

規制の必要を認めるときは、規制実施者の機関を問わず、県支部土木班及び警察機関にその旨を通知するものとする。

なお、市において規制を行ったときの関係機関への通知にあたっては、次の事項を明示する。

- ア 禁止、制限の種別と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路の経路、幅員、橋りょう等の状況

(2) 規制の実施

ア 市道が被害を受けあるいは危険になったときは、市本部は、道路法第46条により交通を禁止し、又は制限するものとする。

イ 県管理の道路施設についても、県支部土木班に通知して規制する時間的余裕がないときは、ただちに警察官に通報して、道路交通法による規制を行うものとする。

ウ 警察官が居合わせないときにあつては、現場に居合わせる本部職員、消防部員等が、その場にある者に避難を指示し（災害対策基本法第60条）、もしくは警戒区域を設定（災害対策基本法第63条、消防法第28条）して立入りを制限し、又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。この場合は速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制によるものとする。

(3) 迂回路の指定

通行禁止等の規制にあたっては、出来るだけ迂回路の指定を行うものとする。

(4) 規制の標識

市本部において道路法に基づく規制を行ったときは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号）の定めるところによって規

第2章 災害応急対策

制標識を設置し、特に危険を伴う場合にあっては、必要に応じて遮断する措置等をとるものとする。

なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、道路標識（様式適宜）に次の事項を明示して必要な場所に標示するものとする。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 指定迂回路（図示する）

(5) 応急措置

市が管理する道路施設が被害を受けあるいは危険になったときは、速やかに被害の拡大を防止する措置をとり、あるいは応急的な復旧を行うものとする。

6. 緊急通行車両証明の申請

災害応急対策を実施するための車両を使用しようとする者は、県本部（防災班又は警察部交通総括班）あるいは県支部（総務班又は警察班）に緊急通行車両確認証明書の交付を申請し、証明書及び標章の交付を受けるものとする。

7. 緊急輸送網の整備

災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

市は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

市は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

8. 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行う

ことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント等施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

第2項 輸送計画

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）は、適切な手段により安全かつ迅速に行うものとする。

1. 実施機関（班）

災害輸送は、原則としてその応急対策を実施する機関（班）が行うものとする。ただし、市本部における自動車輸送にあたっての事業用自動車の確保は一括して企画財政班が担当するものとする。

2. 輸送の種別

市本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路途絶時で鉄道、舟艇、人力等によることが適当なときはその方法によるものとする。なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあっては、県支部総務班に自衛隊（ヘリコプター等）の派遣を要請するなど他機関の応援を得て空中輸送等により行うものとする。

3. 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、次の方法によるものとする。なお、車両の確保にあたっては、当該車両の運転手付きで借上げるようにするものとする。

（1） 確保順位

自動車の確保（借上）は、おおむね次の順位で確保するものとする。

- ア 市有車両
- イ 農協等公共的団体所有の車両
- ウ 事業者所有の車両
- エ その他の自家用車両等

（2） 市本部における自動車等確保の要請

市本部各班は災害輸送のため車両等の確保が必要なときは、企画財政班に要請するものとする。要請にあたっては、次の事項（以下本項において「輸送条件」という。）を明示して行うものとする。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等
- ウ 車両等集合の場所及び日時
- エ その他の条件

4. 物資の引継

災害輸送にあたっては、輸送担当班長は輸送責任者を定め、車両等に同乗させあるいは同行させる等の確かな輸送に努め、その引継にあたっては物資の授受を明らかにするものとする。

なお、物資等授受の記録は、「物資供給計画」に定める「救助用物資引継書」（様式編・様

式6号)によるものとする。

5. 応援の要請

市本部総務班は、自動車、舟艇等が確保できず、あるいは空中輸送を必要とするときは、輸送条件を明示して県支部担当班に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、隣接市町本部に直接応援を要請するものとする。

6. 輸送の記録

輸送の担当者は、災害輸送を行ったときは、次の記録を作成し整備保管しておくものとする。

なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送を明確に区分整理しておくものとする。

(1) 車両使用書

車両を使用したもの(使用責任者)は、様式1号「車両使用書」(様式編・様式7-1号)を作成し、輸送担当班長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送担当班は、災害輸送を行ったときは、様式2号「輸送記録簿」(様式編・様式7-2号)を備え付け、車両の使用状況を記録し整備保管する。

(3) 輸送明細書

自動車用等の燃料その他の消耗品については、様式3号「輸送明細書」(様式編・様式7-3号)を備え付け、その出納状況を記録し整備保管する。

7. その他

その他災害輸送に関する次の事項は、県計画第3章第5項第2項「輸送手段の確保」の定めるところによるものとする。

(1) 費用の基準及び支払

(2) 災害救助法による輸送の基準等

第3項 災害通信計画

市（総務課）は、被害状況、その他情報の報告等災害時における通信（連絡）は、通信網の被害状況等に応じ、実状に即した方法により行うものとする。

1. 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 一般加入電話

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ指定されている災害時優先電話により通信を行うものとする。

(2) 警察電話

一般加入電話が使用困難な場合であって、緊急を要するときは警察機関（海津警察署、警部補交番等）の協力を得て、警察専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

(3) その他有線電話

上記の他、有線専用電話が布設されている機関の協力を得て、通信の伝達を依頼するものとする。

2. 無線通信施設による通信

災害時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 海津市防災行政無線

災害時において被災現場、指定避難所及び各庁舎と市本部との通信は、防災行政無線（固定系・移動系）によって行う。この防災行政無線は市全域が通信可能範囲である。被災現場等との連絡には移動系を効果的に配置し、情報収集及び状況報告等通信の運用を図る。

(2) 岐阜県防災行政無線

有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

(3) 警察無線

岐阜県防災行政無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関（海津警察署、警部補交番等）の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼するものとする。

(4) 消防無線

有線通信途絶時で緊急を要するときは、消防無線により防災関係機関との連絡を行う。

(5) 防災相互通信用無線

緊急に他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要がある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

(6) 携帯電話

防災行政無線をはじめ防災関係機関の無線通信網が途絶し、携帯電話が利用できる場合は、市本部及び関係機関との連絡に活用する。

3. インターネット等による通信

電話等による通信が不可能で、パソコンによるメール通信が可能な場合は、インターネットを活用するものとする。

4. 急使による通報

「1. 有線通信施設による通信」～「3. インターネット等による通信」までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡するものとする。

5. 文書による通報

通信にあたっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報するものとする。

通信の発受記録及び文書による連絡は、県計画第3章第9項「災害情報等の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

第5節 情報計画

第1項 警報・注意報・情報等の計画

気象台及び関係機関は、気象、水防及び火災に関する警報、注意報及び情報の発表、伝達並びにその周知に努めるものとする。

1. 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2. 特別警報・警報・注意報等の種別

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、都道府県内の市町村ごと（海津市）に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域（岐阜・西濃）の名称を用いる場合がある。

(1) 気象警報等の種類と概要および発表基準

気象及び気象と関連する異常現象等について、岐阜地方気象台が発表する警報、注意報、情報の種別と発表基準は、次表のとおりである。

■主な気象警報等の種類と発表基準

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、<u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する</u>必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>（発表基準）</p> <p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</p>
	大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p> <p>（発表基準）</p> <p>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</p>
	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p> <p>（発表基準）</p> <p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</p>
	暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p> <p>（発表基準）</p> <p>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</p>
警報	大雨警報（浸水害）（土砂災害）	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等<u>は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>（発表基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面雨量指数^{*1}が35以上と予想される場合 ・土壌雨量指数^{*2}が142以上と予想される場合 <p>注）大雨警報の表面雨量指数基準は、海津市内において単一の値をとる。 注）大雨警報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、海津市内における基準の最低値を示している。</p>

第2章 災害応急対策

	洪水警報	<p><u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により</u>、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として</u>あげられる。高齢者等<u>は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>(発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域雨量指数^{*3}が基準値に到達すると予想される場合（山除川流域=9.1、津屋川流域=14） 指定河川に発表された洪水予報において、基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合（揖斐川中流 [岡島・万石]、長良川中流 [忠節・墨俣]、木曾川下流 [木曾成戸]、揖斐川下流 [今尾]、長良川下流 [長良成戸]）
	大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>(発表基準)</p> <p>12時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合</p>
	暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>(発表基準)</p> <p>平均風速が、17m/s以上と予想される場合</p>
	暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。</p> <p>(発表基準)</p> <p>降雪を伴い平均風速が17m/s以上と予想される場合</p>
注意報	大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>(発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面雨量指数が13以上と予想される場合 土壌雨量指数が95以上と予想される場合 <p>注) 大雨注意報の表面雨量指数基準は、海津市内において単一の値をとる。</p> <p>注) 大雨注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、海津市内における基準の最低値を示している。</p>
	洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による<u>河川の増水により</u>、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>(発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域雨量指数が基準値に到達すると予想される場合（山除川流域=7.2、津屋川流域=11.2） 指定河川に発表された洪水予報において、氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合（揖斐川中流 [万石]、長良川中流 [墨俣]、木曾川下流 [木曾成戸]、揖斐川下流 [今尾]、長良川下流 [長良成戸]）

第2章 災害応急対策

大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (発表基準) 12時間の降雪量の深さが10cm以上と予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (発表基準) 平均風速が、12m/s以上と予想される場合
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 (発表基準) 降雪を伴い平均風速が、12m/s以上と予想される場合
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 (発表基準) 岐阜地方気象台の実効湿度が60%以下で、最小湿度が25%以下になると予想される場合
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (発表基準) ・24時間降雪の深さが30cm以上で積雪の深さが70cm以上になる場合 ・積雪の深さが70cm以上あって日平均気温が2℃以上の場合 ・積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。 (発表基準) 早霜、晩霜期に最低気温が3℃以下になると予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれのあるときに発表される。 (発表基準) 冬期：最低気温-5℃以下
岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、

第2章 災害応急対策

気象情報		防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする大雨特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する岐阜県気象情報」を発表（大雨特別警報発表直後に発表）。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析） <u>され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u> この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」 <u>（※愛称「キキクル」）</u> で確認する必要がある。
	岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、 <u>飛騨地方で気象庁から発表される。</u> なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、 <u>飛騨地方</u> で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

注）地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

※1 表面雨量指数とは、降った雨が地中に浸み込まずに、どれだけ地表面に溜まっているかを計算した指数で、短時間強雨による水害のリスクの高まりを把握するための指標である。

※2 土壌雨量指数とは、土壌中に貯まっている雨の量を計算した指数で、土砂災害の危険性を示す指標である。

※3 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流地域に影響を与えるかを、これまでの雨量と今後予想される雨量から計算した指数である。

（2）大雨・洪水警報の危険度分布等

■警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

	に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」(黒)：<u>災害が発生又は切迫している警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(3) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方)、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県)で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 土砂災害警戒情報

岐阜地方气象台と県が、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

また、土砂災害警戒情報における表示等は、第1節第2項(2)大雨警報・洪水警報の危険度分布等の「大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)」で確認することができる。

なお、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、次の点に留意する。

ア 個別の災害発生場所、時間、規模等を特定するものではない。

イ 対象とする土砂災害は、技術的に予知、予測が可能である表層崩壊等による土砂災

第2章 災害応急対策

害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としない。

ウ 地震等によって土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて発表基準の引き下げが実施される場合がある。

(5) 水防活動用警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であって、種別、内容は次のとおりである。

区 分		警 報 等 の 内 容
1	水防活動用気象注意報	気象注意報のうち、大雨注意報の発表があったとき、本注意報があったものとし、水防活動用の語は付けない。
2	水防活動用気象警報	気象警報のうち、大雨警報の発表があったとき、本警報があったものとし、水防活動用の語は付けない。
3	水防活動用洪水注意報	一般河川 気象洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水注意報を発表する。水防活動用の語は付けない。
4	水防活動用洪水警報	一般河川 気象洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水警報を発表する。水防活動用の語は付けない。

注) 協議河川とは本項2(2)の河川をいう。

(6) 水防警報等

洪水予報に関連して、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報、情報である。

区 分		警 報 等 の 内 容
1	水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報を関係機関に徹底する必要があるとき。
2	水防警報	水位がはん濫注意水位に達するか、又ははん濫注意水位を超えて危険が予想される時。
・水防法第16条第1項の規定により水防警報を行う指定河川 木曾川、揖斐川、長良川、津屋川		

(7) 火災警報

空気が乾燥し、かつ風の強いとき等で、火災の危険が予想される時に市長(消防長)が発令する。

ア	実効湿度が60%以下で、かつ、最小湿度が25%以下になると予想される場合
イ	実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下となり、かつ、平均風速が10m/s以上の風が1時間以上吹くと予想される場合
ウ	平均風速15m/s以上の風が、1時間以上継続して吹くと予想される場合
エ	上記に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認められる場合

3. 警報等の発表及び解除

気象その他の警報等は、次の方法でそれぞれの機関が発表し、及び解除する。

(1) 気象注意報、警報等

気象注意報、警報、情報及び洪水注意報、警報等（協議河川を除く。）は、岐阜地方気象台が発表する。

なお、気象等警報及び注意報は市町村ごとに発表される。ただし、テレビやラジオでは、市町村をまとめた地域の名称を用いて放送される場合がある。また、177天気予報電話サービスでも市町村をまとめた地域の名称で表現される。当市における市町村をまとめた地域は「岐阜・西濃」に含まれる。

■警報及び注意報の予報区

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称		含まれる市町村	
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、 海津市 、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

(2) 水防活動用気象注意報、警報等

河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報であり下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

第2章 災害応急対策

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当である。
	氾濫注意情報解除	洪水注意報の必要がなくなつたと認められたとき。

■ 指定河川洪水予報の種類と概要

ア 国の機関が行う洪水予報

水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川（国指定洪水予報河川）の揖斐川中流・長良川中流については、木曽川上流河川事務所と岐阜地方気象台が、揖斐川下流・長良川下流・木曽川下流については、木曽川下流河川事務所と名古屋地方気象台又は、岐阜地方気象台が共同して、それぞれの河川名を付した洪水注意報、洪水警報を発表する。

イ 河川洪水予報の基準水位

■指定河川洪水予報の基準水位

(単位:cm)

					氾濫注意情報 【レベル2相当】	氾濫警戒情報 【レベル3相当】	氾濫危険情報 【レベル4相当】	氾濫発生情報 【レベル5相当】
予報 区域名	水位 観測所名	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫注意水 位	避難判断水 位	氾濫危険水 位	計画高水位
長良川 中流	忠節	岐阜市 忠節町	左岸 50.3k	1.00	2.00	5.30	5.50	6.68
	墨俣	大垣市 墨俣町墨俣	右岸 39.2k	2.50	4.00	7.20	7.70	7.94
揖斐川 中流	岡島	揖斐郡揖斐 川町岡島	右岸 56.7k	0.5	1.30	3.40	4.10	5.33
	万石	大垣市万石	右岸 40.6k	2.50	4.00	5.80	6.40	7.09
木曾川 下流	木曾 成戸	海津市 海津町成戸	右岸 24.412k	4.40	5.80	8.70	8.90	8.95
揖斐川 下流	今尾	養老郡 養老町大巻	左岸 28.325k	4.30	6.00	8.10	8.70	9.04
長良川 下流	長良川 成戸	海津市 海津町成戸	左岸 25.409k	3.00	4.50	6.70	7.00	7.42

■水位周知河川の基準水位

					氾濫注意情報 【レベル2相当】	氾濫警戒情報 【レベル3相当】	氾濫危険情報 【レベル4相当】	氾濫発生情報 【レベル5相当】
河川名	水位 観測所名	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫注意水 位	避難判断水 位	氾濫危険水 位	計画高水位
津屋川	腰越谷樋門	海津市 南農町徳田	左岸	4.30	4.50	4.60	4.90	—

4. 気象警報等の伝達

気象警報等（火災警報を除く）を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるとき、特に特別警報の伝達を受けた場合はこれを直ちに、おおむね次の区分により伝達、徹底を図るものとする。

(1) 伝達の責任者

気象警報等の関係機関に対する伝達及び住民に対する周知徹底は、勤務時間内にあつては総務班が、また、勤務時間外及び休日にあつては宿日直者が担当するものとする。ただし、部門別に実施を要する関係機関に対する伝達等は、それぞれの対策担当

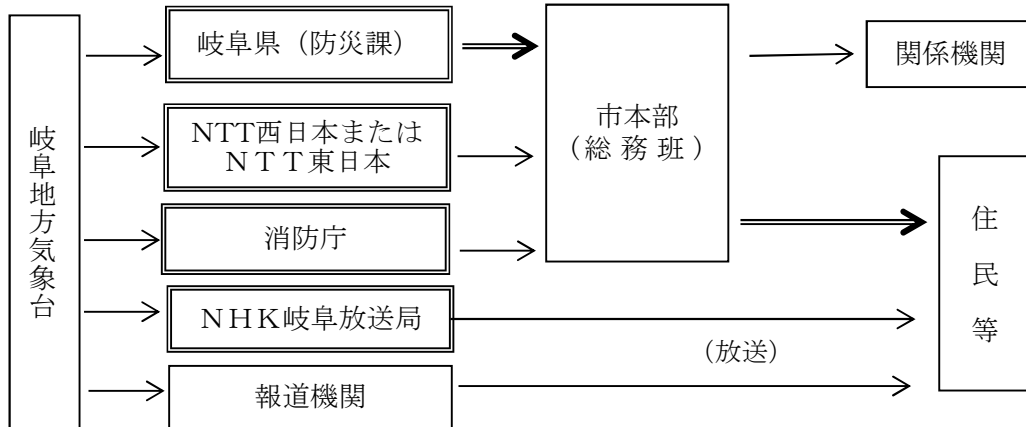
第2章 災害応急対策

部班において行うものとする。

なお、他班（職員）において警報の伝達を受け、あるいは異常現象等を承知したときは、直ちにその内容を総務班又は宿日直者に通報するものとする。

(2) 伝達の系統

ア 一般の伝達

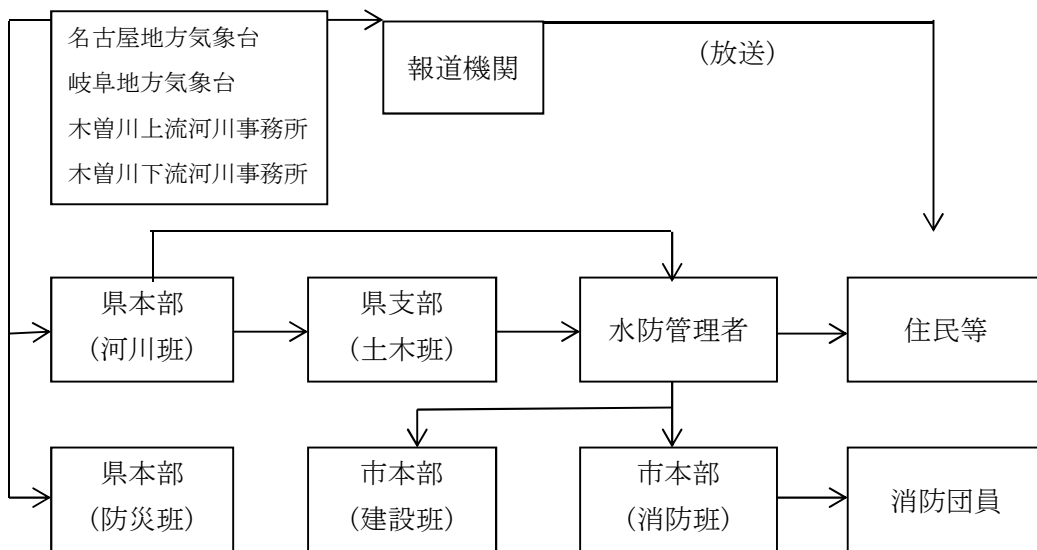


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

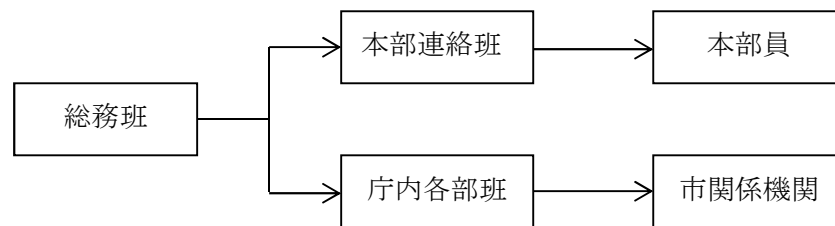
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、岐阜地方気象台から携帯電話事業者を通じて関係エリアに配信される。

イ 国指定洪水予報河川における水防活動用洪水予報、警報の伝達



ウ 庁内の伝達



(3) 警報等の住民への周知徹底

市（水防団員含む）は、気象警報等の発表を知ったときは、次の方法により住民等に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

- ア 同報無線
- イ 市ホームページへの掲載
- ウ 広報車
- エ 伝達組織（自治会・区（自主防災組織）等）による伝令等

5. 異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次のように関係機関に通知するものとする。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、又その他の現象の場合は、市長又は警察官に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、速やかに市長に通報するとともに、警察署長に通報するものとする。

(3) 市長の通報

上記（1）及び（2）によって異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- ア 県本部及び岐阜地方気象台
- イ その異常現象によって災害の予想される隣接市町本部
- ウ その異常現象によって予想される災害と関係のある県支部各機関

(4) 周知徹底

異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、市及び各機関は、その現象によって災害が予想される地域の住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

周知の方法は、本項3.「(3) 警報等の住民への周知徹底」の方法によるものとする。

6. 市本部の対策

警報等の伝達、連絡を受け又は火災警報を発しあるいは異常現象を承知したときは、次の方法により住民及び関係機関に対しその周知徹底と対策等を講じるものとする。

- (1) テレビ・ラジオ放送の視聴・聴取あるいは警察機関、水防機関等との連絡を密にし、地域の的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し又は通報を受けたときは、岐阜地方気象台に通報するとともに、その現象によって予想される災害と関係のある県支部あるいは隣接市町本部に連絡する。
- (3) 県支部及び市内の関係機関に連絡し、その対策を図るものとする。
- (4) 県支部から火災気象通報の伝達を受け、市消防本部火災警報規則に基づき、火災警報を発するものとする。
- (5) 警報等を住民等に周知徹底するにあたっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。
- (6) 警報等の周知徹底を図るため、放送機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県本部を通じて行うものとする。

第2項 災害情報収集等の計画

被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告(即報)、収集は本計画の定めるところによるものとする。ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれの対策に関連する計画の定めるところによるものとする。

1. 被害状況等の調査、報告事項

被害状況の調査及び報告を要する事項は、即時報告(災害即報)をはじめ次のとおりとする。ただし、応急対策実施上必要な情報等については、それぞれの被害状況報告等に合わせで行うものとする。

市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

- (1) 即時報告(災害即報)
- (2) 住家等一般被害状況の調査報告
- (3) 社会福祉施設等被害状況の調査報告
- (4) 医療、衛生施設被害状況の調査報告
- (5) 商工業関係被害状況の調査報告
- (6) 観光施設被害状況の調査報告
- (7) 農業関係被害状況の調査報告
- (8) 林業関係被害状況の調査報告
- (9) 土木施設被害状況の調査報告
- (10) 都市施設被害状況の調査報告
- (11) 教育・文化関係被害状況の調査報告
- (12) 市有財産被害状況の調査報告
- (13) 消防職団員活動状況の調査報告
- (14) 消防関係報告(火災即報)
- (15) 水防の情報
- (16) 総合被害状況調

2. 被害状況の調査実施

被害状況の調査は、次表に掲げるとおり関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施するものとする。

市本部は、被害の調査が被害甚大で市本部のみにおいて不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため市本部単独ではできないときは、県支部等の応援を要請するものとする。

■調査事項と担当調査班等

調査事項	調査班	備考
住家等一般被害	税務班、 <u>生活・環境班</u> 、 <u>建設都市計画班</u>	
社会福祉施設等被害	高齢介護班、社会福祉班、健康班、こども未来班	
医療、衛生施設被害	上下水道班、 <u>生活・環境班</u> 、健康班	

第2章 災害応急対策

商工業関係被害	<u>商工振興・企業誘致班</u>	
観光施設被害	農林振興班、 <u>観光・シティプロモーション班</u> 、 <u>建設都市計画班</u> 、 <u>文化・スポーツ班</u>	
農業関係被害	農林振興班	
林業関係被害	農林振興班	
土木施設被害	<u>建設都市計画班</u> 、上下水道班	
都市施設被害	<u>建設都市計画班</u>	
教育・文化関係被害	教育総務班、学校教育班、 <u>文化・スポーツ班</u>	
市有財産被害	各班	
火災の情報	消防総務班	
水防の情報	水防管理者	
総合被害	<u>防災危機管理班</u>	

注) 土木施設については、県管理分も市において一括調査する。この場合県支部土木班は共同して調査を行う。

3. 調査及び報告等

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別、その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告するものとする。

■調査報告の概要

種別区分	調査報告事項	報告時限
即時報告 (災害即報)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
概況調査報告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告する。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	被害の状況がおおむね確定した時
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。	確定後3日以内
変動(訂正)調査報告	各調査が誤っていたことを発見したときに再調査し報告する。	発見後3日以内
終了報告	長期間にわたった災害(例:たん水)が終了したときに報告する。	終了後1日以内
応急対策の報告	り災地域における状況及び実施し又は実施しようとする応急対策の概況について、できる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

注) 1. 毎日定時に報告を必要とする場合は、本部連絡員にその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

2. 調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また、二つ以上の調査報告をまとめて行っても差し支えない。

4. 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、人的被害と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものと

する。

5. 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査は、次の各号のいずれかに該当したときに、被害のあった事項について行うものとする。

- (1) 本章第1節第1項「1. 市本部の体制」による準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 市災害対策本部を設置したとき。
- (3) 市内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県全域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

6. 市本部における情報の収集・報告

市本部における情報の収集及び報告は、おおむね次のとおりとする。なお、被害状況等の各部門別のとりまとめ及び県支部担当班・県本部担当班に対する報告は、それぞれの部門を担当する各班において行うものとする。

- (1) 各班は、自治会・区別単位等に被害の状況及び災害応急対策実施状況を調査し、とりまとめること。
- (2) 各班は、とりまとめた情報を本部連絡員を通じて本部に報告し、総務班において集計する。
- (3) 総務班は、収集、掌握した被害状況及び災害応急対策の実施状況等を、県支部又は県本部に報告するとともに関係機関に連絡する。なお、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡するものとする。

[消防庁報告先]

回線別		平日 (9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	選択番号：048-500-7527	選択番号：048-500-7782
	F A X	選択番号：048-500-7537	選択番号：048-500-7789

7. 調査、報告の留意事項

被害状況の調査、報告にあたっては、全般的に次の事項に留意する。

(1) 即時報告（災害即報）

本報告は、概況調査報告の前段情報として、災害応急対策の基礎となるものであるから、直ちにその概況を的確に行う必要がある。

第2章 災害応急対策

(2) 概況調査、報告

本調査、報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから、特に速やかに概況を的確に調査、報告する必要がある。

(3) 中間（変動）調査、報告

本調査、報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるものであるから、変動あるいは判明の都度調査、報告する必要がある。

(4) 確定調査、報告

本調査、報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担額が決定されるような場合もあるので、正確な被害の調査、報告を要する。なお、本調査にあたっては、各応急対策の計画で定める調査報告事項と合わせて行う等できる限り正確を期するものとする。

(5) 電話報告と文書報告の関係

本計画による報告は、通常電話報告によることとなるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告するものとする。

(6) 報告用紙の印刷

市本部総務班は、電話の発受あるいは文書報告のため、所要様式（県本部の部門別被害状況等の調査報告様式）を事前に印刷保管及びパソコン等に記録保存しておくものとする。

(7) 情報発受記録の整理

情報の発受にあたっては、発受両機関とも記録を整理保管するものとする。なお、電話、口答等による発受は、様式によって記録するものとする。

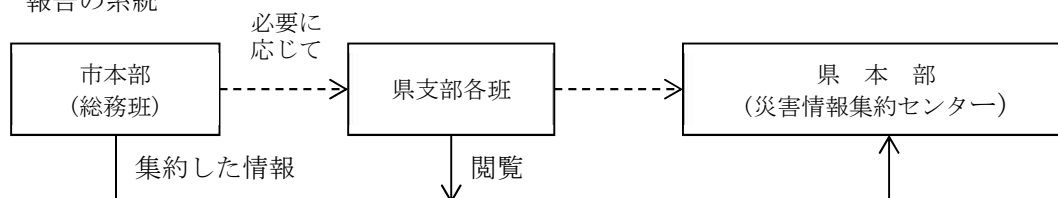
8. 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害その他の状況と、実施しあるいは実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の方法でそれぞれ取り扱う。

(1) 災害報告

災害による被害の状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに把握し、災害応急対策の基礎資料とするため収集し、報告する。

1 報告の系統



「被害情報集約システム」に入力することにより報告する。
(災害状況の概略を優先)

(注) 応援要請等の緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

<手 順>

(1) 市本部（総務班）で各課からの情報を集約

- (2) 被害情報集約システムに入力
- (3) 必要に応じて、市と県の各担当部署間の連絡を行う。

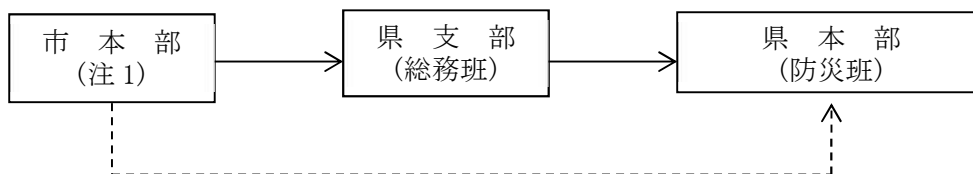
2 報告事項

県計画（県計画第3章第9項「災害情報収集等の収集・伝達」による。以下本項において同じ。）様式「即時報告（災害即報）」（様式編・様式8号）に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊災害派遣の要否等について報告する。

(2) 住家等一般被害

人的被害及びこれにつながる被害状況を把握し、災害救助法、その他による応急救助等実施の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



- (注) 1. 市本部担当：税務班、市民活動推進班、建設班
 2. 緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

2 調査、報告事項

「住家等一般被害状況等報告書」（様式編・様式9-1号）及び「住家等一般被害調査表」（様式編・様式9-2号）に定める各事項。

3 被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分等は、おおむね次表「被害等の区分と判定基準」の基準によるものとする。

4 調査の方法

被害状況の調査にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。その場合は、浸水地域（地区等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえ、その地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、被災人員についてもその地域の平均世帯人員によって計上する等の方法も考えられる。
- (2) 詳細（確定）調査にあたっては、「住家等一般被害調査表」（様式編・様式9-2号）によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。なお、調査にあたっては、現地調査のみによることなく、住民登録、食料配給等の諸記録とも照合し、的確を期すものとする。
- (3) 「住家等一般被害状況等報告書」（様式編・様式9-1号）に定める調査報告事項については、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うた

第2章 災害応急対策

め、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

5 報告の方法

被害状況その他の報告にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 本報告は、市本部（総務班）の責任において実施する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延につながるため速やかに行う。
- (2) 中間報告を要する災害にあつては、毎日午前10時までに報告する。
- (3) 市本部（社会福祉班）は、報告責任者を定めておくとともに毎年度4月30日までに、次の事項を県本部防災班に報告するものとする。なお、報告事項に異動が生じた場合はその都度報告する。

ア 市の救助実施機関名、所在地、電話番号

イ 報告責任者の所属、職名、氏名

ウ 報告副責任者の所属、職名、氏名

■被害等の区分と判定基準

被害等区分	判定基準
死者	死亡が確認された者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1. 所在不明となり、死亡した疑いのある者 2. 家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1 か月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1 か月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全失 (全壊、 全焼、 全流失)	1. 損失部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のもの 2. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの 3. 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半失 (半壊、 半焼)	1. 損失部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの 2. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 3. 被害住家の残存部分を補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以外の被害を受けた全建物を計上する。
1棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位

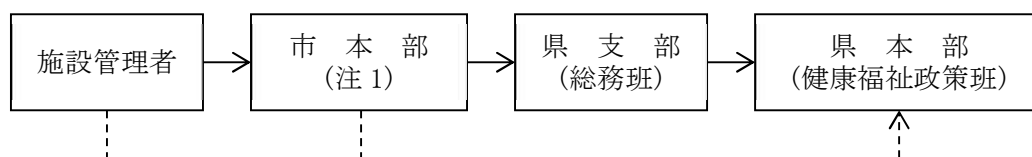
世帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎等を1世帯とする。）
----	--

- 注) 1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
 ①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損
- 2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- 3 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。
 （比率が小さければ住宅の一部破損とする。）
- 4 遺体の調査計上は、り災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合でり災地が明確でない場合にあっては、その者のり災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。
- 5 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

(3) 社会福祉施設等の被害

社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と、施設応急復旧対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



(注) 1. 市本部担当：高齢介護班、社会福祉班、健康班、サンリバー松風苑班、サンリバーはつらつ班

2. 緊急を要する場合、施設管理者及び市本部は直接県本部に報告し、同時に市本部及び県支部にも報告する。

2 調査、報告事項

「社会福祉施設等被害状況等報告書」（様式編・様式10-1号）に定める各事項。

3 社会福祉施設の範囲

社会福祉事業法にいう第1種及び第2種施設、介護保険の諸施設（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設。ただし、社会福祉施設及び医療施設を除く。）並びに国民健康保険の諸施設について行う。

4 調査報告の方法 施設管理者（市本部高齢介護班、社会福祉班含む）は、その管理する

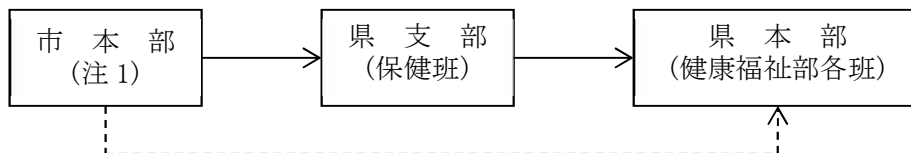
施設に被害があったときは、概要を直ちに市本部（注1）に報告する。なお、被害が確定したときは、「社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告兼社会福祉施設等被害状況等報告書」（様式編・様式10-1号）を作成し、「社会福祉施設等被害調査表」（様式編・様式10-2号）を添えて市本部（注1）に提出する。

第2章 災害応急対策

(4) 医療、衛生施設の被害

医療、衛生施設の災害による被害の状況を把握し、医療救助その他衛生対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



(注) 1. 市本部担当：上下水道班、環境班、健康班

2. 緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

2 調査、報告事項

「医療、衛生施設被害状況等報告書」(様式編・様式11号)に定める各事項。

3 医療、衛生施設の範囲

本調査は、公営、民営全てについて計上するが、国民健康保健施設については、様式10-1号により社会福祉施設に計上するので、本報告は参考として()に内書きし、累計においては計上しない。

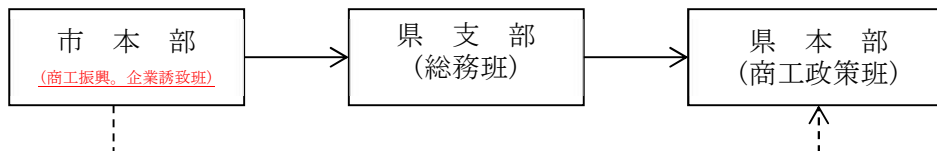
4 調査報告の方法

健康福祉部、建設水道部、市民環境部及び各施設の管理者(責任者)は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し市本部(注1)に報告する。

(5) 商工業関係の被害

商工業関係の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



(注) 緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

2 調査、報告事項

「商工業関係被害状況等報告書」(様式編・様式12号)に定める各事項。

3 調査施設の範囲

商工業関係の全般について調査する。

4 調査の基準

被害状況の調査、計上にあたっては次の基準による。

(1) 建物の被害棟数は、一部破損以上の建物を計上するが、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているものについては、本調査では棟数を計上せず、件数と被害額のみを計上する。

(2) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の、製品、商品、

仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書として計上する。

- (3) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (4) 浸水による被害については、その程度を床上、床下に区分する。
- (5) 共同施設欄には、事業協同組合、協業組合、商工組合等の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- (6) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少等を計上する。

5 調査報告の方法

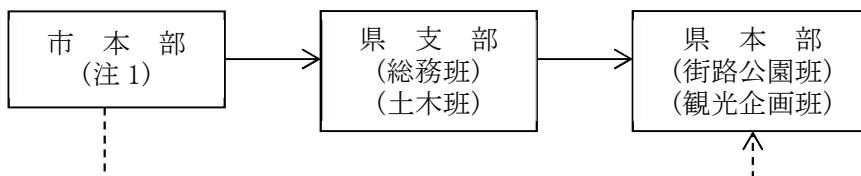
調査、報告にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 本被害のうち、建物被害については、「住家等一般被害状況等報告書」（様式編・様式9-1号）の非住家と重複計上されるものである。
- (2) 被害調査にあたっては、商工会の協力を得て行うものとする。
- (3) 被害計上にあたっては、農林被害との関係に留意し、重複、脱ろうの防止に努める。
(例 材木、農産加工製造品等)

(6) 観光施設の被害

観光施設の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



- (注) 1. 市本部担当：農林振興班、商工観光班、建設班、社会教育班
- 2. 緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

2 調査、報告事項

「観光施設被害状況等報告書」（様式編・様式13号）に定める各事項。

3 調査施設の範囲

観光関係の全般について調査する。

4 調査の基準

被害状況の調査、計上にあたっては次の基準による。

- (1) その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、遊舟、棧橋、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- (2) 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- (3) 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (4) 浸水による被害については、その程度を床上、床下に区分する。

第2章 災害応急対策

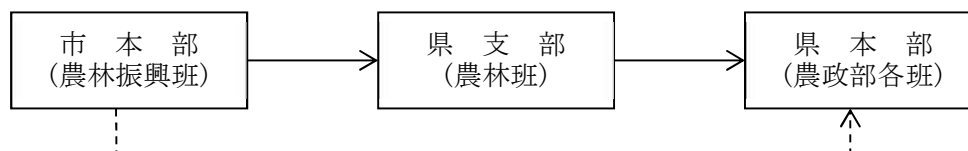
オ 調査報告の留意点

本被害のうち、建物被害については、「住家等一般被害状況等報告書」（様式編・様式9-1号）の非住家と重複計上されるものである。

(7) 農業関係の被害

農業関係（水産業含む）の被害状況を把握し、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



(注) 緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

2 調査、報告事項

次の様式に定める各事項。

「農業関係被害状況等報告書」他（様式編・様式14-1号～14-4号）

「水産関係被害状況等報告書」（様式編・様式15号）

「農業（耕地）関係被害状況等報告書」（様式編・様式14-5号）

3 報告期限

文書による報告書の提出期限は、県農政部長が指示した場合を除き次による。なお、災害の程度等により期限前に報告を必要とするときは、その都度電話によって行う。

報告種別	報告書提出期限
	市本部→県支部
概況報告	災害 3日以内
中間報告	災害 9日以内
確定報告	終息後 15日以内

4 調査の基準等

被害状況の調査、形状にあたっては次の基準による。

(1) 農地等の被害区分

流失：その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のもの。

埋没：土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。

(2) 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。

(3) 冠水

作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

5 調査の方法

被害状況の調査は、次の方法によって行う。

(1) 農業関係

農業関係の被害については、農業協同組合等の協力を得て、また、必要に応じて県支部農業関係職員の立会を求めて調査する。

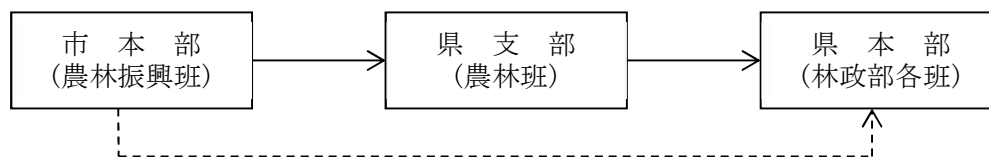
(2) 耕地関係

農地及び農業用施設の被害については、土地改良区、農業協同組合等の協力を得て、また、必要に応じて県支部耕地関係職員の立ち会いを求めて調査する。

(8) 林業関係の被害

林業関係の被害状況を把握し、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



(注) 緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

2 調査、報告事項

「林業関係被害状況等報告書」他（様式編・様式 16-1 号～16-11 号）に定める各事項。

3 調査の方法

(1) 調査は、農林振興班が森林組合の協力を得て、また、必要に応じて県支部関係職員の立会を求めて行う。

(2) 林業被害のうち、次の被害については県支部農林班が行う。

ア 施工中の県営事業及び補助事業に関連する被害

イ 県有林（部分林含む）の立木及び林地被害

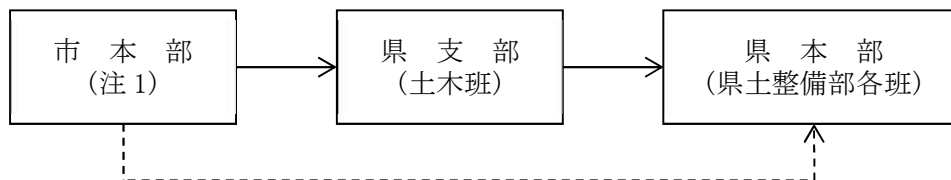
ウ 県有種地の苗木等の被害

第2章 災害応急対策

(9) 土木施設の被害

土木施設の被害状況を把握するとともに、水害の防止、道路交通の確保等応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

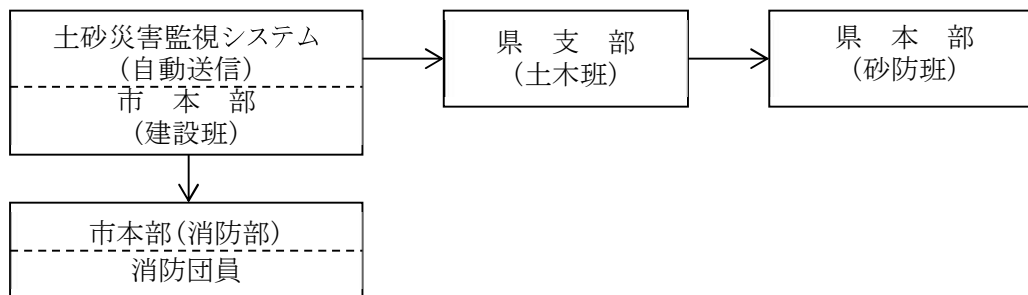
1 調査、報告の系統



(注) 1. 市本部担当：建設班、上下水道班

2. 緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

(土砂災害関係)



2 調査、報告事項

「土木施設被害状況報告書」(様式編・様式17号)に定める各事項。

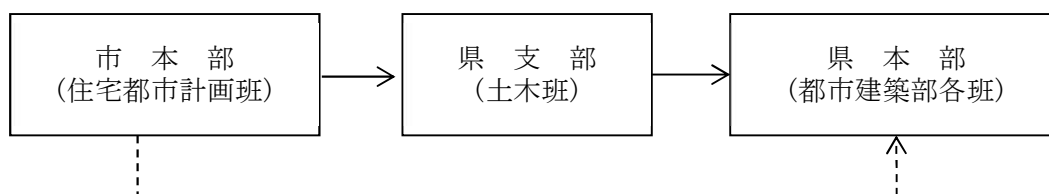
3 調査、報告の方法

- (1) 調査は建設班及び下水道班が行うものとし、県管理の土木施設については県支部土木班員と共同して行う。
- (2) 国の直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告にあたっては()外書とする。

(10) 都市施設の被害

都市施設の被害状況を把握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



(注) 緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

2 調査、報告事項

「都市施設被害状況報告書」(様式編・様式18号)に定める各事項。

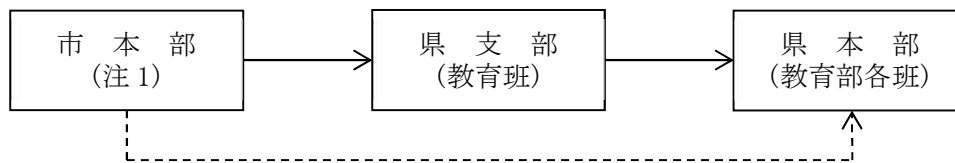
ウ 調査、報告の方法

調査は住宅都市計画班が行うものとし、県管理の都市施設については県支部土木班員と共同して行う。

(11) 教育・文化関係の被害

教育・文化関係施設等の被害状況を把握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



- (注) 1. 市本部担当：教育総務班、学校教育班、こども班、社会教育班、スポーツ班
 2. 緊急を要する場合、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

2 調査、報告事項

「教育・文化関係被害状況等報告書」(様式編・様式19号)に定める各事項。

3 被害程度判定の基準

被害程度の判定は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

(2) 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。なお、当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

(3) 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

4 用途別区分基準

施設の用途別区分は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 建物

当該学校の使用に供されている建物(建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む。)をいう。

(2) 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物(自転車置場・吹き抜けの渡り廊下等)をいう。

(3) 土地

建物敷地、運動場、校地造成施設をいう。

第2章 災害応急対策

(注) 校地造成施設：がけ地土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く）等

(4) 設備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品、例えば生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

5 報告書記載作成の方法

(1) 区分欄は、次のように区分する。

幼稚園、小学校、中学校、教職員住宅、図書館、公民館、体育施設、学校給食センター等

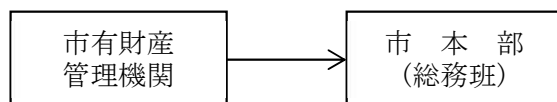
(2) 文化財に被害があったときは、「その他」の欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載する。

(3) 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上する。従って要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

(12) 市有財産の被害

市有財産の被害状況を把握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



2 調査、報告事項

「県有財産被害状況等報告書」に定める各事項に準じる（様式編・様式20号）。

3 調査の基準

建物の被害区分は、「住家等一般被害状況報告書」の判定基準による。

4 調査、報告の方法

(1) 財産管理者は、管理する施設等に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、財政班に報告する。

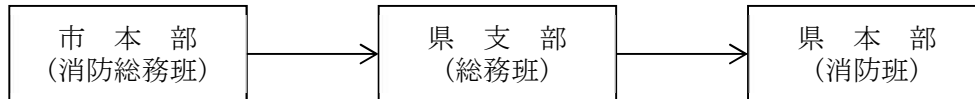
(2) 調査にあたっては、「県有財産被害状況等報告書」に準じて施設別に作成し、これを集計して報告する。

(3) 本被害のうち、建物については「住家等一般被害状況報告書」の住家及び非住家その他と重複計上されるものである。

(13) 消防職団員の活動

災害時における消防機関の活動状況等を把握し、応急対策の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



2 調査、報告事項

災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に從事させたときに、「消防職団員活動状況報告書」(様式編・様式21号)に定める各事項について調査、報告する。

ただし、市長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、本項8.「(15)水防の情報」に定める計画によるものとする。

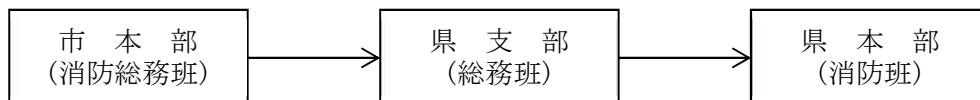
3 調査報告の方法

- (1) 活動状況については、出動月日につき1枚とする。
- (2) 消防本部、消防団を区別して記入する。

(14) 消防関係の活動

火災による消防機関の活動状況等を把握し、応急対策の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 調査、報告の系統



2 調査、報告事項

「消防関係報告書(火災即報)」(様式編・様式22号)に定める事項及び「火災・災害等即報要領」によって電話等により即報し、その後速やかに「火災報告取扱要領」に定めるところによる「火災詳報」の各事項について調査、報告する。

3 即報する災害の規模

火災、爆発等による災害が発生した場合あるいは風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する場合に報告する。

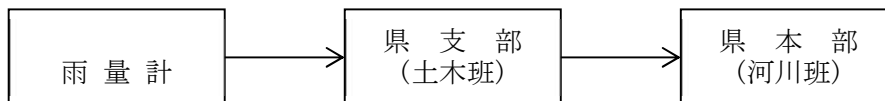
第2章 災害応急対策

(15) 水防の情報

洪水にあたって堤防等の危険な状態を把握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

1 雨量の通報

(1) 通報の系統



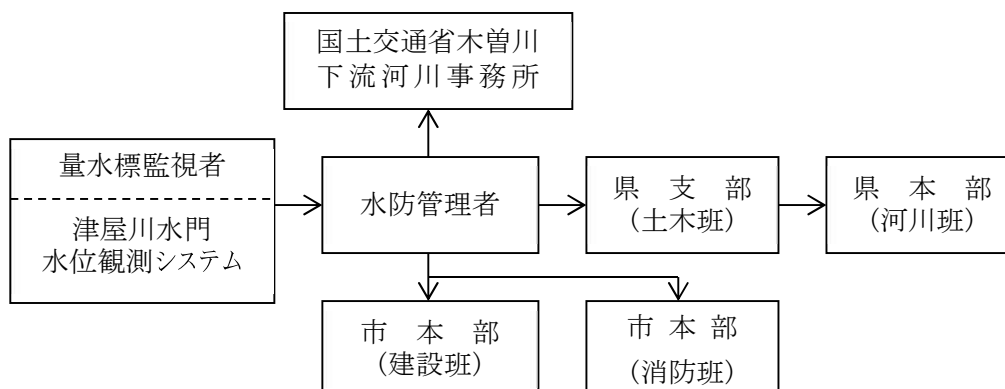
(2) 雨量情報の記録

市本部建設班は、注意報又は警報が発表されているときは、次の事項を記録するものとする。

- ア 降り始めの時刻
- イ 毎時間ごとの時間雨量及び積算雨量
- ウ 雨が止んだときの時刻及び積算雨量

2 水位の通報

(1) 通報の系統



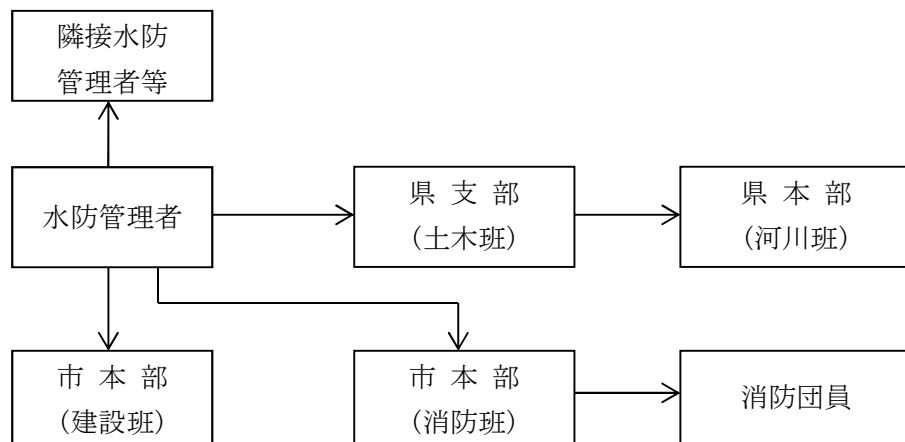
(2) 水位の通報事項

市本部建設班は、洪水のおそれがあることを察知し又は洪水予報の通知を受けたときは、市水防計画に定めるところにより、水防管理者に次の事項を報告するものとする。

- ア 観測場所
- イ 観測日時
- ウ 水 位
- エ 増水の傾向及び見込み

3 破堤等の通報

(1) 通報の系統



(注) 隣接水防管理者等とは、堤防等が破堤したときに氾濫が予想される方向の隣接する水防管理団体、市町本部をいう。

(2) 破堤等の通報

水防管理者は、堤防等が破堤し又は決壊しそうになったとき、あるいは住民の避難指示等を要する状態になったときは、その状況を通報するものとする。

4 その他の通報

(1) 水防管理者は、水防団員又は消防機関を出動させた河川の巡視警戒あるいは水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況を、県支部（土木班）を経て県本部（河川班）に報告するものとする。

(2) 水防管理者は、他の機関の応援を求めたとき又は自衛隊の出動を要請しようとするときは、県支部（土木班）を経て県本部（河川班）に通報又は要請報告を行うものとする。

(16) 総合被害状況調

総合被害状況調は、系統別に調査した被害を取りまとめ、本市における災害応急対策の資料とするほか、関係機関に通報するとともに、住民等へ提供する情報の基礎資料とする。

1 被害の集計

市本部における被害の集計は、「総合被害状況調」（様式編・様式23号）の事項に分類して行う。集計は部門別被害状況報告書を資料とする。

2 被害の通報

総合被害状況を取りまとめたときは、次の各機関に通報する。

- (1) 市防災会議構成委員の所属機関
- (2) 市本部各部・班
- (3) 報道機関

第3項 災害広報計画

災害時における情報の錯さうによる混乱を避け、円滑な災害応急活動を実施するため、市内の各機関及び住民等に対し、被害状況、その他災害に関する各種情報について、迅速かつ的確な広報活動を行うものとする。

1. 広報活動の担当

市本部における被害状況、その他の災害関連情報の収集及びその広報は、市本部秘書広報班が行うものとする。

2. 災害情報等の収集

第2節「災害情報収集等の計画」に定める事項以外の災害関連情報は、次の要領によって収集するものとする。

- (1) 秘書広報班は、写真担当者を選定し現地に派遣して、災害現場写真を撮影する。
- (2) 関係機関、住民等が撮影した写真の収集を行う。
- (3) その他現地（避難所等）及び指定避難所における資料や情報の収集を行う。

3. 災害情報等の広報

災害広報にあたっては、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、様々な手段を有効に組み合わせて行うものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。この際、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

- (1) 広報手段
 - ア 報道機関への情報提供
 - イ 同報無線
 - ウ 市ホームページへの掲載
 - エ 広報誌等の配布
 - オ 広報車の巡回
 - カ 掲示板への貼紙等
 - キ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- (2) 広報事項
 - ア 事前情報
 - (ア) 気象の情報
 - (イ) 河川水位の情報

-
- (ウ) 公共交通機関の情報等
 - イ 災害発生直後の情報
 - (ア) 災害の発生状況
 - (イ) 住民等のとるべき措置
 - (ウ) 避難に関する情報（指定避難所、高齢者等避難、避難指示）
 - (エ) 医療救護所の開設状況
 - (オ) 道路及び交通機関の情報等
 - ウ 応急復旧時の情報
 - (ア) ライフライン施設の状況
 - (イ) 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
 - (ウ) 公共土木施設の状況
 - (エ) 公共交通機関の状況
 - (オ) ボランティアに関する情報
 - (カ) 義援金、援助物資の受入に関する情報
 - (キ) 被災者相談窓口の開設状況等
- (3) 報道機関への情報発表
- 市本部において収集した被害状況その他災害の情報は、報道機関に対し次の事項を発表する。なお、これらの情報は、発表時に判明している事項についてのみ行う。
- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
 - イ 災害発生場所
 - ウ 被害調査及び発表の時刻
 - エ 被害状況
 - オ 災害救助法適用の有無
 - カ 市本部における応急対策の状況等

(※資料 28 災害応援に関する協定一覧)

4. 災害広聴

市本部市民班は、災害時における住民等の要望を速やかに把握することに努め、また、相談窓口を設置し、被災住民の災害復旧等に対する相談に応ずるものとする。

第6節 災害防除計画

第1項 消防計画

火災及びその他の災害時における消防に関する応急の対策は、消防機関をはじめ、住民、自主防災組織等が迅速かつ的確に実施するものとする。

1. 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、おおむね次の気象条件になったときに県本部（危機管理部門）より通報される。

＜美濃地方＞（岐阜地方気象台の値）

ア 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される時。

イ 平均風速 10m以上の風が 1 時間以上継続して吹く（降雨、降雪を伴うときを除く。）と予想される時。

(2) 火災警報の発令

市長(消防長)は、県本部から火災気象通報を受け、市消防本部火災警報規則に基づき、火災警報を発令するとともに、住民等への周知と火災予防上必要な措置をとる。

[警報の周知方法]

- ・ 同報無線
- ・ 広報車
- ・ 市ホームページへの掲載
- ・ 表示板
- ・ 消防本部テレホンサービス

2. 消防機関の出動

火災、その他の災害の発生、あるいは発生のおそれがあるときは、その状況に応じ消防機関が出動し、災害の防除にあたるものとする。

(1) 消防本部・署にあつては、別に定める規程による。

(2) 消防団にあつては、消防本部・署と緊密な連絡をとりつつ、別に定めるところによる。

3. 災害時における相互応援

市長は、災害が発生し、その防除のため「消防相互応援協定」締結自治体からの応援を得てもなお災害が拡大するおそれがあるときは、県支部（総務班）を經由し県本部（防災班）に応援を要請するものとする。

[消防相互応援協定]

- ・ 岐阜県広域消防相互応援協定・・・県下全市町村
- ・ 消防相互応援協定

4. 警察機関との連絡

災害時における応急対策実施のため、消防機関と警察機関等の連絡あるいは調整の必要がある対策については、両機関相互に連絡協議して行うものとする。

5. 住民及び事業所等の責務

住民（自主防災組織）及び事業所等（自衛消防組織）は、出火防止とともに、出火した場合は初期消火に努め、消防隊が到着したときは消防隊の長の指揮に従う。

第2項 水防計画

水防管理団体（海津市）が行う水害の警戒、防ぎよ及び災害応急対策等は、水防法第33条の規定に基づく「海津市水防計画」の定めるところによるものとする。

1. 水防本部の構成

水防本部は、水防管理者のもと、消防団員及び担当職員により構成する。

2. 水防区域

水防区域	長良川、揖斐川、大樽川、津屋川、山除川、長除川、田鶴川、三切川
------	---------------------------------

3. 非常配備

水防活動用の予報、警報が発せられたとき、平常時勤務から水防態勢への切り替えを確実に迅速に行うとともに、非常勤務活動を完遂するため非常配備を行う。

4. 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部組織の中に移行するものとする。

第3項 防災ヘリコプター活用計画

市(総務課)は、災害に対し、より迅速、的確な対応を必要とする場合は、県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

1. 防災ヘリコプターの災害応急対策

市本部は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、県防災ヘリコプターの応援を要請するものとする。

2. 防災ヘリコプターの応援要請

(1) 消防組織法上の活動に係る応援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、市長等から知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」による。

(2) 災害対策基本法(第68条)に基づく応援要請

物資輸送、災害情報収集等のため県防災ヘリコプターの応援が必要な場合は、県計画第3章第15項「県防災ヘリコプターの活用」により知事に対し応援を要請する。

(※資料 27 岐阜県関係等の協定等一覧)

第7節 被災者対策

第1項 被災者の救助保護計画

市及び関係機関は、災害時における被災者等の救助及び健康の保持に努める。救助実施上必要な関連手続き及び災害救助法による救助の基本等は、以下のとおりである。

1. り災者台帳の作成

市本部市民班は、被害状況の確定（詳細）調査を終了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに「り災者台帳」（様式編・様式24-1号）を作成するものとする。なお、台帳作成にあたっては、戸籍（住民登録）係と連携し正確を期すものとする。

「り災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し整理保管しておくものとする。

2. り災証明書等の発行

市本部市民班は、り災世帯に対して「り災証明書」（様式編・様式24-2号）を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により前記様式による証明書の交付ができない場合は、とりあえず「仮り災証明書」（様式編・様式24-3号）を交付する措置をとり、後日速やかに「り災証明書」と取り替えるものとする。

3. 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助の適用は、市本部総務班が報告する「住家等一般被害状況等報告」（様式編・様式9-1号）による被害及び応急対策実施状況に基づき県本部が決定するが、この場合の適用される被害の基準は、おおむね次のとおりである。

(1) 適用の基準

市内の被害が、次の各号の一以上に該当する被害で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めたとき。

- ア 市内の住家全失世帯が60世帯以上に達したとき（人口3万人以上5万人未満）。
- イ 県下の全失世帯が2,000世帯以上に達し、かつ市内の被害が30世帯以上に達したとき。
- ウ 県下の全失世帯が9,000世帯以上に達し、又は市内で特に救助を要する被害が発生したとき。
- エ 多数の者が、生命もしくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等は、次の方法によるものとする。

- ア 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の2分の1、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は、3分の1として計

算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。

例えば、被害家屋は1戸であっても3世帯が居住していれば3世帯として計上する。

ウ 下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定をする。

エ 災害の種別については限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

4. 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及び実施者は、次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者
指定避難所の設置及び収容	7日以内	市本部
炊出し及び食品の供給	7日以内	市本部
飲料水の供給	7日以内	市本部
被服、寝具及び生活必需品の供給	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝市本部
医療	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、 市本部
助産	分べんした日から 7日以内	その他＝市本部
学用品の支給	教科書：1ヶ月以内、 文房具及び通学用品： 15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝市本部
被災者の救出	3日以内	市本部
仮設住宅の建設	着工20日以内	市本部
住宅の応急修理	3ヶ月以内	市本部
障害物の除去	10日以内	市本部
行方不明者の捜索及び遺体の処置	10日以内	市本部
埋葬	10日以内	市本部

(注) (1) 市本部は、救助を実施し又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。ただし、実施にあたって連絡しその指示を得る時間がないときは、市本部限りで実施し、その結果を報告するものとする。

(2) 実施期間は災害発生の日からの期限(仮設住宅の建設については着工期限)を示す。従ってこの期間内に救助を終了(着工)するようにしなければならない。

※ 住宅の応急修理期間について、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヵ月以内に完了

(※資料 22 岐阜県災害救助法施行細則)

5. 市本部実施の応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市本部は本計画の定めるところにより、被災者の救出、指定避難所の開設及び炊出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部防災班(県支部総務班経由)に報告するものとする。実

第2章 災害応急対策

施した応急救助について災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては、市単独の救助として処理するものとする。

6. 救助実施状況の報告

市本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは、「救助日報」（様式編・様式 25 号）により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、資料編、資料 23 による。

（※資料 23 救助別報告事項）

7. 救助関係の様式

救助に関する様式は、各項に定めるもののほか、各項に共通する様式は、次によるものとする。

- （1） 救助実施記録日計票（様式編・様式 26-1 号）
- （2） 救助の種目別物資受払状況（様式編・様式 26-2 号）

8. 被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2項 避難計画

市（総務課、社会福祉課、高齢介護課、農林振興課、教育委員会）は、災害による被害を未然に防止するため、避難のための準備情報を発表し、あるいは立退きの勧告、指示を発令した場合、また、災害時において避難救助が必要な場合は、避難所を開設し収容保護するものとする。

1. 実施責任者

避難のための立退きの指示及び指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護は次の者が行う。

区分	災害種別	実施者	根拠法令
指示	災害全般	市長	災害対策基本法第60条
		知事	災害対策基本法第60条（市長がその事務を行うことができないときの代行）
		警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
		自衛官（災害派遣）	自衛隊法第94条（その場に警察官がいない場合に限る）
	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条
		市長	水防法第29条
	地すべり	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条
指定避難所の開設、収容	市長	災害対策基本法第49条	

避難の指示から指定避難所への誘導は、それぞれ避難の指示者（以下「避難指示者」という。）が行い、指定避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあつては、同法に基づき市長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあつては、市独自の応急対策として市長が実施するものとするが、本計画の実施者は、緊密な連絡をとりつつ応急対策にあたるものとする。

また、避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

2. 自主避難について

市本部は大雨や台風の接近等により災害が発生するおそれがある場合で、高齢者等避難を発令するに至らない、もしくは発令するかを判断している災害にあつては自主避難を呼びかけ対応する。

なお、自主避難時に開設する指定避難所については、あらかじめ定め住民等へ周知するものとする。

3. 高齢者等避難

市本部は、気象や河川水位の状況などから判断し、継続的に激しい気象状況が続くと避難を要する可能性がある場合、余裕をもって適切な避難行動がとれるよう、高齢者等避難を発

第2章 災害応急対策

表又は注意喚起を行い、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険を判断して速やかに避難すること（自主避難）を促す。

この場合、特に避難に時間を要すると考えられる避難行動要支援者に対しては、あらかじめ定められた個別避難計画により、自主防災組織及び関係機関等が連携し、避難のための支援を行うものとする。

4. 避難の指示

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められるときは、危険地域の居住者に対し、次の方法により、避難のため指示するものとする。

(1) 市長の指示（災害種別に限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条第1項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災害対策基本法第60条第3項）

市は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 警察官の指示（災害種別に限定なし）

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場の危害を避けさせるため、その場に居るものを避難させるものとする。（警察官職務執行法第4条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示するものとする。この場合、警察官は、速やかにその旨を市長に通知するものとする。（災害対策基本法第61条）

(3) 自衛官の指示（災害種別に限定無し）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危害を避けさせるため、その場に居る者を避難させるものとする。(自衛隊法第94条)

(4) 洪水のときの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員もしくは市長は、避難のための立退きを指示するものとする。

市長が上記指示をする場合には、海津警察署長にその旨を通知するものとする。(水防法第29条)

(5) 地すべりのときの指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、立退きを指示するものとする。この場合、海津警察署長にその旨を通知するものとする。(地すべり等防止法第25条)

5. 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準

【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示は、次の基準の一つに該当するときに発令するものとする。

区 分	発 令 基 準
【警戒レベル3】高齢者等避難	1 揖斐川、長良川等の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき
	2 揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位に到達することが予想される場合
	3 水位周知河川である津屋川の水位が避難判断水位に達したとき
	4 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
	5 漏水等が発見された場合
	6 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合
	7 数時間後に避難経路等の安全な通行が困難となることが想定される場合
	8 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
	9 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

第2章 災害応急対策

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 揖斐川、長良川等の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき 2 揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、水位が堤防高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 水位周知河川である津屋川の水位が氾濫危険水位に達したとき 4 異常な漏水等が発見された場合 5 土砂災害警戒情報が発表された場合 6 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 7 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 8 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 揖斐川、長良川、津屋川等の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 2 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 4 決壊や越流が発生した場合 5 海津市に特別警報が発表された場合 6 土砂災害が発生した場合 7 流木の流出の発生が確認された場合 8 災害が発生し、市内の広範囲に大規模な被害が予想されるとき 9 災害救助法を適用する災害が発生したとき

裁量規定：【災害レベル4】避難指示は、基準を参考に、今後の気象予測、現地状況等を含めて総合的に判断して発令する。

6. 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害の発生により住民等の生命、身体に及ぶ危険を防止するため、特に必要があると判断したときは、災害対策基本法第63条による警戒区域を設定し、その地域からの退去又はその地域への立入禁止等の措置をとるものとする。
- (2) 上記措置をとる場合、市長もしくは委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求されたときは、警察官が執行することができる。この場合、警察官は直ちに市長に通知するものとする。
- (3) 市及び防災関係機関は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火等のためのパトロールを実施する。

7. 指定避難所開設困難時の措置

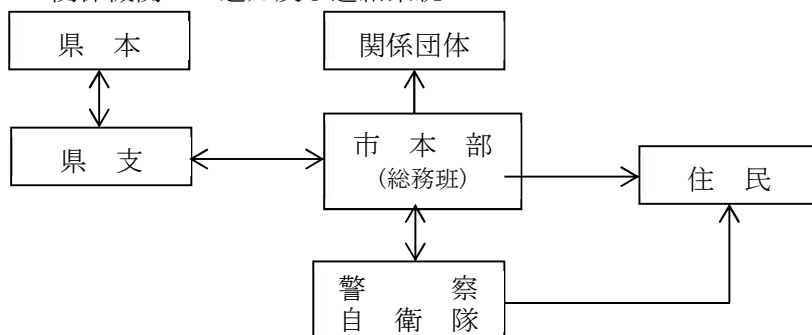
災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、市においては指定避難所を開設することが出来ないとき又は適当でないときで、他の市町において開設することが適当な場合は、県支部（総務班）に対して、隣接市町施設使用についての要請を行うものとする。ただし、事態が急迫し前記手続きをとる時間がないときは、市本部は隣接市町の本部に対して直接要請し、その応援を得て開設するものとする。

8. 避難の周知徹底

避難指示者及び関係各機関は、高齢者等避難を発表し、また避難のための立退きを指示したとき、あるいはその指示等を承知したときは、その地域の居住者等及び関係する各機関に

通知もしくは連絡し、その周知徹底を図るものとする。

(1) 関係機関への通知及び連絡系統



(2) 住民等に対する周知

ア 事前措置

市長及び関係機関は、避難のための立退きの万全を図るため、避難所等を広報誌、ハザードマップ等に掲載し、あらかじめ住民に徹底しておくものとする。

イ 指示等の周知徹底

市長は、高齢者等避難を発表し、また避難のための立退きの勧告又は指示をしたとき、もしくはその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即した方法でその周知徹底を図るものとする。その際、要配慮者等に配慮するものとする。

[周知の方法]

- ・ 同報無線
- ・ 広報車
- ・ 自治会・区（自主防災組織）による伝達
- ・ 報道機関（ラジオ、テレビ等（県本部経由））

ウ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に対し、避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘 信 号	乱 打			
サイレン信号	60秒	60秒	60秒	60秒
	○——	○——	○——	○——
	5秒休止	5秒休止	5秒休止	5秒休止

(注) 信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

9. 避難者の誘導及び移送

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報 ----- 避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全確保する。	緊急安全確保
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

(1) 避難の配慮

避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮する。

(2) 移送の方法

避難立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立退きが不可能な場合においては、自主防災組織（自治会・区）において車両等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退きを要し、市において対処できないときは、市は県支部（総務班）に避難者移送の要請を行うものとする。なお、事態が急迫しているときは、市は、直接隣接市町、支部警察班等と連絡して実施するものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を最少限度に制限し、円滑な立退きについて誘導するものとする。

(5) その他

避難者の移送は、各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。実施の方法、費用の基準等は、県計画第3章第26項「救助活動」の定めるところによる。

10. 指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき市長が実施（知事の補助執行者として、以下同じ。）し、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市独自の応急対策として市長が実施する。

(1) 収容者

指定避難所へは、次の者を収容する。

ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退く者

イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、もしくは床上浸水の被

害を受け日常起居する場所を失った者

ただし、上記の者であっても、被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りではない。

(2) 収容期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は順次退所を促し、期間内に完了するものとする。

ただし、開設期間中に被災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば以降の収容は、災害救助法によらず、市独自の収容として行うものとし、また、8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後5日以内に市本部は、県支部（総務班）を経て県本部（防災班）に開設期間の延長を要請するものとする。なお、要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ 期間の延長を要する指定避難所名及び収容人員

オ 延長を要する期間内の収容見込み

カ その他

(3) 費用の基準

災害救助法による指定避難所の設置及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(4) 所要物資の確保

指定避難所開設及び収容保護のための所要物資は、市本部において確保するものとする。ただし、現地において確保出来ないときは、市本部は県支部（総務班）に指定避難所用物資確保についての要請を行うものとする。

(5) 市職員等の駐在

市本部は、指定避難所を開設したときは、各指定避難所に市職員等を派遣駐在させ、駐在員は、施設の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策の広報等にあたるものとする。

なお、市本部及び駐在員は、次の各種記録を備え付け、整備するものとする。

ア 救助実施記録日計表（様式編・様式26-1号）

イ 指定避難所設置及び収容状況（様式編・様式27-1号）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式編・様式26-2号）

エ 指定避難所用施設及び器物借用整理簿（様式編・様式27-2号）

(6) 指定避難所の運営管理

市本部は、以下の事項に留意し、適切な運営管理を行うものとする。

ア 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア

第2章 災害応急対策

等の外部支援者等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町、県支部総務班に応援を要請する。

イ 指定避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。避難者の協力を得つつ、特に負傷者、衰弱した高齢者、障がい者、災害による遺児等の要配慮者の所在把握に努め、必要な保護措置を講じる。

ウ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難生活においては、プライバシーの確保、性別に伴う区分け等に配慮する。

エ 要配慮者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮する。

(7) 指定避難所開設状況の報告

市本部は、指定避難所を開設したときは速やかに県支部（総務班）経由で県本部（防災班）に報告するとともに、その後の収容状況を毎日「救助日報」（様式編・様式25号）により報告するものとする。

報告は、次の事項について電話、ファックス等によって行うものとする。

ア 開設状況報告

(ア) 指定避難所開設の日時

(イ) 指定避難所開設の場所及び施設名

(ウ) 収容状況（うち避難指示による者）（施設別に）

(エ) 開設期間の見込

イ 収容状況報告

(ア) 収容人員（施設別に）

(イ) 開設期間の見込等

ウ 閉鎖報告

閉鎖した日時（施設別に）

(8) 避難所

避難所及び収容可能人員数は、資料編、資料18のとおりである。

（※資料18 指定緊急避難場所・指定避難所、福祉避難所）

1.1. 学校、福祉施設等の避難

(1) 休校等の措置

学校等においては、気象警報等の情報収集と的確な判断により、休校（園）、早退等事前に対処するものとする。異常現象時における対策、保護者等との連絡体制は、平常時より整備し周知しておくものとする。

(2) 緊急避難措置

やむを得ず避難措置をとる場合は、あらかじめ定められた避難計画により、安全、確実に行うものとする。特に、幼児、児童等の特性に配慮し、防災関係機関は避難に協力するものとする。

■避難に係る広報文（例）〔水害（土砂災害）時〕
1 【警戒レベル3】高齢者等避難

こちらは海津市です。○時○分に○○地区に対して【警戒レベル3】**高齢者等避難**を発表しました。高齢の方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

〔昨日からの大雨により、○時間後には○○川の水位がはん濫危険水位に達するおそれがあります。〕

〔昨日からの大雨により、○○谷で土石流のおそれがあります。〕

2 【警戒レベル4】避難指示

こちらは海津市です。○時○分に○○地区に対して【警戒レベル4】**避難指示**を発表しました。直ちに○○へ避難してください。できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。〔昨日からの大雨により、○時間後には○○川の水位がはん濫危険水位に達するおそれがあります。〕

〔昨日からの大雨により、○○谷で土石流の前ぶれと思われる現象が確認されました。〕

3 【警戒レベル4】避難指示

こちらは海津市長の○○です。○時○分に○○地区に対して【警戒レベル4】**避難指示**を発表しました。〔○○川がはん濫危険水位を突破し大変危険な状態です。〕

〔○○谷が大変危険な状態です。〕避難中の方は直ちに○○へ避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により○○道は通行できません。

【参考】 ■【警戒レベル4】避難指示が出された場合の心得

- 1 火の始末や戸締まりを確実にする。電気は配電盤のブレーカーを切り、ガスは元栓を閉める。
- 2 消防、警察など防災関係者の指示に従って、家族そろって避難する。
- 3 避難の際は、がけ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどはできるだけ避け、やむを得ず通らなければならないときは十分注意する。
- 4 高齢者、障がい者、乳幼児などのいる家族は早めに避難する。
- 5 服装は行動しやすいものとし、特に風に飛ばされてくるものから身を守るために、頭には、帽子、頭巾、ヘルメットなどをかぶり、露出部分の少ない服装で避難する。
- 6 携行品は必要品のみとして、背負うようにする。
- 7 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対触れないようにする。

【参 考】 ■土砂災害の前兆現象

がけ崩れ・地滑り	<ul style="list-style-type: none">・がけから小石がパラパラ落ちてくる。・がけに割れ目が見える。・がけや斜面から水がわき出してくる。・斜面にひび割れができる。・家や建物、木や電柱が傾く。・家や建物にひびが入る。・沢や井戸の水が濁る。
土石流	<ul style="list-style-type: none">・川の流れが濁り、流木が混ざりはじめる。・山鳴りがする。・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。

12. 要配慮者・避難行動要支援者対策

市は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

第3項 食料供給計画

災害時における被災者及び応急対策従事者等に対し、炊出し及び食品の供給を行う。

1. 実施者

炊出し及び食品の供給の実施は、市本部給食班が社会福祉班、教育総務班、農林振興班の協力を得て行うものとする。ただし、市本部において実施できないときは、県支部又は隣接市町本部に要請し、応援を得て実施するものとする。

2. 実施場所

炊出しの実施は、炊事施設のある建物に避難所を開設した場合はその施設を利用し、炊事施設のない場合は自動車等で運搬するものとする。

3. 主食料の一般的確保

被災者及び応急対策従事者に対する炊出し及び食品の供給のために必要な米等は、原則として市本部において、管内の米穀販売業者から購入するものとする。

4. 主食料の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、前記「3. 主食料の一般的確保」が困難な場合は、県計画第3章第19項「食料供給活動」の定めるところにより、主食料の確保を図るものとする。

5. 炊出しの方法

炊出しは、市本部が自主防災組織、ボランティア等の協力により行うものとする。実施にあつては、次の点に留意する。

- (1) 市本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し、供給することとする。
- (2) 献立は、被災状況に留意し、栄養価等を考慮するものとする。
- (3) 炊出し場所には、市職員等責任者が立ち会い、その実施に関し指揮するとともに関係事項を記録するものとする。なお、炊出しを避難所施設において行うようなときは、避難所派遣の職員が兼ねてあたるものとする。

6. その他

物資の確保、応援等の手続、食品衛生、災害救助の基準等の対策については、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第3章第19節「食料供給活動」の定めるところによるものとする。

第4項 飲料水供給計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

1. 実施者

飲料水の供給は、市本部上下水道班が健康班の協力を得て実施するものとする。ただし、市本部において実施できないときは、県支部又は県本部あるいは隣接市町本部に要請し、応援を得て実施するものとする。

2. 飲料水供給の方法

- (1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク積載車）、又は容器により供給拠点等に運搬し供給する。
- (2) 水道水源が汚染したと認められるときは、十分な消毒を行い、水質検査を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (3) 水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (4) 給水にあたっては、避難施設、医療機関等への供給に配慮する。
供給にあたって利用可能な水源地及び給水器具等の状況は、資料編、資料24のとおりである。

(※資料24 水源地・給水器具等)

3. 応援等の手続

市本部において飲料水の供給ができないときは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規程に基づき、県支部又は県本部に次の事項を明示して応援等を要請するものとする。なお、緊急を要するときは、直接隣接市町本部に要請するものとする。

- (1) 供給水量（何人分又は1日何リットル等）
- (2) 供給の方法（自動車輸送、その他）
- (3) 供給期間
- (4) 水源地及び供給地
- (5) その他必要事項

4. 水道施設の対策

災害による水道施設の事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに、資材の確保に努め事故が発生したときは、次の方法によりその対策を講じるものとする。

- (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 施設の損壊、漏水等を認めたときは、応急措置を講じる。
- (3) 断水のため飲料水の供給が必要になったときは、市本部上下水道班は、隣接水道からの給水、給水タンクを活用した応急給水等適宜の措置をとるものとする。なお、水道施設に被害があったときは、市本部上下水道班は、速やかに医療衛生施設被害状況等の調査報告により県支部保健班を経由し、県本部に報告するものとする。

5. その他

災害救助法に基づく実施の基準その他は、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第3章第20項「給水活動」の定めるところによるものとする。

第5項 物資供給計画

災害により被服、寝具、その他生活必需品を失った被災者に対し、必要な物資を供給するものとする。

1. 実施者

物資の確保及び輸送は、市本部が行い、各世帯に対する割当及び供給は、市本部企画財政班において実施するものとする。ただし、市本部において供給することができないときは、県支部その他の機関の協力を得て実施するものとする。

2. 対象者

本救助は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 住家が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。）並びに床上浸水（土砂のたい積により一時的に居住できない状態のもの含む。）した世帯
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を失った世帯
- (3) 物資流通販売網の混乱等により経済力の有無にかかわらず、家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

3. 世帯構成の調査報告

市本部総務班は、「住家等一般被害調査表」（様式編・様式9-2号）による調査を終了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況報告書」（様式編・様式28号）を作成し、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。なお、報告にあたっては緊急を要するので、文書の提出に先立って電話によって行うものとする。

4. 物資供給の基準額

供給する物資は、被災者が一時的に急場をしのぐことのできる程度のもので、災害救助法に基づく応急救助業務計画の基準の範囲内において、物資を現物により供給するものとする。

5. 物資供給の期間

県本部より供給を受ける救助用配給物資は、災害発生の日から10日以内に各世帯に対し、供給を完了しなければならない。ただし、10日以内に供給することが出来ないと認めるときは、期限内に速やかに県支部総務班を経由し、県本部防災班に次の事項を明示して期間延長の要請をするものとする。

- (1) 延長する期間
- (2) 延長を要する地域
- (3) 延長を要する理由
- (4) 延長を要する地域ごとの世帯数

6. 物資の保管

県本部より物資の引継を受けたときは速やかにこれを供給し、供給した後の残余物資については市本部において厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）するものとする。

7. その他

物資の確保、輸送、割当、供給方法、その他事務手続等については、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第3章第21項「生活必需品供給活動」の定めるところによるものとする。

第6項 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった世帯に対し、仮設住宅の建設等応急対策を実施するものとする。

1. 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修理等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対象種別		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた建物を自力で改造して住居とする。
		(3) 借用	<u>親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。</u>
	2 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への入居
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等への優先入所
	3 国庫資金融資	(1) 災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して <u>独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて</u> 建設する。
		(2) 地すべり等関連住宅融資	
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
(2) 一般公営住宅の建設		一般の公営住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅供与		<u>自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。</u>	
住宅の修理	1 自費修繕	被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して <u>独立行政法人住宅金融支援機構が融資して補修する。</u>
		(2) その他公費融資	<u>生活困窮世帯</u> に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは <u>補修する。</u>
	3 災害救助法による応急修理	<u>自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市が応急的に修繕する。</u>	
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し生活保護法で修理する。		
障害物の除去	1 自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除去費等の融資	自費で除去するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	<u>生活能力の低い世帯のために市が除去する。</u>	
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し生活保護法で除去する。	

(注) (1) 対策順位は、その種別によって対象者や貸付の条件が異なるため、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

(2) 住宅の確保のうち、3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全壊及び全流失した世帯を対象としたものである。

- (3) 住宅修繕のうち2の(1)の融資及び3による修繕は、住家の半焼、半壊若しくは、これに準ずる程度の損傷を受けた世帯を対象としたものである。
- (4) 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

2. 住宅対策等の調査報告

市本部社会福祉班は、災害後、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査し、報告するものとする。

(1) 調査

被災者に対して、次の住宅対策の希望者を調査する。

① 公営住宅入居希望者	⑥ 社会福祉施設入居希望者
② 公庫資金借入希望者	⑦ 仮設住宅入居対象者
③ 生活融資資金借入希望者	⑧ 住宅応急修理対象者
④ 母子父子福祉資金借入希望者	⑨ 障害物除去対象者
⑤ 寡婦福祉資金借入希望者	

調査にあたっては、次の点に留意する。

ア 制度種別が多く、その内容がそれぞれ異なるため、被災者に対して十分その内容を説明する。

イ 建設、融資等の時期が異なるため、変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期すように努める。

ウ 各制度別重複計上を避けることに留意し、第1希望のみによって計上することなく、世帯条件等も考慮し適切な種別を選択できるよう指導する。

エ 各種制度別のうち、次の制度間においては重複して差し支えない。

- (ア) 応急仮設住宅と各種公営住宅
- (イ) 応急仮設住宅と各種資金融資
- (ウ) 住宅の応急修理と各種資金融資
- (エ) 障害物の除去と各種資金融資

(2) 報告

市本部総務班は、災害発生後5日以内に、「住宅総合災害対策報告書」(様式編・様式29号)により、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

3. 仮設住宅の建設及び入居

災害により住宅を失ったり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保できない者に対して、災害救助法により仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図るものとする。

(1) 実施者

仮設住宅の建設は、市本部都市計画班が直接又は建設業者に請け負わせて実施するものとする。ただし、市本部都市計画班において実施できないときは、県支部総務班に応援を要請するものとする。

なお、災害救助法による仮設住宅建設の用地は、資料編、資料25のとおりである。

(※資料25 応急仮設住宅建設可能用地)

第2章 災害応急対策

(2) 対象者及び入居予定者の選定

市本部社会福祉班は、次の各条件に適合する対象者から入居予定世帯を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」（様式編・様式 30-1 号）により、災害発生後 5 日以内に県支部総務班を經由して県本部防災班に報告する。

- ア 住家が全失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。
- イ 居住する仮住居がなく又は借家等の借り上げもできない世帯であること。
- ウ 自己の経済力では、住宅を確保することができない世帯であること。

選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高い世帯から選定し、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮するものとする。

(3) その他

建設基準、建設期間、仮設住宅の管理等については、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第 3 章第 2 4 項「応急住宅対策」による。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳（様式編・様式 30-2 号）
- イ 災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書（様式編・様式 30-3 号）

4. 住宅の応急修理

災害により住宅が半壊又は半焼し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、災害救助法により住宅の応急修理を行うものとする。

(1) 実施者

住宅の応急修理は、市本部建設班が直接又は建設業者に請け負わせて実施するものとする。ただし、市本部建設班において実施できないときは、県支部総務班に応援を要請するものとする。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

市本部社会福祉班は、次の各条件に適合する対象者から修理予定世帯を選定し、「住宅応急修理該当世帯調」（様式編・様式 31-1 号）により、災害発生後 5 日以内に県支部総務班を經由して県本部防災班に報告する。

- ア 住家が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷をし、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。
- イ 自己の経済力では、住宅の応急修理ができない世帯であること。

選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高い世帯から選定するものとする。

(3) 適切な管理のなされていない空家等の措置

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(4) その他

修理基準、修理期間等については、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第 3 章第 2 4 節「応急住宅対策」による。

・住宅応急修理記録簿（様式編・様式 31-2 号）

5. 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に押し流された土石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して、災害救助法により障害物を除去するものとする。

(1) 実施者

障害物の除去は、市本部建設班が直接又は建設業者に請け負わせて実施するものとする。ただし、市本部建設班において実施できないときは、県支部総務班に応援を要請するものとする。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

市本部社会福祉班は、次の各条件に適合する対象者から除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調」（様式編・様式 32-1 号）により、災害発生後 5 日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害のある世帯であること。

イ 自己の経済力では、障害物を除去できない世帯であること。

ウ 高齢者世帯、母子世帯等で自力では除去できない世帯であること。

選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高い世帯から選定するものとする。

(3) その他

除去の基準、除去の期間等については、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第 3 章第 2 4 項「応急住宅対策」による。

・障害物除去記録簿（様式編・様式 32-2 号）

6. 収入が一定額に満たない世帯に対する融資

収入が一定額に満たない世帯で、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資するものとする。

(1) 生活福祉資金の災害援護資金

(2) 母子父子福祉資金の住宅資金

(3) 寡婦福祉資金の住宅資金

(4) 災害援護資金の貸付

第7項 医療救護計画

災害のため、被災地の住民に医療救護が必要となった場合は、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者

災害救助法が適用された場合の直接の実施は、同法に基づき本部長が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、市独自の応急対策として市本部健康班が行う。ただし、市本部のみでは実施が不可能又は困難と認めたときは、県支部あるいは日本赤十字社及び海津市医師会が、それぞれ医療班を派遣する等の方法によって実施するものとする。

また、災害時であっても平常の医療が可能なとき又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。ただし、本部長から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

2. 医療班の編成

被災地において医療、助産救助を実施するため、次の医療班を編成し、市本部健康班の要請により出勤し、救助の実施にあたるものとする。

(1) 編成基準

医療班の編成は、おおむね次の基準によるものとする。

- ア 医師 1名～2名
- イ 看護師 2名～5名
- ウ 事務職員 1名

(注) 運転手については必要に応じ編成に加える。

3. 救助対象者

(1) 医療救助

ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の機会を失った者

イ 災害時における異常な状況で、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的な配慮のうえから医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の機会を失った者（死産・流産を含むものとする。）

4. 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等により一定し難いが、おおむね次の方法による。

(1) 医療班の派遣による方法

被災地の現地において医療、助産の必要があるときは、市本部健康班は、医療班を派

遣して行う。

この場合、被災現地の医療施設を利用することができるときは、市本部健康班は、施設所有者等と協議して使用するものとする。

また、市本部は、医療状況の把握に努め、医療応援の要請等に備え、県支部及び隣接市町等と連携をとり、初期医療体制の充実を図るものとする。

(2) 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、市本部健康班は、当該医療機関（医療施設）の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施するものとする。この場合救助対象者は、医療券を提示して診療を受けるものとする。

医療券には、福祉事務所長が生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発するものとする。

(3) 移送、収容

医療を要する者の状態が重傷病で医療施設（病院）への収容を必要とするときは、市本部健康班は、被災地に近い適当な医療施設へ移送し、医療を行うものとする。

なお、多数の搬送を必要とするときは、自主防災組織、住民等による自力搬送など効率的な移送運用を図るものとする。

(4) 応援要請

市本部健康班は、市内において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、次の方法により他機関と共同して実施する。

ア 医療班の報告その他により、県支部保健班にその旨を連絡又は報告し、応援を要請する。

イ 連絡及び報告並びに応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 医療、助産救助実施の場所

(イ) 対象者及び医療機関の状況

(ウ) 実施の方法及び程度（医療班何箇班派遣、何科〇名入院等）

(エ) その他必要な事項

5. 医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲並びに程度は、おおむね次の基準による。

(1) 医療の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

(2) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

第2章 災害応急対策

(3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度による。

(4) 期間

ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内

イ 助産救助の実施は、分べんの日から7日以内（災害発生前後7日以内に分べんしたもの。）

ウ 上記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、市本部は、県支部保健班（救助班と連絡）に実施期間の延長を要請する。

エ 期間延長の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

（ア） 延長に要する期間

（イ） 延長を要する地域

（ウ） 延長を要する理由

（エ） 救助を要する患者数、病状等

6. 医療品、衛生材料の確保

医療及び助産救助の実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療班を編成する医療機関の手持品を繰り替え使用する。ただし、手持品が無く又は不足し、市では確保不可能又は困難なときは、県支部保健班に調達を依頼する。

7. その他

費用の請求等、保険制度等への切替、報告その他事務手続きは、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第3章第25節「医療、救護活動」に定めるところによるものとする。

第8項 保健活動・精神保健

1 基本方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、県、市、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 対策

(1) 保健活動

ア 活動内容

市本部健康班は、県の指導のもと以下の保健活動を行う。

(ア) 指定避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況を把握し、生活環境の整備

- ・指定避難所のトイレ・室内の清潔状態・ゴミの整理状態の把握と調整及び指導
- ・指定避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
- ・手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導
- ・衣類・寝具による体温調整、及び清潔の状態の把握と調整及び指導
- ・歯磨き・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
- ・食事の摂取状況の把握と調整及び指導
- ・活動状況の把握と調整及び指導

(イ) 指定避難所における巡回健康相談等の実施

- ・避難者個々の健康状態を把握し対処する。
- ・症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
- ・被災による症状や障害のある患者の観察と疾病管理及び生活指導
- ・慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理

・寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理

・妊婦の生活指導と管理

・乳幼児の生活指導と管理

・高齢者の生活指導と管理

・難病・身体障がい者の生活指導と管理

・結核既往者の管理と生活指導

(ウ) 保健所・市における訪問指導の実施及び強化

・結核患者、難病患者、精神障がい者、要介護者、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康被害者等への訪問指導を強化する。

・一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。

(エ) 保健所・市における定例保健事業の実施

(オ) 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

(2) 精神保健

ア 活動内容

市本部健康班は、県の指導のもと以下の精神保健活動を行う。

(ア) 精神障害者の住居等、生活基盤の至急の確保

- ・住居を無くした精神障害者の被災地外施設入所等の促進

第2章 災害応急対策

・精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

(イ) 精神科入院病床の確保

・入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保

(ウ) 24時間精神科救急体制の確保

・被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置

・夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

(エ) 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供

・閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開

(オ) 被災者の心の傷へのケア

被災に伴う健常者の反応性病状としての PTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポートが必要となる。

・民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及

・心の健康に関しての相談体制の充実

→精神科医、保健師等による常設の相談実施

→民間の諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備

→避難所等への相談所開設

→仮設住宅、家庭等への巡回相談

・医療、福祉、教育等の各領域において実施される診療、相談等との調整

(カ) 被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア

・不眠不休の活動で職員やボランティアの心も追いつめられる状況発生

・民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により随時相談、診察等

・必要があれば適切なカウンセリング等を継続実施

(3) その他

災害発生時における保健活動等については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。

また、保健活動等により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

第9項 被災者救出計画

災害のため生命身体が危険な状態にある者は、一刻も早く救出・救助する必要がある、市及び関係機関は迅速な救出・救助活動を実施するものとする。また、自主防災組織、住民等は、安全確保のうえ救出・救助活動に協力するものとする。

1. 実施者

被災者の救出は、市本部消防部等が必要な器具を使用して実施することを原則とする。ただし、市本部消防部等で実施できないときは、県支部総務班もしくは隣接市町本部に応援を要請するものとする。

2. 対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。本救出は、災害にかかった原因の種別、住家の被害等とは関係なく、救出を要する状態が発生したときは、速やかに救出作業を行うものとする。

- (1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中に取り残された場合
 - イ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合
 - ウ がけ崩れ等により生き埋めになった場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ様々な状況から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

3. 救出の方法

救出は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、救出作業は市本部消防部その他本部職員等によるものとし、必要に応じて機械器具を借り上げるなど、実状に即した方法により速やかに行うものとする。

4. 応援

市本部のみでは救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入れができないときは、県支部総務班に応援等の要請を行うものとする。

5. 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

6. その他

災害救助の基準等は、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第3章第26項「救助活動」の定めるところによるものとする。

第10項 学用品等支給計画

災害により教科書、文房具等を失った児童、生徒に対し、学用品の支給及びあっせんを行うものとする。

1. 支給の種別

学用品等の支給あるいはあっせんは、被害の程度によって次の種別に区分して扱うものとする。

- (1) 災害救助法による支給
災害救助法適用地域で、住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童、生徒に対しては、災害救助法に定める「学用品の給与」による。
- (2) 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあっせん
教科書を失った児童、生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合は、経費は本人の負担とし、調達方法は救助法適用分と合わせて調達する。
- (3) その他の場合のあっせん
平常時におけるあっせんの方法による。

2. 支給の実施者

教材、学用品の支給は、次の区分に従って行うものとする。

- (1) 災害救助法による場合
 - ア 被災児童、生徒の調査
各学校班で班長（校長）の責任において調査をする。
 - イ 被災教科書の調査報告
各学校班で調査し市本部学校教育班でまとめ報告する。
 - ウ 教科書、文房具の調達
県本部、ただし県本部から指示があったときは、市本部学校教育班が調達する。
 - エ 教科書、文房具の支給
教科書等の支給は、市本部学校教育班より各学校に引継ぎ、各学校班において直接児童、生徒に支給するものとする。
- (2) 災害救助法適用時の非適用者に対する場合
(1)の場合に準ずるが、教科書のみについてあっせんするものとする。
- (3) 災害救助法が適用されなかった場合
市本部学校教育班においてあっせんする。市本部学校教育班において対処出来ない場合は、県支部教育班へあっせんに依頼する。

3. 被災児童、生徒及び教科書被害状況の調査報告

- (1) 被災児童、生徒の調査
各学校班において、災害終了後できる限り速やかに児童、生徒（又は父兄）について「被災児童生徒名簿」（様式編・様式 33-1 号）を作成するものとする。本名簿には

住家の被害がなくても教科書を失った者は調査、作成するものとする。本名簿作成に当たっての被災程度の区分は、市本部で調査、作成されている調査表又は被災者台帳等による程度区分に従うものとする。

(2) 被災教科書等調査集計

被災児童生徒名簿により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」(様式編・様式 33-2 号)を作成するものとする。

(3) 被災教科書等の報告

支給の種別(1)～(3)の場合は、前項の被災教科書一覧表を作成し、速やかに(災害発生後5日以内)県支部へ提出するものとする。

4. 学用品の割当及び保管

市本部学校教育班は、学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当をし、支給するものとする。

(1) 割当

県本部(県支部経由)からの学用品支給基準(1人当量)の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況」(様式編・様式 33-4 号)により割当て、支給するものとする。

(2) 剰余物資の保管

調達された学用品が指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

5. その他

災害救助法による学用品支給条件、その他事務手続きについては、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第3章第36項「文教災害対策」の定めるところによるものとする。

- ・学用品引継書(様式編・様式 33-3 号)

第11項 行方不明者の捜索及び遺体の処置等

災害時に行方不明となった者については捜索のうえ収容し、遺体については応急処置等を実施するものとする。

1. 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、市本部消防部が担当し、捜索に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。ただし、被災その他の条件により市本部のみにおいて実施できないときは、次の事項を明示して県支部総務班に応援を要請するものとするが、緊急を要するときは、隣接市町本部又は行方不明者漂着が予想される市町本部に直接捜索応援の要請を行うものとする。

- (1) 行方不明者が埋没し又は漂着していると思われる場所
- (2) 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、服装等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- (4) その他必要な事項

2. 遺体の見分、処置

遺体を発見したときは、警察機関に連絡し、その見分（検視）の後必要に応じ処置するものとする。

遺体の処置は、市本部市民班及び医師が処置場所を借り上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。ただし、市本部市民班において実施できないときは、他機関所属の医療班に応援を求め実施する。

3. 遺体の火葬

遺体の火葬は、市本部市民班において直接火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物をもって行う。なお、火葬の実施にあたっては次の点に留意する。

- (1) 事故死等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けたあと火葬する。
- (2) 火葬場が破損し使用できない場合や火葬能力を大幅に上回る場合は、岐阜県広域火葬計画に基づき広域火葬を実施する。
- (3) 漂着した遺体のうち身元が判明しないものの火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

4. その他

災害救助法による場合の基準等については、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第3章第27項「遺体の捜索・取扱い・埋葬」の定めるところによるものとする。

第12項 防疫計画

災害時における生活環境の悪化は、被災者の感染症等への抵抗力を弱めるため、迅速かつ的確な防疫措置及び保健衛生活動を実施するものとする。

1. 実施者

災害時における被災地域の防疫は、市本部健康班が県支部保健班の指導、指示に基づき実施するものとする。ただし、被害が甚大で市本部健康班において実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班に応援を要請するものとする。

2. 防疫の実施組織

災害防疫実施のための組織は、市本部健康班によるが、各種作業実施の直接組織として次の班を編成しておくものとする。

(1) 感染症予防担当職員の選任

知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）第35条第1項の規定による感染症予防担当職員を選任し、防疫活動に従事させる。

(2) 防疫班の編成

市本部健康班は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は、おおむね衛生技術者1名（班長）、事務職員1名、作業員3名をもって編成する。

3. 防疫の種別と方法

防疫の活動は、次の方法によって行うものとする。

(1) 検病調査及び健康診断

検病調査は、県支部保健班で編成する検病調査班が実施し、市本部健康班及び関係機関は、的確な情報の提供等調査に協力する。また、必要があるときは、感染症予防法第17条及び第45条の規定による健康診断を実施する。

(2) 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、県支部保健班は対象者及び期日を指定して、臨時予防接種を実施するものとする。ただし、市本部において実施することが適当と認め県本部長に命ぜられた場合は、市本部健康班において実施するものとする。

(3) 清潔方法

市本部環境衛生班は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び本節第12項「清掃計画」の定めるところにより、ごみやし尿の処理等を実施するものとするが、特に、道路、水路、公園等公共の場所を中心に行うものとする。

(4) 消毒方法

市本部健康班（防疫班）は、感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、消毒を実施する。実施にあたっては、感染症予防法施行規則第14条の定めるところによ

第2章 災害応急対策

るものとする。

(5) ねずみ・昆虫等の駆除

市本部健康班（防疫班）は、感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、ねずみ・昆虫等の駆除を実施する。実施にあたっては、感染症予防法施行規則第15条に定めるところによるものとする。

(6) 生活の用に供される水の供給

市本部健康班は、感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、生活用水の供給を実施する。実施にあたっては、本節第4項「飲料水供給計画」の定めるところによるものとする。

(7) 患者等に対する措置

県支部保健班は、感染症予防法の規定による当該患者が発生したときは、感染症指定医療機関への入院措置をとるものとする。

(8) 避難所の防疫指導等

市本部が避難所を開設したときは、市本部健康班は、県支部の防疫関係職員の指導を得て、防疫指導等防疫活動を実施するものとする。

4. その他

防疫業務実施の基準、報告、記録の整備等については、県計画第3章第28項「防疫・食品衛生活動」の定めるところによるものとする。

第13項 清掃計画

災害時における被災地域では、多量の災害廃棄物の発生や、ごみ及びし尿処理機能の低下などが予想されることから、関係機関と連携し的確な処理を実施するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

1. 実施者

災害時における被災地域の清掃等は、市本部環境班において実施するものとする。ただし、市本部環境班のみにおいて実施できないときは、県支部総務班に連絡し県支部又は隣接市町から応援を得て実施するものとする。

2. 清掃班の編成

市本部環境班は、ごみ処理及びし尿処理のための清掃班を編成するものとする。清掃班は、市本部環境班と作業員で編成する。(作業員は、ボランティアの動員又は労務者を雇い上げる。)

3. 清掃方法

(1) ごみ処理

ア 収集順序

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地区から順次実施する。実施にあたっては、次の点に留意する。

- (ア) 洪水時においては、水位の状況を把握し、減水した地区から実施する。
- (イ) 被災世帯における屋内の清掃状態を考慮する。
- (ウ) 感染症発生のおそれのある地域を優先する。

イ 収集方法

- (ア) 各班の担当区域を明確にする。
- (イ) 分別収集が必要な場合は、被災地域の住民及び各清掃班に周知徹底する。

ウ ごみの処分

- (ア) ごみの処分方法、処分場所等については、あらかじめ計画を定めておくものとする。
- (イ) 収集したごみについては、最終処分場不足も予想されることから、リサイクル等による減量化対策を行い、その後の可燃物は焼却処分し、不燃物は埋立処分とする。

(2) し尿処理

ア し尿の収集

第2章 災害応急対策

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急にくみ取りを要する地区から順次実施する。実施にあたっては、ごみ収集と同様の点に留意する。

イ し尿の処分

し尿の処分は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場において処分するものとする。

4. その他

清掃の事務、その他関連対策は、県計画第3章第30項「清掃活動」の定めるところによるものとする。

第14項 災害義援金品募集配分計画

被災者及び被災施設その他に対する義援金品の募集、輸送及び配分は、関係機関が協力し、迅速かつ的確に実施するものとする。

1. 実施機関

市本部社会福祉班、保険医療班、日本赤十字社海津市地区、市社会福祉協議会、市民生委員協議会、自治会・区等により協議会を構成し、各機関が協同し実施するものとする。

2. 募集

災害義援金品の募集は、県単位で実施する場合のほか、必要に応じて市単独で募集するものとする。

3. 集積

義援金品は、市本部社会福祉班が中心となり関係機関と各組織が協力して集積するものとする。

4. 配分

義援金品の配分は、市本部保険医療班が中心となり、おおむね次の基準によって行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って配分する。

(1) 家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

(2) 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められる者含む）	1
重傷者	1/2
全失世帯	1
半失世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

5. その他

引継ぎ、義援金品の管理、費用等関連対策は、県計画第3章第30項「災害義援金の募集配分」の定めるところによるものとする。

第15項 その他被災者の保護計画

本節第1項から第13項までに定める以外の、災害時における被災者の救助保護は、次によるものとする。

1. 在宅の要配慮者対策

大規模災害時には、平常時より在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障が生じるなどにより、新たな要配慮者が発生する。

市本部健康福祉部各班及び関係機関は、これら要配慮者の対策を発災直後より時間経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて的確に講じるものとする。

(1) 要配慮者の確認

発災直後には、関係機関の協力を得て在宅サービス利用者、一人暮らしの高齢者、障がい者、難病患者等の名簿等を利用し、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

(2) 緊急措置

要配慮者を発見した場合は、①避難所への移動、②施設への緊急入所、③在宅での生活援護等の措置を実施する。

(3) 避難所での援護

避難所に移動した要配慮者については、関係機関の協力を得つつ、組織的、継続的な援護者固有の保健福祉サービスの提供に努める。

2. 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の経営者（管理責任者）は、災害に際して入所者の保護及び被災者の受入れにあたるものとする。

(1) 入所者の保護

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときには、あらかじめ定めた避難等の方法により入所者の安全を確保するとともに、市本部等の協力を得つつ施設機能の回復を図るものとする。

(2) 被災者の受入れ

被災を免れた施設又は被災地に隣接する施設においては、入所者の安全な生活を確保した後、余裕のスペースなどを活用して一定程度の被災者の受入れを行う。なお、余裕スペースの活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。

(3) 食料供給等の確保

災害による施設の被害等により食料又は飲料水を得ることができないとき、もしくは医療その他の救助を必要とするときは、市本部健康福祉部に応援を要請する。

(4) 職員の確保

災害により職員に事故があり又は入所者の増加によって職員が不足するときは、不

足の程度等を把握し、市本部健康福祉部及び関係機関に応援を要請する。

3. 要保護児童の措置

災害地域において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、市本部こども班は、子ども相談センターと連携し、速やかに保護措置をとるものとする。

- (1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所での保育を行うものとする。
- (2) 保護者を失うなど要保護児童がいるときは、親族による養育の可能性を検討するとともに、子ども相談センターと連携し、児童養護施設等に入所措置をとるものとする。

4. 生活保護法の適用申請

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要が生じたときは、市本部社会福祉班は民生委員と連絡を密にし、速やかに県支部総務班にその適用申請手続をとるものとする。

5. 被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して確保されるが、同救助は、医療機関の平常化（原則的に災害発生後 14 日以内）をまって平常医療制度に移行されるものである。従って災害によって被保険者証を紛失し又は使用不能となった者に対しては、市本部健康班及び関係機関は、とりあえず医療機関と連絡をとり、保険証のないまま受診できるよう努めるとともに、できるかぎり速やかに市本部保険医療班、高齢介護班において被保険者証を再交付するものとする。

6. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害によって死亡したものの遺族に対して 500 万円を限度額として災害弔慰金を、また精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して 250 万円を限度額として災害障害見舞金を支給する。

7. 愛玩動物の救援

災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、市（環境課）は、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

(1) 被災地域における動物保護

市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保

市は、飼い主とともに避難してきた愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。

また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適

第2章 災害応急対策

正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

(3) 動物の適正な飼養体制の確保

市は、飼い主とともに避難してきた愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。

また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

8. その他

知事見舞金の支給、被災者生活再建支援金の支給等関連対策については、県計画第4章第4項「被災者の生活確保」の定めるところによるものとする。

第8節 産業応急対策

大規模な災害時には、商工業や農林水産業への被害が予想され、これら産業の迅速な復興を図るため、必要な応急対策を実施するものとする。

第1項 商工業の応急対策

1. 災害融資計画

被災商工業者のうち事業資金を希望する者のため、市本部商工観光班は相談窓口を開設し、事業資金の融資について総合的なあっせんをするものとする。

2. 復旧資材等の調達

市本部[商工振興・企業誘致班](#)は、被災商工業者から復旧用の物資、資材の確保又はあっせんの要請があったときは、関係機関、団体等に協力を要請し、必要な物資、資材の確保に努めるものとする。

第2項 農作物の応急対策

1. 代作用種子の確保

市本部農林振興班は、代作用種子の確保について県支部農林班経由で、県本部（農政部）へ確保のあつせんを要請する。

2. 病虫害防除対策

(1) 病虫害防除指導

市本部農林振興班は、災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、県支部農林班、農業協同組合等と協力して病虫害防除の指導にあたる。なお、病虫害発生予察情報は、県本部において発して、市本部に伝達される。

(2) 農薬の確保

市本部農林振興班は、災害時に農薬が不足し確保できないときは、県支部農林班を経由し、県本部（農政部）に確保のあつせんを要請する。

(3) 防除器具の整備

市本部農林振興班及び関係機関は、病虫害防除器具の整備に努めるものとするが、器具が不足し確保できないときは、県支部農林班を経由し、県本部（農政部）に確保のあつせんを要請する。

3. 肥料等の確保

市本部農林振興班は、災害時に肥料等が不足し確保できないときは、県支部農業班を経由し、県本部（農政部）に確保のあつせんを要請する。

第3項 林地等の応急対策

1. 林地の対策

災害により発生した林地被害が、緊急な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいものについては、市本部農林振興班は、県支部農林班を経由し、県本部林政班にその緊急復旧を要請する。

2. 造林木の対策

(1) 倒木対策

災害により倒木したもののうち、倒木起しにより成立可能なものについては、市本部農林振興班及び県支部農林班は、森林組合等と協力して、速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導する。

(2) 資材等の調達

市本部農林振興班及び森林組合等は、倒木復旧に必要な木起し機、縄等の資機材が不足するときは、県支部農林班を経由し、県本部林政班に確保のあつせんを要請する。

3. 苗木等の対策

(1) 苗木、種子の確保

市本部農林振興班は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県支部農林班を経由し、県本部林政班に確保のあつせんを要請する。

(2) 病害虫の防除

苗木等の病害虫の発生が予想されるときは、市本部農林振興班及び県支部農林班は、森林組合等と協力して、その防除について指導する。

第9節 公共施設の応急対策

道路等公共施設が被害を受けた場合は、救急救助、救援活動等に支障をきたし、また、教育施設や社会福祉施設等が被災した場合は、早急にその機能を回復する必要があることから、速やかに応急復旧措置を講ずるものとする。

1. 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設の平常時における実質的な管理機関が行うものとする。

2. 被害の防止

応急対策実施責任者は、災害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、また被害の拡大を防止するため、施設の巡視、補修、補強その他必要な措置をとるものとする。

3. 応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により被害を受け、施設の運営等に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが、被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等の措置をとるものとする。

4. 対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施にあたり次の点に留意するものとする。

- (1) 応急対策実施の状況を所管の機関に報告するとともに、予算措置を要する対策にあつては、関係機関に連絡協議して行う。
- (2) 被災施設の応急復旧あるいは取り除きにあつては、その被害状況を写真撮影し、被災の状況記録として保存しておく。

5. 施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため、施設ごとに応急対策に関する実施要領を定めておくものとする。実施要領の作成にあつては、次の点を明示するものとする。

- (1) 実施者又は実施組織
- (2) 対策実施の方法
- (3) 被害防止上特に重点をおくべき箇所
- (4) 応急措置用資機材等の整備点検
- (5) その他施設条件に伴う必要事項

第10節 公共的施設の応急対策

公共交通施設やライフライン施設が被害を受けた場合は、災害復旧作業や民生安定に大きく影響を及ぼすため、各事業者は必要に応じて関係機関の協力を得て、迅速な応急復旧に努めるものとする。

第1項 鉄道の応急対策

災害時における鉄道の応急対策は、鉄道事業者が定める計画によるほか、本計画によるものとする。

1. 応急対策

鉄道施設に対する被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、災害に対応した応急対策を行うものとする。

2. 救出活動

乗務員は、車両火災、脱線、転覆、衝突等が発生した場合は、直ちに負傷者の救出等について、市（消防本部）、警察機関、最寄り駅等に通報し、救援を求めるものとする。

3. 応急復旧

災害により鉄道施設等に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧にあたるものとする。早期の復旧が困難な場合は、バス等による代替輸送の確保に努めるものとする。

第2項 通信施設の応急対策

災害時における通信施設の応急対策は、通信事業者が定める計画によるほか、本計画によるものとする。

1. 緊急臨時電話の仮設

市本部長は、現地災害対策本部を設置したとき又は被災地の通信確保のため必要があると認めるときは、緊急臨時電話の仮設を要請する。

2. 優先復旧

被災施設の復旧は、災害対策上の必要度を勘案し、防災関係機関を優先して復旧するものとする。

3. 災害時の広報

通信施設の復旧状況等必要事項は、防災関係機関に通知するとともに、住民等に対しては、ラジオ、テレビ等による報道、また、広報車等により周知するものとする。

第3項 電力施設の応急対策

災害時における電力施設の応急対策は、電力事業者が定める計画によるほか、本計画によるものとする。

1. 災害時における電気の保安

(1) 火災時

火災が発生したときは、職員を現場に派遣し、火災又は注水により危険があると認められる場合、及び消防職員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電するものとする。

(2) 非常災害時

暴風雨、水害等非常災害時においては、生活の安定や災害対策のため、送電を維持するものとする。ただし、冠水等で危険な場合は、当該範囲の送電を停止するものとする。

2. 優先復旧

被災施設の復旧は、災害対策上の必要度を勘案し、防災関係機関を優先して復旧するものとする。

3. 災害時の広報

電力施設の復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項は、防災関係機関に通知するとともに、住民等に対しては、ラジオ、テレビ等による報道、また、広報車等により周知するものとする。

第11節 文教対策

災害時における文教対策は、他の計画に定めるもののほか、本計画に定めるところによるものとし、学校その他文教施設の管理者等は、的確な措置をとるものとする。

1. 施設等の応急対策

(1) 災害の防止対策

災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため、直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

(2) 応急復旧等の処置

施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし、被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と協議のうえ、本格的復旧に先立って必要な応急復旧を行うものとする。

(3) 清掃等の実施

施設が浸水した場合等にあつては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全に努めるものとする。

2. 市立学校関係の対策

(1) 学校施設の確保

学校等施設の被害程度により、当該施設の応急修理、特別教室等の活用、隣接校の利用、公民館等他施設の活用などにより、授業の実施に努めるものとする。

なお、他の施設を利用する場合は、関係機関が協議のうえ行うものとする。

(2) 教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合は、その程度に応じ、学校内での調整、学校間での調整、県支部内での調整など必要な対策を講じるものとする。

(3) 応急教育

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは、臨時に授業を行わないものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急授業の実施に努めるものとする。

3. 教材、学用品の調達及び配給

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童、生徒に対する供給及びあっせんは、本章第7節第9項「学用品等支給計画」による。

4. 安全措置

(1) 宿日直の強化

災害の発生が予想される気象警報発令時等の学校における宿日直は、教職員をそれぞれ1～2名増員し、災害時の対策に万全を期すものとする。

(2) 休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件になったときは、各学校班は市本部教育部と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。なお、休校措置を決定したときは、市本部学校教育班又は各学校班は、直ちに休校の旨を各家庭まで周知徹底するものとする。

(3) 下校時の安全確保

児童、生徒が登校後、休校を決定し帰宅させるときは、中学校においては下校にあたっての注意事項を徹底し、また、小学校児童については、できるだけ家庭と連絡をとり、集団での下校あるいは教職員や保護者等が引率するなど、児童、生徒の安全確保に留意する。

5. その他

学校保健の対策、文化財、その他文教関係の対策等関連対策は、県計画第3章第36項「文教災害対策」の定めるところによるものとする。

第3章 事故災害対策

第1項 林野火災対策

林野火災は、地形、水利、交通等の条件から、消火作業が困難なため大規模な火災となるおそれがある。また、人為的な発生原因が多く、市及び関係機関は、予防対策を実施するとともに、気象状況等により火災発生のおそれがある場合は、広報活動により住民等に注意を喚起するものとする。

林野火災発生時は、関係機関は連携し初期消火及び延焼防止に努めるとともに、情報の収集、状況の分析を行い、必要に応じて航空機による消火活動を要請するものとする。

1. 災害予防計画

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 林野火災特別地域

本市は、林野火災特別地域に指定されており、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設等の整備を推進するものとする。事業計画に定める事項は次のとおりである。

- (ア) 防火意識の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (イ) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (ウ) 消防施設等の整備に関する事項
- (エ) 火災防ぎょ訓練に関する事項
- (オ) その他林野火災の防止に関する事項

イ 火災警報発令時等の措置

市は、火災警報発令時における火の使用制限の徹底を図るとともに、火災多発危険期における巡視及び監視の強化、火入れを行う者に対し適切な指導を行うものとする。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、市火災予防条例により次のとおり火の使用制限を行うものとする。

- (ア) 山林、原野において火入れをしないこと。
- (イ) 煙火を消費しないこと。
- (ウ) 屋外においてたき火をしないこと。
- (エ) 引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (オ) 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (カ) 山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じること。

2. 防災意識の普及啓発

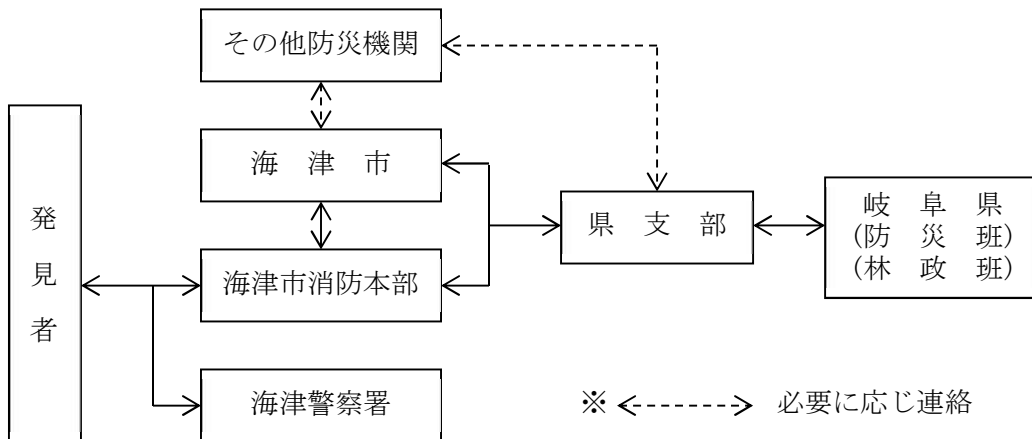
市及び関係機関は、山火事予防運動期間、林野火災予防運動等を通じて、防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなど入山者への啓発に努めるものとする。

なお、住民等への啓発は、火災多発危険期や休日前に重点的に行うなど、林野火災の発生傾向に留意する。

3. 災害応急対策

情報伝達系統

市及び関係機関は、それぞれ火災発生情報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとし、情報伝達系統は次によるものとする。



4. 活動体制の確立

市及び関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

5. 救急救助活動等

(1) 救急救助活動

市は、救急救助活動を行うとともに、被害状況の把握に努め、必要に応じ隣接市町等の機関に応援を要請する。

(2) 医療救護活動

市は、医療機関に対し医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請するものとする。

医療機関は、負傷者等に対して医療活動を行うとともに、必要に応じて他の医療機関に協力を求めるものとする。

(3) 消火活動

ア 消防機関は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

イ 自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力する。

ウ 消防機関は、効果的な消火活動を実施するとともに、応援が必要な場合は時機を逸することなく近隣市町及び県に応援を要請する。

6. 避難活動

市は、災害時には人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、災害危険箇所の所在、災害の概要その他避難のための情報を提供する。

7. 関係者等への情報伝達

市及び関係機関は、被災者家族のニーズを把握し、災害の状況、安否情報、それぞれの機関が講じている対策等の情報を、迅速かつ的確に提供するものとする。

8. 二次災害の防止

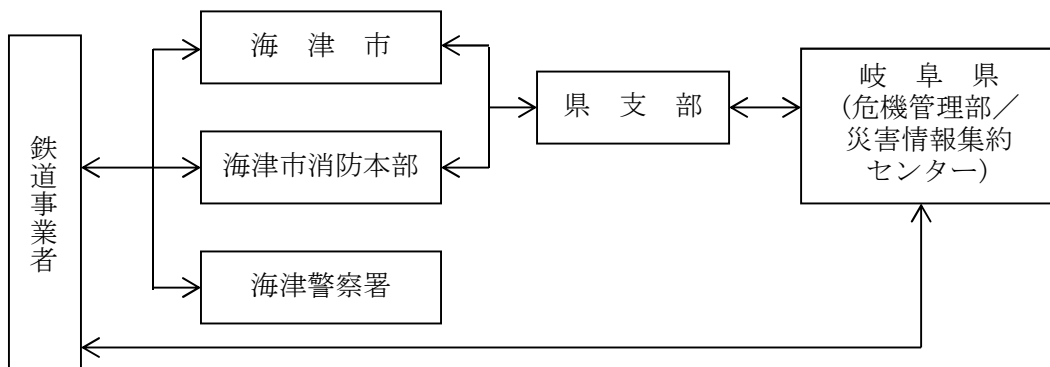
市及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることから、二次災害の防止に努めるものとする。

第2項 鉄道災害対策

多数の死傷者を伴う列車の衝突等、鉄道事故災害が発生したときは、迅速な救急救助とともに、被害の拡大防止措置をとるものとする。また、事故災害に対処するため、事業者及び関係機関は、平常時から緊密な連絡体制を構築するものとする。

1. 情報伝達系統

市及び関係機関は、それぞれ事故発生情報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとし、情報伝達系統は次によるものとする。



2. 活動体制の確立

市及び関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3. 救急救助活動等

(1) 救急救助活動

市は、救急救助活動を行うとともに、被害状況の把握に努め、必要に応じ隣接市町等の機関に応援を要請する。

(2) 医療救護活動

市は、医療機関に対し医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請するものとする。

医療機関は、負傷者等に対して医療活動を行うとともに、必要に応じて他の医療機関に協力を求めるものとする。

(3) 消火活動

消防機関は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

4. 関係者等への情報伝達

市及び関係機関は、被災者家族のニーズを把握し、災害の状況、安否情報、それぞれの機関が講じている対策等の情報を、迅速かつ的確に提供するものとする。

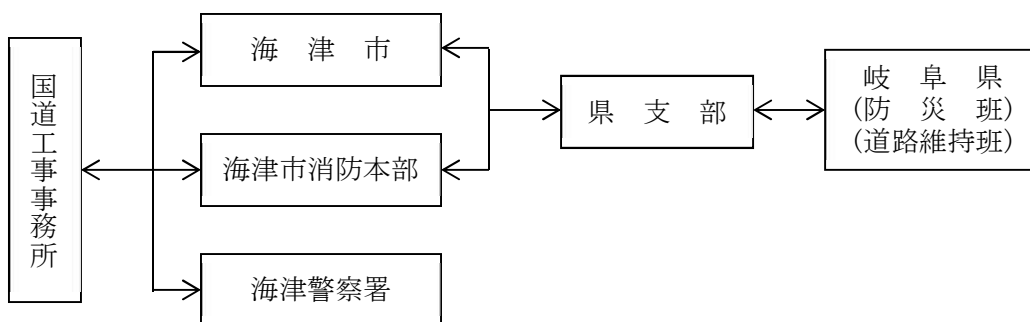
第3項 道路災害対策

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要となる災害が発生した場合は、迅速な救急救助とともに、被害の拡大防止措置をとるものとする。また、事故災害に対処するため、道路管理者及び関係機関は、平常時から緊密な連絡体制を構築するものとする。

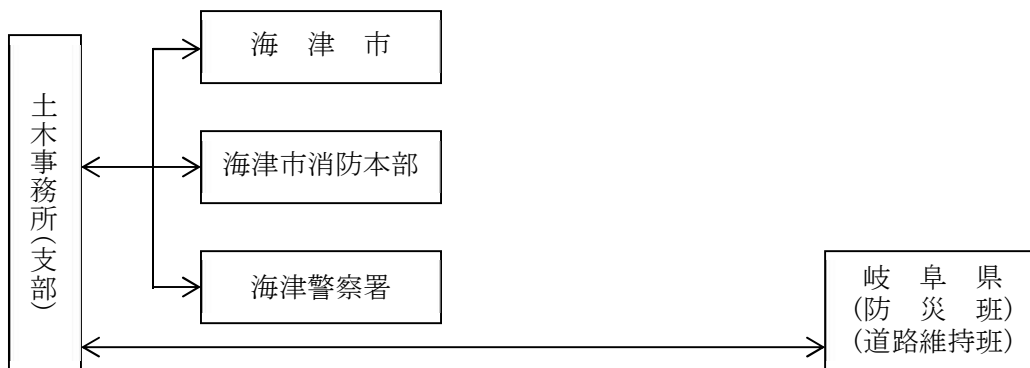
1. 情報伝達系統

市及び関係機関は、それぞれ事故発生情報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとし、情報伝達系統は次によるものとする。

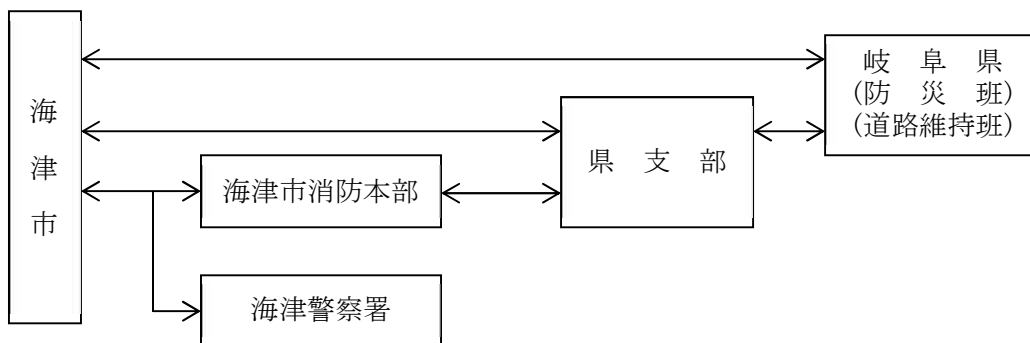
(1) 国が管理する道路



(2) 県が管理する道路



(3) 市が管理する道路



2. 活動体制の確立

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のための措置をとるものとする。また、道路管理者、市及び関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3. 救急救助活動等

(1) 救急救助活動

市は、救急救助活動を行うとともに、被害状況の把握に努め、必要に応じ隣接市町等の機関に応援を要請する。

(2) 医療救護活動

市は、医療機関に対し医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請するものとする。

医療機関は、負傷者等に対して医療活動を行うとともに、必要に応じて他の医療機関に協力を求めるものとする。

(3) 消火活動

消防機関は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

4. 危険物の流出に対する応急措置

道路管理者は、危険物の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに排除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

5. 道路施設等の応急復旧活動

道路管理者は、障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

6. 関係者等への情報伝達

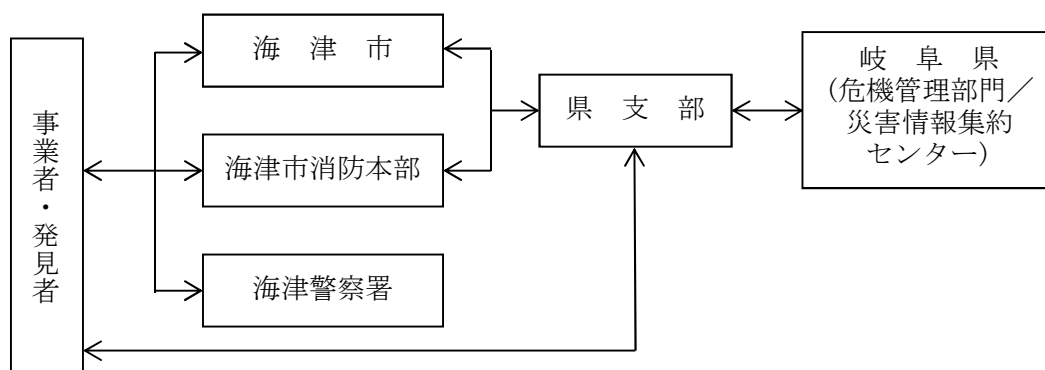
市及び関係機関は、被災者家族のニーズを把握し、災害の状況、安否情報、それぞれの機関が講じている対策等の情報を、迅速かつ的確に提供するものとする。

第4項 危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害が発生した場合、市は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、迅速かつ的確な防ぎよ活動を実施するものとする。

1. 情報伝達系統

市及び関係機関は、それぞれ事故発生情報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとし、情報伝達系統は次によるものとする。



2. 活動体制の確立

市及び関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3. 災害の拡大防止活動

市及び関係機関は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの応急対策をとるものとする。

4. 救急救助活動等

(1) 救急救助活動

市は、救急救助活動を行うとともに、被害状況の把握に努め、必要に応じ隣接市町等の機関に応援を要請する。

(2) 医療救護活動

市は、医療機関に対し医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請するものとする。

医療機関は、負傷者等に対して医療活動を行うとともに、必要に応じて他の医療機関に協力を求めるものとする。

(3) 消火活動

消防機関は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

5. 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 危険物等が河川等に流出した場合は、災害の原因者等は迅速に拡散防止措置をとるものとする。
- (2) 市は、危険物等が河川等に流出した場合、関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の拡散防止及び処理等必要な措置をとるものとする。

6. 避難活動

市は、発災時には人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、災害危険箇所の所在、災害の概要その他避難のための情報を提供する。

7. 関係者等への情報伝達

市及び関係機関は、被災者家族のニーズを把握し、災害の状況、安否情報、それぞれの機関が講じている対策等の情報を、迅速かつ的確に提供するものとする。

第5項 大規模停電対策

1. 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車、非常用発電設備等の配備など応急対策を実施する。

2. 実施責任者

県

市 (総務課、秘書広報課)

防災関係機関

3. 実施内容

(1) 広報

市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

(2) 応急対策

市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第6項 企業防災の促進

1. 方針

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。）」の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2. 実施責任者

県

市（商工振興・企業誘致課）

商工団体

各種企業

3. 実施内容

（1） 企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。）」の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従

業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

(2) 企業防災の促進のための取り組み

市及び商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市及び企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ア BCPの策定促進

(ア) 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

(イ) 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定や各種災害におけるハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計

画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1項 公共施設等の災害復旧

道路、橋りょう、河川等公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧に合わせ、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備えるものとする。

また、復旧にあたっては、応急復旧等による臨時的措置を講じたのち、被害の原因、その他の条件を検討し、復旧の程度、緊急度等を考慮しつつ、災害に強いまちづくりといった中長期的視点からも検討する。

県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

1. 災害復旧のための被害報告

災害復旧のための必要な被害調査、報告は、本計画第2章第5節第2項「災害情報収集等の計画」によるほか、県計画第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」の定めるところによるものとする。

2. 公共土木施設の災害復旧

公共土木施設の管理者は、速やかに被災施設の原形復旧を行う。道路、河川、下水道等は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設となり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

3. 住宅復興に関する計画

災害により住宅が滅失又は損壊した場合の住宅対策は、本計画第2章第7節第6項「応急住宅対策」によるほか、県計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところによるものとする。

4. 激甚災害に関する対応計画

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう、市（総務班等）は災害の状況を速やかに調査し、激甚法に基づく激甚災害の指定が早期に受けられるよう対処するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業

- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・区域外）
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ウ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - エ 水防資器材費の補助の特例
 - オ り災者公営住宅建設事業等に対する補助の特例
 - カ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - キ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項 被災者への支援

市は、民生の安定、生活再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係機関と協力し、緊急措置を講ずるとともに、災害の規模に応じて貸付等必要な措置をとるものとし、被災者の利便を図るため相談窓口を開設し対処する。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、収入が一定額に満たない者に対する支援対策は、本計画によるほか県計画第4章第4項「被災者の生活確保」の定めるところによるものとする。

1. 生活相談

市本部市民活動推進班は、被災者のための相談窓口を設け、要望事項等を広く聴取するとともに広報活動を行い、関係機関と協力し被災者の生活再建支援に努めるものとする。

2. 被災者への資金援助等

被災者に対しては、次の資金援助等支援を行うほか、本計画第2章第7節第15項「その他被災者の保護計画」に定める保護措置を講じるものとする。

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「天津市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しのために、被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付を行う。

(2) 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、自立した生活の開始を支援するため、通常必要となる物品の購入費及び家賃等居住安定にかかる経費などを支給する。

(3) 生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」により、災害により被害を受けた収入が一定額に満たない世帯に対して、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう、県社会福祉協議会は災害援護資金の貸付を行う。

(4) 災害生業資金の貸付

災害救助法の規定により、同法が適用された場合、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流失した場合に、その自立再建ができるよう、災害生業資金の貸付を行う。

(5) 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対しては、住宅金融公庫法の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(6) 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を貸付ける。

3. 租税の減免

市本部税務班は被災者に対する税の減免等、納税緩和措置を講じる。

第3項 被災商工業者への支援

市（商工振興・企業誘致課）及び関係機関は、被災商工業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等を的確に把握し、被害の規模に応じて必要な措置を講じるものとし、被災商工業者の利便を図るため相談窓口を開設し対処する。

なお、被災商工業者に対する支援対策は、本計画によるほか県計画第4章第5項「被災中小企業の振興」の定めるところによるものとする。

1. 災害復旧のための被害報告

災害復旧のための必要な被害調査、報告は、本計画第2章第5節第2項「災害情報収集等の計画」によるほか、県計画第3章第9項「災害情報等の収集・伝達」の定めるところによるものとする。

2. 被災商工業者の資金対策

被災した商工業者に対する資金対策としては、一般金融機関、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3. その他支援対策

- (1) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間延長等の措置
- (2) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (3) 貸付事務等の簡易迅速化
- (4) 租税の徴収猶予及び減免等

第4項 被災農林漁業者への支援

市（農林振興課）及び関係機関は、被災農林漁業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等を的確に把握し、被害の規模に応じて必要な措置を講じるものとし、被災農林漁業者の利便を図るため相談窓口を開設し対処する。

なお、被災農林漁業者に対する支援対策は、本計画によるほか県計画第4章第6項「農林漁業関係者への融資」の定めるところによるものとする。

1. 災害復旧のための被害報告

災害復旧のための必要な被害調査、報告は、本計画第2章第5節第2項「災害情報収集等の計画」によるほか、県計画第3章第9項「災害情報等の収集・伝達」の定めるところによるものとする。

2. 被災農林漁業者の支援対策

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び（株）日本政策金融公庫法により融資する。

（1）天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

（2）（株）日本政策金融公庫法

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

< 第3編 地震対策編 >

〔目 次〕

第3編 地震対策編

第1章 地震災害予防対策

第1節 自発的な防災活動の促進	
第1項 防災意識の高揚と普及	1
第2項 自主防災組織の育成と強化	4
第3項 ボランティア対策	4
第2節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）	
第1項 防災体制の確立	5
第2項 広域応援体制の確立	5
第3項 情報体制の確立	7
第4項 医療救護体制の整備	8
第5項 緊急輸送網の整備	8
第6項 地震防災訓練の実施	10
第7項 緊急地震速報の整備	12
第8項 災害に強いまちづくり	13
第3節 民生安定のための備え	
第1項 避難対策	14
第2項 食料、飲料水、生活必需品の確保	17
第3項 防災資機材の確保	19
第4項 防疫予防対策	19
第5項 災害時要援護者の安全確保	19
第4節 地震に強いまちづくり	
第1項 まちの不燃化・耐震化	21
第2項 火災予防対策	23
第3項 危険物等の災害予防対策	24
第4項 災害危険区域の防災事業の推進	26
第5項 ライフライン対策	27
第6項 津波災害予防対策	29
第7項 大規模停電対策	30
第8項 企業防災の促進	31

第2章 地震災害応急対策

第1節 応急対策	
第1項 防災活動体制の整備	32
第2項 災害応援要請	35
第3項 地震災害情報の収集・伝達	37

第4項	通信の確保	39
第5項	津波災害応急対策	39
第2節 緊急活動		
第1項	避難対策	42
第2項	消防対策	44
第3項	水防対策	46
第4項	緊急輸送・交通規制対策	46
第5項	医療救護計画	48
第6項	ライフライン施設の応急対策	48
第7項	公共施設の応急対策	51
第3節 民生安定活動		
第1項	災害広報	53
第2項	災害救助法の適用	55
第3項	被災者救援対策	56
第4項	応急教育対策	58
第5項	要配慮者の安全確保	60
第6項	保健衛生対策	60
第7項	ボランティア対策	67
第8項	被災建築物等に対する安全対策	68

第3章 地震災害復旧対策

第1節 復旧計画		
第1項	公共施設及び公共事業等の災害復旧	70
第2節 財政援助等		
第1項	被災者の生活確保	72
第2項	被災中小企業の振興	74
第3項	農林漁業関係者への融資	75
第4項	義援金品の募集、受付、配分	75

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則		
第1項	東海地震に関する事前対策の目的	76
第2節 地震災害警戒本部の設置等		
第1項	地震災害警戒本部の設置等	78
第3節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策		
第1項	防災関係機関等協力体制	79
第2項	警戒宣言・地震予知情報等の伝達	79
第3項	広報対策	79
第4項	事前避難対策	81
第5項	消防・水利	81
第6項	交通対策	81

第7項	緊急輸送対策	82
第8項	物資等の確保対策	82
第9項	保健衛生対策	82
第10項	生活関連施設対策	83
第11項	帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	84
第12項	公共施設対策	84
第4節	大規模な地震に係る防災訓練計画	85
第5節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	85

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	
第1項	計画の目的	86
第2項	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務又は業務の大綱	86
第2節	災害対策本部等の設置等	
第1項	災害対策本部等の設置	87
第2項	災害対策本部等の組織及び運営	87
第3項	災害応急対策要員の参集	87
第3節	地震発生時の応急対策等	
第1項	地震発生時の応急対策	88
第2項	資機材、人員等の配備手配	88
第3項	他機関に関する応援要請	89
第4項	要配慮者、帰宅困難者等に関する対策	89
第5項	文化財保護対策	89
第6項	長周期地震動対策の推進	89
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	90
第5節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	
第1項	趣旨	91
第2項	防災対応の基本的な考え方	91
第3項	南海トラフ地震臨時情報	91
第4項	防災対応をとるべき期間	93
第6節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	
第1項	県及び市町村の体制	95
第2項	運営等	96
第7節	南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達	97
第8節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	
第1項	避難方針	99
第2項	関係機関のとりべき措置	100
第9節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	105
第10節	防災訓練計画	106
第11節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	107

第1章 地震災害予防対策

第1節 自発的な防災活動の促進

第1項 防災意識の高揚と普及

1. 現状と課題

- (1) 地震被害を最小限にとどめるには、災害初期の各個人、家庭、地域での活動が大きなポイントである。
- (2) 「住民等一人ひとりが『自らの命は自らが守る』『みんなの地域はみんなで守る』という基本理念と正しい防災知識を身につけ、平素から災害に対する備えを心がけることが必要である。

2. 基本方針

市(各部局、教育委員会)は、住民の生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

3. 対策

- (1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進
市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。
- (2) 毎月28日(明治24年10月28日発生の濃尾大地震にちなむ)を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。
- (3) 「岐阜県防災点検の日」の設定
 - ア 市は、「県防災点検の日」に当たり市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発する。
 - イ 住民、企業、団体、機関等はそれぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備える。

防災点検10ヶ条の例

●個人	●家庭	●地域
1 消火器の操作方法	1 家族の役割	1 自主防災体制
2 応急手当の処置方法	2 非常持ち出し品	2 地域住民の把握
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策	3 要配慮者の避難対策
4 非常持ち出し品	4 家具等の落下・転倒防止	4 地域住民への連絡経路
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質確認	5 防災資機材
6 緊急時の連絡先	6 家族の連絡方法、集合場所	6 警察・消防への連絡系統
7 災害が発生した時の行動	7 高齢者の避難対策	7 消防水利・施設
8 家具等の落下・転倒防止	8 家の外回り	8 物資等の搬送場所
9 避難所	9 避難所までの危険箇所	9 危険箇所
10 避難路	10 避難所・避難路	10 避難所・避難路

(4) 震災時の行動マニュアルの作成

市は、地域住民の地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し住民に配布する。

(5) 防災教育

ア 住民教育

市は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

- (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (オ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (カ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(ク) 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

イ 職員教育

市は、迅速かつ的確な地震対策の実施を図るため、それぞれ市の業務に従事する職員等に対し、必要な教育を行う。

教育内容

- | |
|-----------------------------------|
| 1 地震に関する一般的・専門的知識 |
| 2 現在講じられている地震対策 |
| 3 今後取組むべき課題 |
| 4 組織の防災体制 |
| 5 職員のとるべき行動（事前、発生後、予知があった場合） |
| 6 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の入手方法、応急手当等） |

ウ 学校等における防災教育

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

(6) 岐阜県地震防災対策連携強化地域

市は、県との連携により、防災訓練等で自主防災活動の活性化を進め、地域防災力の向上を図る。

加えて、県、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計

第1章 地震災害予防対策

画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2項 自主防災組織の育成と強化

（一般対策編 第1章第7節 自主防災組織の育成と強化）参照。

第3項 ボランティア対策

（一般対策編 第1章第13節 ボランティア活動の環境整備計画）参照。

第2節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

第1項 防災体制の確立

1. 現状と課題

- (1) 地震は前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発することから、即座に対応できる体制を整備することが必要である。
- (2) 交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した体制づくりが必要である。

2. 基本方針

市（各部局、教育委員会）は、迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、関係機関との連携により中枢機能の充実を図る。

3. 対策

(1) 防災組織の充実

ア 市の防災組織

(ア) 市防災会議

市は、災害対策基本法第16条の規定に基づき防災会議を設置し、その設置目的及び組織構成は、県防災会議に準ずる。

(イ) 市災害対策本部

市は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その設置目的及び組織構成は、県災害対策本部に準じる。

イ 自主防災組織等

（一般対策編 第1章第7節 自主防災組織の育成と強化）参照。

(2) 防災活動拠点網の整備

ア 市の防災活動拠点の整備

市は、災害応急活動の中枢拠点を整備するとともに、コミュニティ防災拠点（自治会・区等に1か所ぐらい）、地域防災拠点等の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る。

イ 各防災拠点の連携の確保

市は、県、防災関係機関との連携により、各防災拠点の有機的な連携を保つことの重要性を認識し、そのため特に情報のネットワーク化を積極的に図るものとする。

第2項 広域応援体制の確立

1. 現状と課題

- (1) 大規模災害にあつては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され他地域からの応援が必要である。
 - (2) 被災地においては、混乱により応援について十分な事務処理ができない場合が
-

第1章 地震災害予防対策

あり、事前にこれを想定したきめ細かな取り決めをしておくことが必要である。

(3) 応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

2. 基本方針

(1) 市(総務課)は、大規模災害を想定した広域の応援体制を、多重的に整備する。

(2) 応援する場合は、自己完結型(寝食自給型)で行う。

3. 対策

(1) 広域相互応援

市は、大規模災害時における、県外の近隣市町村又は友好市町村との相互応援協定の締結に努めるものとする。

協定締結などの連携強化にあたっては、実効性のあるものとする。

(2) 県内相互応援

ア 広域消防相互応援協定

市は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結しており、大規模災害時は、協定に基づき県下ブロックの代表消防機関を通じて市長が要請するものとする。

イ 県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「災害相互応援協定」を締結しており、これにより災害時には相互応援を実施する。

(3) 他の応援体制

ア 緊急消防援助隊の設置

総務省消防庁と市町村(消防)の協力のもと、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として「緊急消防援助隊」が設置された。

緊急消防援助隊の編成・任務

- | | |
|---|---|
| 1 | 指揮支援部隊：ヘリ等で現地に赴き情報収集・伝達、現地消防本部の指揮の指導 |
| 2 | 救助部隊：要救助者の捜索、救助活動(本巣消防事務組合、岐阜市、大垣消防組合、多治見市) |
| 3 | 救急部隊：救急活動(可茂消防事務組合、各務原市、岐阜市、多治見市、中津川市、瑞浪市、羽島市、土岐市、高山市、不破消防組合、本巣消防事務組合、大垣消防組合、中濃消防組合、飛騨市、 海津市) |
| 4 | 消火部隊：消火活動(県内全22消防本部) |
| 5 | 後方支援部隊：緊急消防援助隊の活動に関して必要な補給活動等(岐阜市) |

イ 緊急消防援助隊の活用

県は、県内で発生した災害の初期消火・救助活動を迅速に行うため、国の緊急消防援助制度を県内の災害にも活用できるようにする。市は、この緊急消防援助隊に

対しては、県援助隊の一員として活動する。

ウ 広域航空消防応援

市が消防組織法第 44 条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特別災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

エ 災害応援協力

市は、災害時の応急対策の万全を期するため、普段から防災関係機関の協力体制の確立に努める。

(一般対策 第 1 章第 1 5 節 広域応援体制の確立 参照)

第 3 項 情報体制の確立

1. 現状と課題

- (1) 大規模地震発生直後は、通信機器の損傷、混乱等により、情報の断絶・混乱は必至である。
- (2) 情報の収集・伝達の遅れは応急対策活動の遅れにつながるものであり、また被災者のニーズにあった対策を講ずるうえからも、情報体制の確立が必要である。

2. 基本方針

市(総務課)は、迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能(情報通信体制の多重化)の整備を行う。

3. 対策

(1) 防災通信網の整備

ア 防災行政無線

市は、住民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び市と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努める。

イ 警察、消防その他の防災関係機関の防災無線

警察、消防その他の防災関係機関は、それぞれ通信の確保を図るため、防災用無線の整備拡充を図る。

ウ 防災相互通信用無線等

市は、災害現地において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に相互通信用無線局の整備に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

エ その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

第1章 地震災害予防対策

- (ア) 移動体通信（携帯電話・自動車電話）
移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り整備促進に努める。
- (イ) アマチュア無線
(社)日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達を図る。
- オ その他通信システムを作動させるための人的・物的備え
市は、緊急発電設備等及び要員の緊急体制を多重的に整備する。
- (2) 情報収集・伝達方法の多様化
 - ア 職員による情報収集
 - (ア) 市は、職員の参集経路及びチェックポイントをあらかじめ定め、職員による参集途上での情報収集に努める。(それぞれ地図を携行し、被害情報ばかりでなく生活物資等の供給可能情報等も収集する。)
 - (イ) 市は、防災関係機関の近くに住所を有する職員を指定し、直接当該機関に赴き情報収集に当たらせる。
 - イ 被災現場からの情報収集
市は、あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。
- (3) 海津市防災情報検索システム（仮称）
市は、地震や集中豪雨等に関する災害情報や防災情報を地理情報システム（GIS）を利用して、データベースの構築及び検索システムの確立を図る。
- (4) デジタル技術を活用した防災対策の推進
市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

第4項 医療救護体制の整備

（一般対策編 第1章第14節 医療救護体制の整備）参照。

第5項 緊急輸送網の整備

1. 現状と課題

- (1) 大規模震災時には、道路・橋りょう等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。
 - (2) 災害応急対策を迅速に実施するためには、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。
-

2. 基本方針

市（総務課、建設課）は、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送ネットワーク化を図る。

3. 対策

(1) 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るものとする。

ア 第1次緊急輸送道路：県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

→国道258号

イ 第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と知事が指定する地域防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

→ 主要地方道：岐阜南濃線

津島南濃線

南濃北勢線

南濃関ヶ原線

→ 一般県道：津島立田海津線

佐屋多度線

養老平田線

木曾三川公園線

安八平田線

ウ 第3次緊急輸送道路：第1次・第2次緊急輸送道路と知事が指定する地区防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

※地域防災拠点・・・次のうち知事が指定するもの

(ア) 市町村役場、県建設事務所、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

(イ) 自衛隊の庁舎、事務所、緊急物資の備蓄拠点、広域救護病院

(ウ) その他知事が指定するもの

※地区防災拠点・・・次のうち知事が指定するもの

(エ) 市町村役場支所、広域避難地、臨時緊急ヘリポート

(オ) その他知事が指定するもの

(2) 広域防災拠点施設

地震による災害が発生した場合において、被災地の物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するために、救援物資の保管場所や自衛隊等の救援部隊等の活動拠点施

第1章 地震災害予防対策

設を被災地周辺に確保し、被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として設置する。

市は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
ア 県は、市と連携して緊急物資の広域防災拠点施設を次のとおり指定する。

(ア) 広域防災拠点施設候補の選定条件について、次の条件から指定する。

- ・災害時に物資の供給や応急対策活動を広域的に実施するため、優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている第1次・第2次緊急輸送道路沿いであること
- ・防災ヘリコプター緊急離着陸場に併設又は隣接していること
- ・物資の集積配分拠点となるスペースがあること
- ・公的な施設であること

■ 広域防災拠点施設

救援物資の広域物資輸送拠点、自衛隊等応援部隊の活動拠点	
海津地域	武道館、柔道場、海津グラウンド
平田地域	平田体育館、平田グラウンド
南濃地域	南濃体育館、南濃グラウンド

(イ) 県トラック協会等輸送関係機関に広域防災拠点施設の場所について周知する。

(ウ) 広域防災拠点施設の場所を地図データとして所有する。

イ 市は、選定した広域防災拠点施設が市の施設でない場合には、当該施設の使用について覚書を締結する。また、防災担当者、自主防災組織、関係機関等に周知する。

(2) 沿道建築物等の耐震化の推進

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して推進する。

第6項 地震防災訓練の実施

1. 現状と課題

- (1) 県、市町村、防災関係機関等により種々の災害対策が講じられているが、これらに実効性を持たせるには、日頃からの訓練により防災に関する知識・技能の習得を図ることが必要である。
- (2) 従来のプログラム通りに運用される「展示型」の訓練は、ほとんどの中枢機能が働くことを前提にしたものであり、実践に役立つか疑問である。

2. 基本方針

市(各部局、教育委員会)は、地震の規模や被害の想定を明確にしたより実践的な訓練を実施することにより、防災活動の円滑な実施を期する。

3. 対策

(1) 総合防災訓練

市は、県のほか防災関係機関との連携・協力などにより、一般住民を対象とした訓練（初期消火訓練、避難・誘導訓練、小破壊救出訓練など）を含めた総合防災訓練を実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

ア 内陸型大規模地震を想定した訓練

市は、毎年10月28日（前後の適当な日）に、関係機関の協力のもと、内陸型大規模地震を想定した防災訓練を実施する。

訓練の内容

1 職員の動員訓練	10 航空偵察訓練
2 情報の収集・伝達訓練	11 応急復旧訓練
3 災害発生時に広報訓練	12 現場指揮本部訓練
4 災害発生時の避難誘導訓練	13 広域消防応援体制訓練
5 交通規制その他の社会秩序維持訓練	14 避難場所開設運営訓練
6 救助物資の準備及び輸送訓練	15 ボランティア受入活用訓練
7 消防、水防活動訓練	16 広域防災応援受入体制訓練
8 救助活動訓練	17 情報連絡員、応援職員等の派遣訓練
9 道路啓開訓練	など

イ 複合型東海地震を想定した予知型対応訓練

市は、関係機関の協力のもと、東海地震を想定した防災訓練を実施する。

訓練の内容

上記アに挙げるものの他	
1 東海地震等注意情報発表時に伴う非常配備員の参集訓練	
2 警戒宣言発令に伴う、知事から県民への「呼びかけ」をもとにした訓練	

(2) その他の地震防災訓練

市及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返す行う。

市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

ア 通信連絡訓練

有事の際における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

イ 動員訓練

初動体制を確保するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 図上訓練

第1章 地震災害予防対策

- (ア) 住民は、的確なとっさの対応を確保するため、多様な想定による図上訓練を実施する。
- (イ) 地域住民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

第7項 緊急地震速報の整備

緊急地震速報は、地震の発生直後に地震に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を測定し、可能な限り素早く知らせる地震予報である。情報発報後、揺れが到達するまでの猶予時間は数秒から数十秒程度であり、基本的な対応として、身の安全の確保を呼びかけるものである。ただし、震源地に近い所では情報が間に合わないこと、迅速に情報を伝達するために誤差が生じることなどの限界もあるため、活用にはそれらを十分理解する必要がある。

市は、庁舎及び施設に勤務する職員及び来庁者に周知することにより、人的被害を最小限に抑えることを目的とし、緊急地震速報を設置している。

1. 発表条件

気象庁よりCATV-c a t f i s hを通じて提供される緊急地震速報システム及びテレビ、ラジオを用いて受信するものとする。

- (1) 海津市公共施設に設置されている緊急地震速報システムは、震度3以上で発報する。
- (2) テレビ、ラジオにおいては気象庁から最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）と予想される地域の名前を発表される。

2. 緊急地震速報を受信したときの対応

- (1) 緊急地震速報を受信した旨の庁内放送を実施する。

■庁内放送文（例）

緊急地震速報です。地震が発生しました。職員及び来庁者の方は、すみやかに身を守る姿勢をとってください。（総務課・各庁舎管理者・各施設担当者）

- (2) 職員による来庁者への呼びかけ（安全な場所への誘導）
呼びかけ例
『皆さん、すみやかに身を守る姿勢をとってください。』
 - (3) 職員自身の安全確保
机などの下に身を隠し、頭を保護する。
※エレベーターがある施設においては、エレベーターが停止しているかなど運行状況の確認を行う。
 - (4) 揺れがおさまったら、安否確認
-

※室内やエレベーター内等で閉じ込められている人はいないか。また、安全確認をするまで、エレベーターを利用しないよう必要な処置をとる。

※窓ガラスの破片などが散乱している場合、危険なのでスリッパ等を履いていただくよう呼びかける。

第8項 災害に強いまちづくり

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3節 民生安定のための備え

第1項 避難対策

1. 現状と課題

- (1) 大規模地震発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を強いられる事態が予測される。
- (2) 安全・迅速な避難のための方策を講ずるとともに、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要である。

2. 基本方針

市（総務課、市民活動推進課、社会福祉課、高齢介護課、教育委員会）は、避難対策に関する市と自主防災組織の役割を明確にして、避難誘導體制を整備するとともに、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

3. 対策

(1) 避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

計画の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難指示等を行う基準2 避難指示等の伝達方法3 指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口4 避難方法、指定避難所への経路、誘導方法、誘導責任者等5 指定避難所の整備に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 収容施設(2) 給水施設(3) 情報伝達施設6 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 |
|---|

(2) 行政区域を超えた広域避難の調整

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以

下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。

県及び市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(3) 指定避難所の選定

市は、以下に示した基準をもとに、避難所を選定する。

指定避難所の選定基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者が避難生活しやすい（物資の運搬、集積、宿泊等の利便性）公共の施設であること 2 地区住民を十分収容することができる面積を有すること。 3 耐震耐火構造であること。地震により建物が使用できなくなることも考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。 4 市が管理する以外の施設にあっては、利用についての協定が締結されていること。 5 選定の順序はおおむね次のとおりとする。（1）公立小中学校、（2）その他の公立学校、（3）その他の公共的施設 |
|---|

ア 指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

イ 市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ウ 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

エ また、災害時における 指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

オ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(4) 指定避難所の運営

ア 市は、各小学校等地域の拠点となる指定避難所について、以下のような設備を整備する。

(ア) 指定避難所開設に必要な施設設備・・・仮設トイレ、マット、毛布、通信機器、テレビ、ラジオ等、非常緊急通話用電話、**非常用発電設備**

(イ) 避難所生活の環境を良好に保つための設備・・・換気、照明等

(ウ) 要配慮者への配慮・・・スロープ、障害者用トイレ、個別スペース等

イ 市は、小学校等の指定避難所については、あらかじめ飲料水や食料等の備蓄品を確保しておく。

ウ 市は、指定避難所ごとに、事前に『避難所運営ガイドライン』を策定する。

エ 市は、休日等に震度5弱以上の地震が発生した場合、初動時の迅速・的確な対応がとれるように、あらかじめ各避難所に責任者を指名しておく。

オ 市は、各指定避難所に案内標識を設置し、平素から関係地域住民に周知をはかり、速やかに避難できるようにしておくものとする。

カ 市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

キ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

避難所運営ガイドラインの内容

- 1 避難所開設・管理責任者
- 2 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続き等）に係る事項
- 3 避難所生活の基本ルール
 - ・居住区画の設定・配分
 - ・共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ・プライバシーの保護等
- 4 避難状況の確認方法
- 5 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- 6 その他避難所生活に必要な事項
- 7 平常体制復帰のための対策

(5) 自治会・区等の指定する場所等の確保

自主防災組織等は、地域ごとに一時的に集合して待機する場所として自治会の指定する場所等をあらかじめ確保し、地域住民に周知するとともに、市の協力や助言を得て、円滑な運営を行う。

自治会・区等の指定する場所等の選定基準

- 1 居住者等を収容できる程度の広さを有する集会所、公園、グラウンド等の空地とする。
- 2 付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- 3 居住者等が集合しやすく、移動しやすい狭い路地等で囲まれていない所とする。

(6) 広域防災拠点施設の確保

市は、激甚災害時に全国からの救援物資等の受け入れ・配分等が可能な一時集積配分拠点を確保する。

第2項 食料、飲料水、生活必需品の確保

1. 現状と課題

- (1) 公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要に応じられないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。
- (2) 被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なるものであり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

2. 基本方針

家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、市は、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等、より円滑な食料・物品等の確保を図る。

第1章 地震災害予防対策

大規模地震災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。そのため、市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。

なお、備蓄に当たっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。

(1) 初期対応は個人備蓄が中心

災害発生後7日分の生活に必要な食料・物品等は原則として個人が備蓄するものとし、市はその啓発に努める。

(2) 公共備蓄は次によるものとする。

ア 公共備蓄すべきもの

- (ア) 緊急に必要なもの
- (イ) 業者の在庫から調達が困難なもの
- (ウ) 流通在庫の不足量を補完するためのもの

イ 公共備蓄の県と市（自主防災組織を含む）との役割分担

県と市との役割分担は次のとおりとする。

- (ア) 市：水、食料、生活必需品等災害発生後直ちに必要なもの
救急・救助活動資機材等の緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの
- (イ) 県：使用頻度は低いがあると便利なもので高価なもの

県と市との役割分担例

	市	県
飲料水食料	飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁	
生活必需品	懐中電灯、ロウソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、ゴミ袋、ポリタンク、ポリバケツ、プロパンガス、タオル、トイレットペーパー、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚水処理用の水、食器、割り箸、ほ乳ビン、雨具、石けん、洗面具	
炊飯装置	炊飯設備（薪、LPG用）、携帯コンロ、ガスボンベ	
暖房装置	石油ストーブ	
医療品	救急箱、消毒液、三角巾、AED	災害用医療資材セット
情報通信機器	携帯ラジオ、携帯無線機、拡声器	

防災活動上の資機材	テント、防水シート、防災シート、リヤカー	発動発電機、投光器、エアテント、水槽車、特殊自動車
救助活動上の資機材	担架、ノコギリ、チェーンソー、油圧ジャッキ、ハンマー、バール	舟艇、クレーン車、フアイバースコープ
飲料水供給設備	給水タンク、給水車、浄水装置	飲料水自動給水装置
その他	仮設トイレ	

ウ 集中備蓄と分散備蓄

(ア) 集中備蓄：大型で数量が少なく、緊急性を有しないもの

- ・ 県・・・主備蓄場所
- ・ 市・・・防災倉庫（防災拠点）

(イ) 分散備蓄：大量で災害発生後すぐ必要なもの、危険分散すべきもの

- ・ 県・・・県内ブロック別（防災拠点）
- ・ 市・・・避難所等

※備蓄は原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。

備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

3. 対策

（一般対策編 第1章第8節 災害対策物資備蓄等の計画）参照。

第3項 防災資機材の確保

（一般対策編 第1章第8節 災害対策物資備蓄等の計画）参照。

第4項 防疫予防対策

（一般対策編 第2章第7節第12項 防疫計画）参照。

第5項 要配慮者の安全確保

1. 現状と課題

- (1) 高齢者、障がい者、外国人、妊婦等のいわゆる要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられる。
- (2) これらの要配慮者については、各種の災害対策においてきめ細かな配慮が必要である。

2. 基本方針

市は、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮

第1章 地震災害予防対策

者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるような支援体制づくりに努める。

3. 対策

(一般対策編 第1章第12節 避難行動要支援者対策) 参照。

第4節 地震に強いまちづくり

第1項 まちの不燃化・耐震化

1. 現状と課題

- (1) 阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。
- (2) 建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要である。

2. 基本方針

想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定レベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

3. 対策

(1) 建築物の防災対策

ア 防災上重要な建築物の耐震性確保

市及び公共的施設管理者は、県有施設の耐震化に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

イ 建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。

ウ ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策の推進

(ア) 市は、住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について広報誌等を活用し、知識の普及に努める。

(イ) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(ウ) 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除去を進めていくものとする。

(エ) 建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。

エ 建築物不燃化の促進、防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

オ 被災建築物等の危険度判定体制の整備

地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が、余震等による二次災

害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

カ 空家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 道路、河川施設等の防災対策

ア 道路施設等の整備

道路管理者は、地震発生後、緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図るものとする。

(ア) 道路の整備

道路防災点検に、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。また、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために、共同溝、電線共同溝の整備推進を図る。

(イ) 橋りょうの整備

道路防災点検に基づき（「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」により）、緊急性の高い橋りょうについて順次耐震補強を実施する。

液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施する。

イ 河川等の整備

河川管理者及び市は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

(ア) 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

(イ) 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての4機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。高水敷を利用した緊急用河川敷通路の検討・整備を図る。

(ウ) 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。（坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等）

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

(エ) 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を

及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

(3) 防災空間の確保

市は、地域の防災構造化を高めるため、道路、公園、緑地、空き地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。

第2項 火災防止対策

1. 現状と課題

- (1) 地震が発生した場合、最も恐ろしいのは火災であり、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性もある。
- (2) 消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態を踏まえ、効果的・機能的消火活動ができる体制を整備する必要がある。

2. 基本方針

火災防止体制を万全のものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強等を図る。

3. 対策

(1) 火災予防の指導強化

ア 地域住民に対する指導

市は、地域住民の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震時における火災防止意識の普及を図るため次の指導を行う。

- (ア) 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整とんを指導する。
- (イ) 初期消火の重要性を啓発する。各家庭、事業所等での消火器・消火用水の準備とその使用法を指導する。
- (ウ) 火災予防条例の周知・徹底に努める。

イ 防火対象物の管理者に対する指導

市は、防火対象物の関係者に対し、次の指導を行う。

- (ア) 防火対象物及び消防用設備等の耐震性の確保を指導する。
 - (イ) 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成を指導する。消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導する。
 - (ウ) 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整とんを指導する。
 - (エ) 消防用設備等の設置、整備点検とその使用法を指導する。
 - (オ) 防火対象物の予防査察を計画的に実施し、防火対象物の状況を把握するとと
-

第1章 地震災害予防対策

もに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。

- (カ) 消防対象物の状況を把握し、地震時に火災発生の恐れのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。
- (キ) 建築基準法の規定による消防同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。

(2) 消防力の整備強化

ア 消防力の強化

市は、消防力の整備指針に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- (ア) 市消防施設整備計画に、消防施設の整備拡充と消防団員の確保に努めるとともに、防災拠点となる施設の耐震化に努める。
- (イ) 必要に応じ次の資機材等の整備に努める。
 - ・消防団への小型動力ポンプ、救助用資機材（ノコギリ、バール等）等の整備
 - ・生き埋め者の発見救出等のための資機材（油圧救助機具、画像探索機等）の整備
 - ・混乱する情報を迅速に収集、伝達できる通信体制の整備
- (ウ) 救出活動を阻害するガレキ、土砂、コンクリート等の除去のため、大型建設機械の要請について、関係者団体との協力体制を確保しておく。
- (エ) 同時多発災害時には市の消防力だけでは対応できないので、住民による自主防災組織等の育成強化に努める。
 - ・自主防災組織の設置及び防災資機材の配備
 - ・自主防災意識の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取り扱い訓練の実施

イ 消防水利等の確保

市は、消防水利の基準に適合するよう消防水利の適正配置と同時多発火災、消火栓使用不能事態等に備え水利の多様化を図る。

- (ア) 耐震性防火水槽の整備を図る。
- (イ) 緊急水利として利用できる河川、池、プール等を把握しておき、水利の多様化を図る。
- (ウ) 長時間放水時の水を確保するため、必要に応じ水を輸送できる民間車両（例えば散水車、ミキサー車等）の利用について関係団体と協議しておく。

第3項 危険物等の災害予防対策

1. 現状と課題

地震が発生した場合、危険物等により、出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しい危険を及ぼすおそれがあり、災害の発生・拡大防止のための平素からの対策が重要である。

2. 基本方針

県、市、その他関係機関はこれを防止するため、危険物等の保安体制の確立について、施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める。

3. 対策

(1) 危険物

地震時の危険物による災害を最小限に止めるため、消防本部は次の措置を行う。

- ア 危険物施設について、位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取り扱い方法の調査指導を目的とした立入検査
- イ 消防法等による危険物施設の規制の徹底、耐震性の確保
市は、次の指導等に努める。
 - (ア) 消防法に予防規程の作成が義務づけられている危険物施設に対し、地震対策を含めた予防規程の作成指導
 - (イ) 火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取り扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立ち入り検査等の実施、危険物の貯蔵、取り扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化の指導
 - (ウ) 石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭等について、灯油の適正な保管及び取り扱い方法の指導啓発
 - (エ) 危険物流出防止資機材の整備及び整備・配備状況の把握
- ウ 危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため、次の対策を行う。
 - (ア) 消防法に基づく安全確認のための定期点検
 - (イ) 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等

(2) 高圧ガス

地震時の高圧ガスによる災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行う。

ア 高圧ガス施設の予防

- (1) 高圧ガス地域防災協議会 高圧ガス地域防災協議会は、地震時における高圧ガスの移動中の災害の発生又は拡大の防止を図るため、運転者及び防災事業所応援要員の保安教育、非常工具の整備、緊急連絡体制の整備、防災訓練の定期的実施等に努める。
- (2) 高圧ガス事業者 高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。
 - a 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
 - b 応急措置等についての保安教育
 - c 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアル策定
 - d 防災協定などによる地域応援体制の確立
 - e 防災訓練の実施等

第1章 地震災害予防対策

イ 液化石油ガス消費設備の災害予防

- | | |
|-----------|---|
| (1) 販売事業者 | 販売事業者は、液化石油ガス消費設備の災害予防のため、次の措置を講ずる。 |
| | a 一般家庭など液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及を促進 |
| | b 簡易ガス施設についても貯蔵施設や配管の維持管理の徹底及び地震対応型ガス機器の設置促進 |
| | c 災害発生時の緊急対応体制の整備 |

ウ 火薬類

地震時の火薬類による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行う。

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 火薬類
施設管理
者 | a 応急措置等についての保安教育 |
| | b 地震防災訓練の実施 |
| | c 災害発生時の火薬類の流出・紛失防止について万全の対策 |

エ 毒物及び劇物

地震時の毒物及び劇物による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行う。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 毒物及び劇物取扱事業者 | a 事故時の通報体制の確立 |
| | b 転倒防止対策等施設の整備点検 |
| | c 事故拡大防止及び被災防止体制の確立 |
| | d 消火剤、吸着剤、化学処理剤等の整備 |
| | e 地震防災教育及び訓練の実施 |

第4項 災害危険区域の防災事業の推進

1. 現状と課題

本市の西部（養老山地から揖斐川にかけての地域）は、土砂災害の可能性の高い地域である。また、低地部は、地震発生の際、液状化の危険性の高い地域となっており、道路の地割れ、陥没、堤防損傷等のおそれがある。

2. 基本方針

市は、県の協力のもと、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

3. 対策

(1) 土砂災害防止事業

市は、県の指導のもと、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握を行い、洪水ハザードマップ等を作成・配布して、地域住民に対し周知を図る。

(2) ため池の整備

市は、老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。

(3) 造成地の災害防止

市は、老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。

第5項 ライフライン対策

1. 現状と対策

- (1) 電気、ガス、水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分でのマヒを生ずる。
- (2) ライフラインの寸断は、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。

2. 基本方針

施設の耐震性の確保及び電線類の地中化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

3. 対策

- (1) 市は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により、水道施設の整備等を行う。
 - ア 水道水源の多元化による災害時の水道水の安全確保
 - イ 浄水場施設等の耐震化等
 - (ア) 取水、浄水、配水施設等の耐震化等
 - (イ) 緊急時給水拠点としての配水池・調整地の整備推進（貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置）
 - ウ 管路施設の整備
 - (ア) 導・送・配水管路の耐震性の強化（老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の

採用)

- (イ) 配水系統の相互連絡（2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備）
 - エ 電力設備の確保（水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備）
 - オ 緊急時給水拠点の設定
緊急時に応急給水を行う場所（配水池、給水車配置場所及び飲用井戸等）をあらかじめ設定
 - カ 資機材の備蓄等
復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）
 - キ 広域的相互応援体制の整備（「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、各協会の協力も得て応援体制、受け入れ体制の整備）
- (2) 下水道施設
- 市は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じて地震に対して次の対策を行う。
- ア 施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
 - イ 施設設備の耐震・液状化対策等
 - (ア) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の強化及び液状化対策
 - (イ) その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いて整備
 - (ウ) 緊急用として管きよ及び処理場にバイパス等の整備
 - (エ) 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備
 - (オ) ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備
 - ウ 施設が損傷した場合においても最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
 - エ 施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きよ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
 - オ 下水道台帳の整備
 - カ 中部ブロック災害応援体制の整備＝「災害応援に関する協定」及び応援資材・機器の保有状況の把握
- (3) 市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。
- (4) ライフラインの代替機能の確保
- 市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。
- ア 飲料水の貯留が可能な耐震性防火水槽の設置
 - イ 指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
 - ウ 指定避難所へのプロパンガス及びその設備の設置
 - エ 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
-

オ 各種通信体制の活用・・・アマチュア無線、電子メール・インターネット等

カ 新エネルギーシステムの導入

新エネルギーシステム例

- | |
|------------------|
| 1 太陽光発電システム |
| 2 太陽熱利用・ソーラーシステム |
| 3 コージェネレーション |
| 4 地域熱供給システム |

(※資料 28 災害応援に関する協定一覧)

第6項 津波災害予防対策

1. 現状と課題

岐阜県の津波浸水想定によると、本市において、地震の発生により、津波が河川を遡上し、河川水位が上昇するおそれがあり、堤内地（堤防で守られている住宅地、農地等。以下同じ。）での浸水は想定されていないが、堤外地（堤防より川側にある区域。以下同じ。）の一部が浸水するおそれがある。

2. 基本方針

市（総務課、建設課）は、県の協力のもと、河川を遡上する津波による被害を予防又は軽減させるため対策を図る。

3. 対策

(1) 津波警戒の周知対策

県、市、関係防災機関は、津波警戒に関する次の事項等について、多様な広報媒体等により周知を図る。

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震による揺れを感じなくても、大津波警報若しくは津波警報が発表されたときは、速やかに堤外地から安全な場所に避難する。

イ 第一波より第二波、第三波の方が大きくなる可能性があるため、大津波警報、津波警報、津波注意報解除まで堤外地から避難する。

(2) 防災知識の普及、防災教育

ア 県、市は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。

津波に関する知識の普及啓発に当たっては、次の事項について周知するものとする。

(ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震による揺れを感じなくても、大津波警報若しくは津波警報が発表されたときは、速やかに堤外地から

第1章 地震災害予防対策

避難すること。

(イ) 第一波より第二波、第三波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること。

(ウ) 津波・地震は自然現象であり、想定を超える可能性があること、津波による浸水が想定されていない区域でも浸水する可能性があること。

(エ) 地震発生後は、津波による浸水以外にも、地盤の液状化現象の発生が考えられるため、食料・飲料水等の備蓄などライフラインの停止に備えること。

(オ) 地震により一定量の堤防沈下が発生することが想定され、その後に洪水が発生する危険性が高くなることから、大雨時には早めの避難を行うこと。

イ 津波浸水想定図の活用

堤内地での浸水は想定されていないが、堤外地の一部が浸水するおそれがあるため、市は、津波浸水想定 の 掲 示 等 に よ り、住 民 や 観 光 地 等 の 外 来 者 に 対 し て 津 波 危 険 想 定 区 域 の 周 知 を 行 う。

ウ 津波に係る防災教育

児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施する。

(3) 住民等の避難誘導體制

市は、消防団員、警察官、市職員などによる堤外地からの避難誘導等の防災対応のルールを定めるものとする。

(4) 津波警報等の伝達のための体制確保

県及び市は、津波警報等を住民に周知する体制を整えるものとする。

第7項 大規模停電対策

1. 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2. 実施責任者

県

市 (総務課、社会福祉課、高齢介護課、教育委員会)

防災関係機関

事業者

3. 実施内容

(1) 連携の強化

市及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。

(2) 事前防止対策

市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(3) 代替電源の確保

市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるように関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

(4) 通信機器等の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第8項 企業防災の促進

(一般対策編 第3章第6項 企業防災の促進) 参照

第2章 地震災害応急対策

第1節 応急体制

第1項 防災活動体制の整備

1. 現状と課題

- (1) 地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後極めて短時間に起動する体制づくりを不断に考えておくことが必要である。
- (2) 職員が被災すること、また交通が途絶することから、職員の参集が困難
- (3) 災害対策本部そのものが被災する場合もあり、その対策が必要である。

2. 基本方針

本市における防災体制の確立と速やかな対応を目的とし、職員参集の基準と留意事項、各部・課等の活動、災害対策本部への移行等について明示する。

3. 対策

(1) 災害対策本部の体制

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、市長を本部長として市の全機構を活用する体制のことで、副本部長には、副市長、教育長があたる。

(総則 第4章第1節 災害対策本部の編成 参照)

(ア) 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策等を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ・市内に震度4の地震が発生した場合で、市長が必要と認めたとき
- ・市内に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置）
- ・市内に特別警報に位置づけられた警報等（緊急地震速報にて震度6弱以上）が発表されたときに設置する。（自動設置）
- ・災害が発生し、市内の広範囲にわたって大規模な被害が予想されるとき
- ・災害救助法を適用する災害が発生したとき
- ・特異な災害が発生した場合で、市長が認めたとき

(イ) 開設の場所

災害対策本部は、海津市役所東館4階 災害対策本部室に設置する。海津市役所が被災しその機能等が使用に耐えないときは、海津市地域防災センター2階防災対策室において設置する。

(ウ) 緊急参集等

勤務時間外、休日等においての本部員以上の職員の緊急参集場所は、海津市役所とし、それ以外の職員については、勤務地とすることを原則とする。

主要避難所緊急開設準備員は、休日等に震度5弱以上の地震が発生したときに動員される。主要避難所緊急開設準備員は、当該避難所の近辺に居住する職員を任命し、当該施設の解錠、概括的な施設状況の把握、自主防災組織からの情報収集等の任務を行う。

(エ) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進にあたる。

(オ) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害の規模、程度に応じて設置するもので、その都度本部長が現地災害対策本部長を任命し、現地本部員は、現地災害対策本部長の要請に基づき、関係各班の長が所属班員のなかから指名する。現地本部員は、本部長の特命事項を処理するとともに、現地災害対策本部長の指示に基づき、現地における関係機関等との連絡調整等の災害対策業務を分担する。

イ 災害対策本部の事務分掌

(総則 第4章 (別表) 災害対策本部の事務分掌) 参照。

(2) 職員の配備基準

ア 職員の配備手順の概要

(ア) 準備体制、警戒第一体制、警戒第二体制をとるべき旨の伝達は、以下のとおりとする。

- ・勤務時間内においては、庁内放送又は電子メールによって行う。
- ・勤務時間外、休日においては、電子メール、家庭の電話、個人の携帯電話等によって行う。

(イ) 準備体制及び警戒体制時の判断及び指揮監督は、副市長が行う。

(ウ) 市長は災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに災害対策本部各本部員に連絡するものとする。

(エ) 災害対策本部各本部員及び部・班長は、災害対策本部長（市長）が災害対策本部の設置を決定したときは、あらかじめ定める動員体制をとるものとする。

※体制の特例：市長（災害対策本部長）は、災害の種類、状況その他により、後述の配備体制基準により難しい場合は、特定の部・課（班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができるものとする。

第2章 地震災害応急対策

イ 地震発生時の配備体制

体制	基準	配備対応課等	摘要
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜地方気象台が市内における震度3の地震の発生を発表したとき 岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下、「システム」という。）で市内3ヶ所の内、いずれかで震度3の地震の発生を感知したとき 気象庁から東海地震に関する調査情報（臨時）が発せられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課1名 	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられたとき 	総務課	
警戒第一体制	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜地方気象台が市内における震度4の地震の発生を発表したとき システムで市内3ヶ所の内、いずれかで震度4の地震の発生を感知したとき 岐阜地方気象台の発表並びにシステムの感知にかかわらず、市内で震度4程度の大地震を感じたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課、消防本部の一部職員 施設管理課各2名 その他市長が必要と認めた職員 	災害警戒本部を設置（必要に応じて災害対策本部に移行）
	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき 	本部員	災害対策本部を設置
警戒第二体制	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜地方気象台が市内における震度5弱の地震の発生を発表したとき システムで市内3ヶ所の内、いずれかで震度5弱の地震の発生を感知したとき 岐阜地方気象台の発表並びにシステムの感知にかかわらず、市内で震度5弱程度の大地震を感じたとき 市内に特別警報に位置づけられた警報等（緊急地震速報にて震度6弱以上）が発表されたときに設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 	災害対策本部を設置
	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたとき 		

ウ 各種気象情報の伝達方法

（ア） 各種注意報、警報等は、以下の方法により県から伝達される。

<ul style="list-style-type: none"> （1） 県防災行政無線やファックスにより受信（総務課内） ※宿日直者は必ず確認する→（宿直室 受信警報装置） （2-1） 海津地区震度計システム（総務課内） （2-2） 平田地区震度計システム（平田支所内） （2-3） 南濃地区震度計システム（城山支所）
被害情報集約システム（総務課 消防本部）

(イ) 伝達される情報

市に伝達される情報は以下のとおりである。

伝達される情報内容	県防災 F A X	震度計 システム	被害情報 集約システム
震度情報市震度計システム	○	○	○
東海地震：調査情報	○	×	○
東海地震：注意情報 (判定会招集)	○	×	○
東海地震：予知情報 (警戒宣言発令)	○	×	○
その他突発的事項（災害）	○	○	○

第2項 災害応援要請

1. 現状と課題

- (1) 中枢機能がマヒすると、従来の応援要請第一主義では立ち行かなくなり、自主出動の必要性が生じる。
- (2) 応援内容は、あらかじめ具体的に定めておかないと、とっさのとき役立たない。

2. 基本方針

市 (総務課) は平時から県と連絡を密にし、防災訓練等の共同実施により、その連携の強化を図る。

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

3. 対策

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請

ア 派遣要請

- (ア) 市長は、地域に係る災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。
- (イ) 市長は、aの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、部隊の派遣を促すものとする。
- (ウ) 市長は、bの通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

イ 災害派遣部隊の受け入れ体制

- (ア) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除
市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (イ) 作業計画及び資材等の準備

第2章 地震災害応急対策

市は、自衛隊に対し作業を要請、又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

(ウ) 自衛隊との連絡窓口一本化

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にする。

(エ) 派遣部隊の受け入れ

市は、派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な設備を整える。

(オ) 活動状況の報告

市長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。

(2) 消防活動に関する応援要請

相互応援協定に基づく応援要請

ア 市長は、必要に応じ、県外の隣接市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

イ 市長は、県内の市町村との次の相互応援協定に基づき、当該市町村長に応援を求める。

・岐阜県広域消防相互応援協定及び市町村相互間の消防応援協定

(3) その他の活動に関する応援要請

ア 県等に基づく応援要請

市長は、市の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求めることができる（災害対策基本法第68条）。

イ 他の市町村に対する応援要請

被災を受けた時、市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期する（災害対策基本法第67条）。

ウ 応援の受け入れ体制の整備

市は応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受け入れ体制を整備する。

エ 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第3項 地震災害情報の収集・伝達

1. 現状と課題

地震発災直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のためには、関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関を通じて正確な情報提供が不可欠である。

2. 基本方針

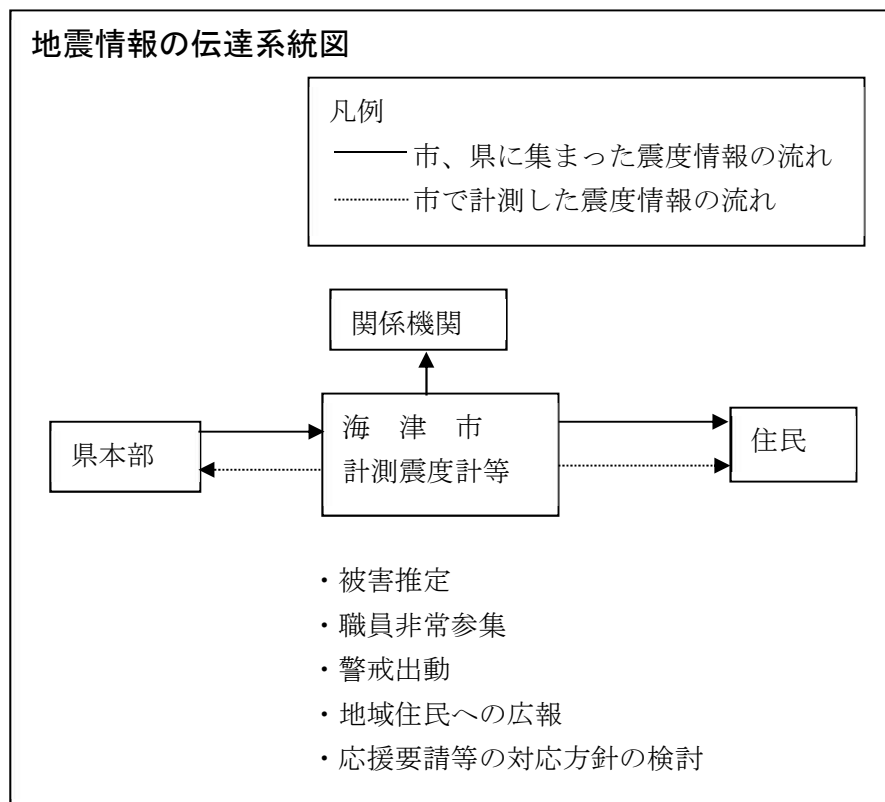
- (1) 迅速な被害情報（概括的情報）の収集・伝達体制を確立する。
- (2) 被災者へのきめ細かな情報の提供を実施する。

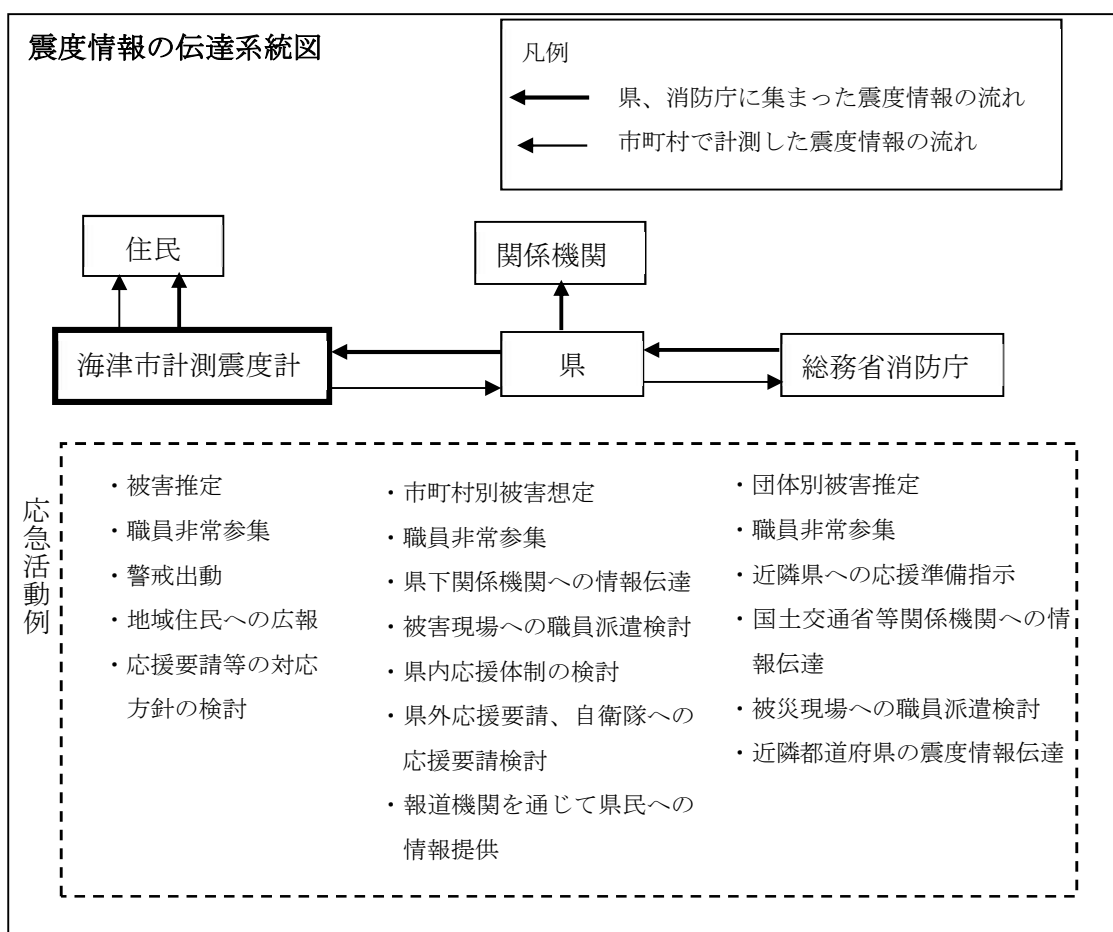
3. 対策

(1) 地震情報の受理伝達

ア 地震情報等の受理伝達

市は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示の措置を行う。





(2) 被害者情報等の収集、連絡

ア 被害規模早期把握のための活動

市は、地震による被害規模の早期把握のため、次の行動を行う。

- (ア) 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- (イ) 被害が広範にわたる場合は、自衛隊に対し航空偵察を要請する。
- (ウ) 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。
- (エ) 自主防災組織や自治会・区等地域住民らから情報を収集する。
- (オ) 被害が甚大な場合にあつては、調査班を編制し現地に派遣する。

(カ) 災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

イ 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡するものとする。さらに、119番通報が殺到する状況につ

いては、市は県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

さらに、市は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

ウ 一般被害情報等の収集・連絡

市は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ県に連絡する。

エ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

第4項 通信の確保

1. 現状と課題

阪神・淡路大震災の時もそうであったが、大規模な災害が発生すると、親戚、友人の安否確認のため電話をかける人が多く、電話はほとんどその機能を失う。こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とそのネットワークの一層の充実により、通信手段及び無線従事者・免許保持者の確保を図ることが必要である。

2. 基本方針

情報通信体制の多重化を図る。

3. 対策

（一般対策編 第2章第4節第3項 災害通信計画）参照。

第5項 津波災害応急対策

1. 現状と課題

岐阜県の津波浸水想定によると、本市において、地震の発生により、津波が河川を遡上し、河川水位が上昇するおそれがあり、堤内地（堤防で守られている住宅地、農地等。以下同じ。）での浸水は想定されていないが、堤外地（堤防より川側にある区域。以下同じ。）の一部が浸水するおそれがある。

2. 基本方針

堤内地での浸水は想定されていないが、堤外地の一部が浸水するおそれがあるため、市、県及び防災関係機関が直ちに必要な応急対策を行う。

3. 対策

（1）津波警報等の伝達

津波警報等は、「一般対策編 第2章第5節第1項 警報・注意報・情報等の計画」の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達するものとする。

また、市は、釣り人や観光客等様々な環境下にある住民等へ津波 警報が確実に

第2章 地震災害応急対策

伝わるよう防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

○津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (発表基準)	巨大地震 の場合の 表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (20cm≤高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

○津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類表に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値か

	ら推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。
--	-------------------------------------

※1 津波観測に関する情報の発表内容について（沿岸で観測された津波の最大波の発表内容）

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

※2 沖合の津波観測に観測する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

○津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(2) 住民等の避難誘導

県、市、河川管理者及び水防管理者は、消防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波や到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や堤外地からの避難誘導等の緊急対策を行うものとする。

第2節 緊急活動

第1項 避難対策

1. 現状と課題

避難所生活が長期化した場合、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の再開の遅延等様々な障害が生じる。これら障害を除去し、最低限の生活環境が保持できるように対応を図る必要がある。

2. 基本方針

市（総務課、社会福祉課、高齢介護課、健康課、教育委員会）は、人命の安全を第一に避難活動を実施し、また避難所での生活環境の保持を図る。

3. 対策

(1)～(4)までの詳細については、(一般対策編 第2章第7節第2項 避難計画)を参照のこと。

(1) 避難指示

(2) 警戒区域の設定

(3) 避難措置等の周知

(4) 関係機関への通知

(5) 指定避難所の開設

ア 指定避難所の開設場所

市長は、災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して指定避難所を開設する。

イ 指定避難所の周知

市長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊関係機関に連絡する。

ウ 指定避難所における措置

指定避難所における市長の実施する措置は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 被災者の収容

(イ) 被災者に対する給水、給食措置

(ウ) 負傷者に対する医療救護措置

(エ) 被災者に対する生活必需品の供給措置

(オ) その他被災状況に応じた応援救援措置

また、市は、あらかじめ自主防災組織（自治会・区等）、施設管理者との協議により定められた「避難所運営マニュアル」に従って運営されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者の「こころのケア」に努める。

エ ボランティアの活用

市は、避難所を開設するにあたっては、赤十字奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得て、避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

(6) 避難路の通行確保

市職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

(7) 避難の誘導

市職員等避難措置の実施者は、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

(8) 自主防災組織による避難活動

地域住民の自主防災組織は、自ら又は市の指示誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- ア 【警戒レベル4】避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障害者等の保護を要する者の介助及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、指定避難場所又は指定避難所への収容
- カ 地域内居住者の避難者の把握

(9) 指定避難先の安全管理

市は、指定避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

(10) 応急仮設住宅の提供

学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるので、市は迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努める。

(11) 避難情報の把握

市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

(12) 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、

第2章 地震災害応急対策

避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

※ 海津市 避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」参照

第2項 消防対策

1. 現状と課題

- (1) 阪神・淡路大震災の消火活動においては消防水利の損壊、応援隊相互の通信の混乱等予期せぬ事態が発生する。
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった人の救出には、バール、ノコギリ等の資機材の他、建物の構造によっては重機等の確保も必要である。

2. 基本方針

- (1) 初期消火の実施
- (2) 迅速な被災者の救出・救助

3. 対策

- (1) 出火、延焼の防止
 - ア 出火等の防止
 - (ア) 市は、出火等を防止するため居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。
 - (イ) 地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期する。

広報事項

- 1 火気の使用を中止する。
- 2 ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給しゃ断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出等防止する。
- 3 危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。
- 4 ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、市等へ通報する。
- 5 電化製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーをしゃ断しておく。

イ 初期消火

道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

初期消火の要領

- 1 近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動を行う。
 - 2 消火班の出動による可搬式小型動力ポンプ等を使用しての初期消火活動を行う。
 - 3 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。
- ウ 延焼の防止（火災防ぎよ）
- (ア) 消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。
 - (イ) 市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、海津市と「消防相互応援協定」を締結している市町に応援を求める。
- (2) 危険物関係施設における災害拡大防止措置
- ア 危険物施設の所有者は、災害の拡大を防ぐための施策を講じる。
 - イ 消防機関は、災害拡大防止の指示や、住民の立ち入り制限、退去命令等の措置を講じる。
- (3) 負傷者等の救出及び救急
- ア 消防、警察による救出・救急活動

消防機関は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

 - (ア) 救出活動
 - ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
 - ・救出活動を阻害するガレキ、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。
 - (イ) 救急活動
 - ・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。
 - ・道路の損壊による車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。
 - (ウ) 相互協力

消防機関は、消防組織法第42条又は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき、相互に協力して活動を実施する。

消防及び自衛隊の相互協力事項

- 1 当該災害に係る情報を収集し、相互に提供する。
- 2 現地調整機関を設け、人命救助その他救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行う。
- 3 平素から密接な連絡調整が行われるよう協力する。

イ 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関の救急救助活動に協力するものとする。

ウ 応援要請

市は、消防相互応援協定に基づき、締結市町に応援を要請する。

エ 応援隊の指揮命令

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受け入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮命令を行う。

(4) 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3項 水防対策

1. 現状と課題

- (1) 大規模な地震が発生し、液状化等により堤防が損壊することは、阪神・淡路大震災における淀川の堤防で見られた現象である。
- (2) このような場合、大洪水が発生するとその被害は甚大なものとなるおそれがある。

2. 基本方針

河川施設の被害箇所を早期発見及び迅速な復旧を図る。

3. 対策

(一般対策編 第2章第6節第2項 水防計画) 参照。

第4項 緊急輸送・交通規制対策

1. 現状と課題

- (1) 地震災害時には道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給等にも支障がある。
- (2) 一般道路とは別に緊急輸送道路を確保するため、交通規制を行うことが必要である。

2. 基本方針

市（総務課、建設課）は、緊急輸送道路においては、被災地の状況のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮のうえ必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できるよう措置をする。

3. 対策

(1) 緊急輸送道路の確保

道路に関する被害状況の把握

市の道路管理者は、国・県等の協力のもと、地震発生後速やかに道路パトロールにより道路及び交通の状況を把握するとともに、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

(2) 交通規制の実施

ア 道路法に基づく規制

道路管理者は、道路の規模、決壊等により、交通が危険であると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

（様式34号 緊急通行車輛の確認手続き、緊急通行車両確認証明書、標章参照）

イ 交通規制の周知徹底

市は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

(3) ヘリコプター離着陸場等の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（指定避難所を除く）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

（※資料19 緊急離着陸場）参照

(4) 輸送手段の確保

ア 市は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

イ 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。

(5) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

被災地内の交通混乱を避けるため、被災地内の収容避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。なお、第1次及び第2次緊急輸送道路が被災し、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、防災ヘリコプター緊急離着陸場に物資を搬送し、ここを一時集積配分拠点とする。

ア 取り扱い物資

食料、飲料水、生活用品、医薬品等

イ 広域物資輸送拠点等における業務

第2章 地震災害応急対策

- (ア) 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
 - (イ) 避難所等の物資需要情報の集約
 - (ウ) 配送先別の仕分け
 - (エ) 小型車両への積み替え、発送
- ウ 避難所への輸送
市は、物資を避難所まで輸送する。

第5項 医療救護計画

1. 現状と課題

- (1) 大規模地震が起きると、医療機関が被災し、医療活動能力を喪失してしまう。
- (2) 医療機関は被災しなくても、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶すると、高度な医療行為はできなくなり、その機能はマヒする。

2. 基本方針

医療機関の被害状況を早期に把握し、迅速に医療救護班を編成する。また、被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立する。

3. 対策

（一般対策編 第1章第14節 医療救護体制の整備、同編 第2章第7節第7項 医療救護計画）参照。

第6項 ライフライン施設の応急対策

1. 現状と課題

- (1) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来すことになる。
- (2) 医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。

2. 基本方針

- (1) 事業者間の広域的な支援体制の整備を図る
- (2) 復旧予定時期を明示し、民心の安定を図る
- (3) 防災関係機関、医療機関への優先的復旧を図る。

3. 対策

- (1) 水道施設
 - ア 水道事業者の応急復旧対策
 - (ア) 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。また、必要があれば応援要請する。

(イ) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(ウ) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資機材の確保及び復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

(エ) 応急復旧の目標期間の設定

目標期間

- ・ 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3リットル）
- ・ 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル）
- ・ 3週間まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル）
- ・ 4週間まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250リットル）

(オ) 県への応急要請

水道事業者による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

(※資料 27 岐阜県関係等の協定等一覧)

4 岐阜県水道災害相互応援協定

(カ) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

(2) 下水道施設

ア 下水道管理者の応援復旧対策

(ア) 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

(イ) 被災状況の把握及び応急対策

下水道管理者は施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施するものとする。

● 第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）

1. 管路

(1) 緊急調査

ア 被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査）

イ 管路の破損による道路等他施設への影響調査

ウ 重要な区間の被害概要の把握

(2) 緊急措置

マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼

2. 処理場、ポンプ場施設

(1) 緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防）

ア 人的被害につながる二次災害の未然防止、予防

（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等）

イ 緊急調査

被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査

(2) 緊急措置

火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール

●第二段階（主要目標：暫定機能の確保）

1. 管路

(1) 応急調査

ア 被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査）

イ 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査

(2) 応急復旧

管内、マンホール内の土砂の除去、止水バンドによる圧送管の止水可搬式ポンプによる下水の排除、仮管きよの設置

2. 処理場、ポンプ場施設

(1) 応急調査

処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

(2) 応急復旧

コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

第7項 公共施設の応急対策

1. 現状と課題

- (1) 阪神・淡路大震災や新潟県中越地震でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。
- (2) 特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

2. 基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

3. 対策

(1) 道路施設の応急対策

- ア 各道路管理者は、地震発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。
- イ 道路管理者は、応急措置を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 河川の施設の応急対策

- ア 市、その他の河川・ため池等の管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。
- イ 堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

- ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握
市は、がけ崩れ等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難の体制をとれるよう通知する。
- イ 応急対策
 - (ア) 市は、県とともに、被害が拡大しないよう、亀裂や滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。
 - (イ) 市は、県とともに、被害が拡大する恐れがある箇所には観測機器を設置し、異常が発生すれば避難指示できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策

(4) 公共建築物の応急対策

庁舎、学校施設及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者は、次のとおり災害応急対策を実施するものとする。

ア 建物の応急対策

「被災建築物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

イ 施設機能の応急対策

- (ア) 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発電機の配置並びに燃料確保
- (イ) 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- (ウ) 緊急輸送車両その他車両の配備
- (エ) 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- (オ) その他重要設備の点検及び応急復旧
- (カ) 飲料水の確保
- (キ) エレベーターに閉じこめられた者の救出
- (ク) 火気点検及び出火防止措置

第3節 民生安定活動

第1項 災害広報

1. 現状と課題

- (1) 震災時には様々な情報が錯そうして、社会的混乱が起きることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。
- (2) 災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質してデマとなることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、デマの防止対策を考慮しておかねばならない。

2. 基本方針

- (1) 被災者へのきめ細かな情報の提供に心がけるとともに、デマ等の防止対策を講ずる。
- (2) 情報の伝達は、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミの他、広報車、同報無線、掲示板、インターネット等多種多様な方法により行う。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。
- (3) 情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

3. 対策

(1) 災害広報の実施

市及び防災関係機関は、地震発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災地住民をはじめとする住民に対して適切かつ迅速な広報活動を行う。市は、地震災害に関する情報を次のとおり広報する。

ア 市の役割

地域住民に向けて広報

イ 広報の方法

テレビ、ラジオ、新聞、指定避難所への掲示、電光表示、広報車等のほか、電子メール、インターネット、アマチュア無線、同報無線、有線放送等のあらゆる広報媒体を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなどにより迅速かつ的確な広報に努める。

ウ 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため関係機関と十分に連携を保つものとする。

<p>広報事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害の状況に関すること 2 避難に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施した避難指示の内容 ・居住者がとるべき行動 3 応急対策活動の状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・交通規制及び道路情報等に関すること ・水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定 ・鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定 ・電話の使用制限及び復旧予定 ・金融機関の非常金融措置及び業務運営予定 ・救護所の開設状況、その他の医療情報 4 その他市民生活に関すること（二次災害防止情報を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安否情報 ・食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること ・水道、電気、ガスの二次災害防止に関すること ・下水道の使用に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること ・流言飛語の防止に関すること

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて市と連携し、又は報道機関の協力を得るものとする。

(2) 報道機関への対応

情報の提供及び報道の要請

市は、情報を一元的に（県：災害対策本部の災害情報集約チームを通じ）報道機関に提供し、必要に応じ報道要請する。

提供する情報	情報提供・報道要請に当たっての留意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報 2 救助活動に関する情報 3 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報） 4 被災者の安否確認に関する情報 5 その他関係情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1 提供する情報の種類、収集方法、発表様式等をあらかじめ定める。 2 報道機関からの照会に対応する体制整備 3 情報錯そうの防止（県、防災関係機関等との間の連絡調査）

(※資料 28 災害応援に関する協定一覧)

(3) デマ等の発生防止対策

市は、デマ等の発生を防止するため報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

(4) 住民の安否情報

市は、あらかじめ定めた方法により住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

あらかじめ定めた方法例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・住民の安否情報の収集：各避難所単位で収集・安否照会への対応：専用電話、専用窓口の設置 |
|--|

(5) 総合的な情報提供・相談窓口の整備—「情報センター」(防災110番)の設置
市は、これの設置に向けて体制整備を図るものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 市は、各部(課)の情報提供・相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に応ずるため、情報提供・相談の総合窓口として数本の専用電話を備えた「情報センター」を設置する。2 センターは、各部(課)から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。3 情報センターは、最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら24時間対応する。 |
|--|

第2項 災害救助法の適用

1. 現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要である。

2. 基本方針

制度の内容、適用基準及び手続きを関係機関が十分熟知し、災害時における迅速・的確な法の適用を図る。

3. 対策

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の大部分については、市長に委任されている。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支出する。ただし、市は一時立替支出する必要があることがある。

なお、災害救助法の適用等の詳細については一般対策編(第2章第7節被災者対策)に準ずる。

(2) 被害状況の把握及び報告

市は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害

第2章 地震災害応急対策

が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市は、直接厚生労働大臣に対して緊急報告を行う。

(3) 災害救助法の適用

市長は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、知事に対しその旨を要請する。

(4) 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用について、市長が行う報告等の手続は次のとおりとする。

ア 災害に際し、市における災害が前記③の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を知事に報告する

イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

ウ 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、救助実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を随時報告する。

第3項 被災者救援対策

1. 現状と課題

- (1) 大規模震災においては、被災者は着の身着のまま避難する 경우가多く、その生命維持のため食料や水の供給が必要となる。
- (2) 避難が長期化した場合、被災者のニーズも時の経過とともに変化し、臨機応変な物資の供給が必要である。

2. 基本方針

- (1) 被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、的確かつ迅速な供給を図る。
- (2) 乳幼児、高齢者等いわゆる要配慮者への十分な配慮をする。

3. 対策

(1) 給水

ア 飲料水の応急給水活動

市は、飲料水の確保が困難な地域において、次により応急給水を行う。

(ア) 水道班を組織し応急給水を実施する。

応急給水の目安

給水量：おおむね1人1日3リットル

給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間

(震災時においては7～15日程度)

(イ) 市が設定した給水拠点等のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水（農業用井戸を含む。）等を活用して給水場所、時間等を広報する。

(ウ) 応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。

- ・市は、応急飲料水の確保及び市が行う応急給水活動に努める。また、必要があれば、応援要請する。
- ・住民は、地震発生後7日間程度は貯えた水等をもって飲料水を確保するよう努める。また、衛生上の注意を十分払いながら、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。

イ 応急給水の応援要請

市は、管内で飲料水の応急給水ができないときは、県に、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき応援の要請を行う。

応援要請に際し示すべき事項

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水
- 3 給水場所
- 4 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

ウ 生活用水の確保

市は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

(2) 食料供給

ア 調達及び供給

(ア) 主要食料

市は、備蓄食料及び地元小売業者等の保有の米等を調達計画に基づき調達し、被災者等に対し炊き出し又は現物供給する。

炊き出しの方法

炊き出しは、市本部が奉仕団、ボランティア等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行う。実施にあたっては次の点に留意するものとする。

- 1 市本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、供給することとして差し支えない。この場合、炊き出しに必要な米穀は原則として市本部が確保する。
- 2 献立は、被災状況に留意し栄養価等を考慮する。
- 3 炊き出し場所には市本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

(イ) 副食及び調味料

- ・市は調達計画に基づき、必要な副食及び調味料を調達し被災者等に供給する。
- ・供給、配分の公平性の確保

市は、食料の供給に当たっては、事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策

(ウ) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(3) 生活必需物資の供給

ア 生活必需物資の調達及び供給

生活必需物資の範囲

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

市は、次により必要な生活必需物資を確保し被災者等に供給（貸し出し）する。

(ア) 備蓄物資の放出

(イ) 調達計画に基づき地区内小売業者等から調達

住民は、各自の備蓄品、非常持ち出し品又は調達により対応できる場合はその物資で対応し、対応できない場合には市に供給（貸し出し）を申請する。

イ ニーズに適した物資の供給

市は、生活必需物資の確保に当たっては、季節、天候、時間の経過等により被災者のニーズも多様であることをできるかぎり配慮するものとする。

ウ 供給、配分の公平性の確保

市は、物資の供給、配分に当たっては、事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により公平の維持に努めるものとする。

第4項 応急教育対策

1. 現状と課題

- (1) 大規模地震が発生した場合、学校教育においては、児童生徒の安全確保が第一であり最優先されるべきであるが、安否確認等に困難が生ずる。
- (2) 学校（幼稚園等を含む）の再開については、臨時校舎の確保についても考慮すべき問題であるが、教育施設が避難所として使用されその使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

2. 基本方針

- (1) 地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、疎開についても弾力的運用について配慮するなど、学校教育に支障をきたさないよう措置する。
- (2) 学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

3. 対策

(1) 児童・生徒の安全確保

校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、園児及び児童・生徒（以下、「生徒等」という。）の保護に努める。

ア 学校の対応

(ア) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

(イ) 生徒等については、教職員の指揮のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるにあたっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、生徒等の安全を確保するものとする。また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については状況を判断し学校等が保護する。

(ウ) 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し又は学校等へ引き返した生徒等について、(イ)に準じて所要の措置をとるものとする。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

イ 教職員の対処、指揮基準

(ア) 災害発生の場合、生徒等を教室等に集める。

(イ) 生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等明確にした的確に指示する。

(ウ) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導・退避させる。

(エ) 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

(オ) 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

(カ) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒については、氏名・人員等を確実に把握し引き続き保護する。

(キ) 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

(2) 教育活動の早期再開

教育委員会は、災害時において、教育活動の早期再開を期するため次の措置を講ずる。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

(ア) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し正常な教育活動の実施を図る。

第2章 地震災害応急対策

- (イ) 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
 - (ウ) 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図る。
 - (エ) 被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図る。
 - (オ) 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置をとる。
- エ 教員の確保
- 教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとる。
- (3) 生徒等に対する援助
- ア 学用品の支給等
教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し県へ報告する。
 - イ 就学援助
市は、世帯が被災し就学が困難となった生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。
 - ウ 学校給食及び応急給食の実施
給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について必要な措置をとる。
 - エ 転出、転入の手続
教育委員会は、生徒等の転出、転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的な措置をとる。
 - オ 心の健康管理
教育委員会は、被災した児童・生徒及び救援活動に携わった教職員に対しメンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

第5項 要配慮者の安全確保

(一般対策編 第1章第12節 避難行動要支援者対策) 参照。

第6項 保健衛生対策

6-1. 清掃

1. 現状と課題

- (1) ごみやし尿の処理は広域で行っているが震災の規模によってはその処理に支障をきたすおそれがある。
-

- (2) 震災時には、一時にしかも大量にガレキ等の廃棄物が発生し、最終処理場の不足が予想される。このことから、災害廃棄物のリサイクル等による減量化、緊急時の仮置き場、最終処分場が必要である。

2. 基本方針

ごみ、し尿の収集・処理体制を確保するため、県内及び近隣県の市町村との応援協力体制を整備するとともに、関連業界との協力体制についても整備に努める。

3. 対策

(1) ごみ、し尿の処理

ア ごみ、し尿の処理活動

市本部環境班は災害時におけるごみ又はし尿を収集・運搬する。環境班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成する。

イ 清掃方法

市は、次の方法により廃棄物の処理を実施する。

(ア) ごみ処理

ごみ収集車の確保については市所有のものを利用するが、不足する場合には民間、特に清掃団体の協力も得ることとする。

・収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から順次実施する。

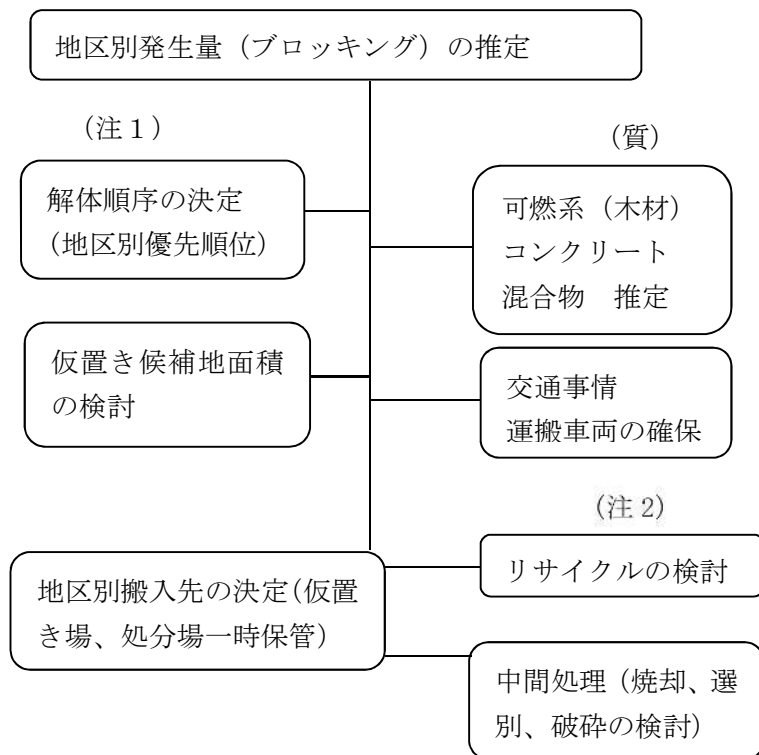
・収集方法

各班の収集担当地域を明確にする。災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民、ごみ収集運搬班に図る。

・処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、次図「災害廃棄物の処理計画フロー」によりあらかじめシミュレーションしておく。特に、仮置き場は地区毎に指定しておく。収容したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは埋め立て処分する。なお、フロン類使用機器の廃棄処分に当たっては、フロン類の適切な回収・処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物の処理計画フロー



推定排出量（東京都試算）

被害区分		1棟あたりの推定排出量(t) (大破 (中破))	
建物倒壊	木造	(11.2) (5.6)	
	非木造	S造	(31.6) (15.8)
		RC造	(304.0) (152.0)
火災による焼失		3.5	

(注1)優先順位は、公共性、緊急性を考慮する。

(注2)リサイクルの検討

例) 木くず: チップ化による利用
コンクリート: 路盤材、建設資材等による利用

金属: 製鋼原料等による再生利用

食料: コンポスト化し、肥料化

(イ) し尿処理

市は、民間の協力を得て以下のし尿処理を行う。

・収集順序

し尿のくみ取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急くみ取りを要する区域から順次実施する。

・収集方法

収集担当地域を明確にする。

・処分

し尿処理場、下水終末処理場等において処分する。

(2) その他関連施設

市は、次により、清掃に関連した公衆衛生対策を行う。

ア 野外便所の仮設

(ア) 避難所開設に伴う野外仮設便所の設置は、原則としてし尿貯留槽が装備された便所（以下、「仮設トイレ」という。）を配置する。

(イ) やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定しを考慮し、設置する。

(ウ) 仮設トイレは、当初は市備蓄のもの、県備蓄のものを利用し、不足する場合には応援要請を行う。

(エ) 市においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておく。

6-2. 防疫・食品衛生

1. 現状と課題

(1) 防疫

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また、まん延する危険性も高い。

(2) 食品衛生

震災時には、通常の流通・販売が行われないため、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、食品の安定供給を図りながら、これら食品の安全性を確保することが重要となる。

2. 基本方針

(1) 防疫

災害時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

(2) 食品衛生

被災地の炊き出し施設、飲食店等に対して食品衛生面での監視指導を行い、食中毒の防止を図る。

3. 対策

(1) 防疫

市の防疫活動

ア 防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清掃及び消毒を行う

清掃方法

- ・市は、清掃の実施にあたっては、管内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。
- ・災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は各個人が行うのを原則とし、災害地の状況に応じ、市長は、的確な指導及び指示を行う。
- ・市は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないようにする。

消毒方法

- ・市は、消毒方法の実施にあたっては法令の定めるところに従って行う。
- ・実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い適当な場所に配置する。

イ 感染症を媒介する動物や昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所に殺虫剤・殺そ剤

第2章 地震災害応急対策

等を散布、準備する。

ウ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

エ 知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項の規定による当該職員の選任。

オ 知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。

カ 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき速やかに広報活動を実施する。

(2) 食品衛生

ア 食中毒対策

(ア) 炊き出し施設

○市の対策

- ・市は、炊き出しを開始した場合速やかに保健所へ連絡する。
- ・市は、食中毒症状を現す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに保健所へ連絡する。

○保健所の対策

- ・保健所は、炊き出しに伴う食中毒の防止のため、監視員を派遣し監視指導にあたる。
- ・保健所は、市から食中毒に関する連絡を受けた場合、その原因を究明するとともに再発防止に必要な措置をとる。

(イ) 飲食店等

保健所は、飲食店等が停電又は断水した場合、飲食店等に対し食品衛生上必要な措置をとるよう監視指導する。

6-3. 保健活動・精神保健

1. 現状と課題

- (1) 災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高い。このような環境の中で健康を維持することは困難なことである。そのため、被災者に対して、公衆衛生的な観点から公的な保健医療面での支援が不可欠である。
- (2) 地震により精神障害者の病状の再発、悪化、その保護者の喪失あるいは治療、通所機会の喪失等が生じ、精神障害者の保護が必要となる。
- (3) 地震によるショック、長期化する避難生活等により、被災者は様々なストレスを抱え込むことから心のケア対策が必要となる。

2. 基本方針

- (1) 地震により被害を受けている地域住民を対象に、関係機関と協力し、避難所の健康生活環境の整備や個別ケースへの心身両面からの保健指導を実施する。ま
-

た、仮設住宅や一般家庭等地域住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復・維持・増進し、心身とも健康な生活がおくれるよう支援する。

- (2) 精神障害者の救護策を講ずる。

3. 対策

(1) 保健活動

ア 活動内容

市本部健康班は、県の指導のもと以下の保健活動を行う。

- (ア) 指定避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況を把握し、生活環境の整備
- ・指定避難所のトイレ・室内の清潔状態・ゴミの整理状態の把握と調整及び指導
 - ・指定避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
 - ・手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導
 - ・衣類・寝具による体温調整、及び清潔の状態の把握と調整及び指導
 - ・歯磨き・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
 - ・食事の摂取状況の把握と調整及び指導
 - ・活動状況の把握と調整及び指導
- (イ) 指定避難所における巡回健康相談等の実施
- ・避難者個々の健康状態を把握し対処する。
 - ・症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
 - ・被災による症状や障害のある患者の観察と疾病管理及び生活指導
 - ・慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - ・寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - ・妊婦の生活指導と管理
 - ・乳幼児の生活指導と管理
 - ・高齢者の生活指導と管理
 - ・難病・身体障がい者の生活指導と管理
 - ・結核既往者の管理と生活指導
- (ウ) 保健所・市における訪問指導の実施及び強化
- ・結核患者、難病患者、精神障がい者、要介護者、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康被害者等への訪問指導を強化する。
 - ・一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。
- (エ) 保健所・市における定例保健事業の実施
- (オ) 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

(2) 精神保健

ア 市の体制

市は、保健所との連携により、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

イ 精神保健対策の内容

市の実施する精神保健対策の主な内容は次のとおりとする。

- (ア) 精神障害者の住居等、生活基盤の至急の確保
 - ・住居を無くした精神障害者の被災地外施設入所等の促進
 - ・精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等
- (イ) 精神科入院病床の確保
 - ・入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保
- (ウ) 24時間精神科救急体制の確保
 - ・被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
 - ・夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置
- (エ) 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
 - ・閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開
- (オ) 被災者の心の傷へのケア
 - 被災に伴う健常者の反応性病状としての PTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポートが必要となる。
 - ・民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及
 - ・心の健康に関しての相談体制の充実
 - 精神科医、保健師等による常設の相談実施
 - 民間の諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備
 - 避難所等への相談所開設
 - 仮設住宅、家庭等への巡回相談
 - ・医療、福祉、教育等の各領域において実施される診療、相談等との調整
- (カ) 被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア
 - ・不眠不休の活動で職員やボランティアの心も追いつめられる状況発生
 - ・民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により随時相談、診察等
 - ・必要があれば適切なカウンセリング等を継続実施

(3) その他

災害発生時における保健活動等については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。

また、保健活動等により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

6-4. 行方不明者の捜索、遺体の処置及び火葬

1. 現状と課題

火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても処理量が能力を大幅に上回る場合の市の火葬処理体制について考慮しておくことが必要である。

2. 基本方針

- (1) 遺体捜索体制の確立、必要機器の確保を図る。
- (2) 遺体安置所の確保を図る。
- (3) 他市町村等の協力による火葬の実施

3. 対策

(一般対策編 第2章第7節第11項 行方不明者の捜索及び遺体の処置等) 参照。

第7項 ボランティア対策

1. 現状と課題

- (1) 災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きい。
- (2) 被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

2. 基本方針

市(社会福祉課)は、ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともにその活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備に努める。

3. 対策

市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第2章 地震災害応急対策

災害時のボランティア活動

- 1 被災者の人命救助や負傷者の手当て
これらの活動は、専門技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。
- 2 被災建物の危険度調査
被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。
- 3 被災者の生活支援
一般的なボランティアであり、その内容としてはつぎのようなものがある。
 - (1) 避難所援助
 - (2) 食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話し相手、子供の世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）
 - (3) 在宅援助
高齢者・障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど
 - (4) その他
被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝い、ゴミ出しなど

第8項 被災建築物等に対する安全対策

1. 現状と課題

地震により被害を受けた建築物及び宅地へ立ち入り又は近付いた際に、余震等の発生により建築物の被害が増大し、人命を危険にさらす可能性がある。

2. 基本方針

市（住宅都市計画課）は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、その危険度を応急的に判定し、住民等への周知を図る。

3. 対策

(1) 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(2) 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定

を実施する。

第3章 地震災害復旧対策

第1節 復旧計画

第1項 公共施設及び公共事業等の災害復旧

1. 現状と課題

- (1) 道路、橋りょう、河川等の公共施設は社会活動を営むうえで重要であり、地震による損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生する。
- (2) 社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止策が必要である。

2. 基本方針

- (1) 市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。
- (2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

(3) 県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

3. 対策

- (1) 基本的手順
公共施設、公益事業等施設管理者は次のとおり災害復旧を行う。
 - ア 調査分析
応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析
 - イ 災害復旧計画の策定
 - (ア) 調査分析の結果に基づく災害復旧計画の策定
 - (イ) 再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定
 - ウ 優先順位の策定
被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定
 - エ 協力体制
関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保
- (2) 公共土木施設の災害復旧
土木施設管理者は、公共土木施設の地震発生による災害復旧について、被災施設の原形復旧に合わせて再度の地震災害防止の観点から、必要な施設の改良又は耐震上より優れた施設の新設等を考慮して復旧する等、被害の程度を検討して将来

の災害に備える計画とする。

ア 対象施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・道路・下水道・林地荒廃防止施設などであり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。また、街路、公園・排水施設等の都市施設は、国庫負担法対象外であるが、災害復旧として予算補助がなされる。

イ 被害報告

被害の報告に関する様式、伝達方法等については、（一般対策編 第2章第5項 第2節 災害情報収集等の計画）を準用する。

(3) 激甚災害に関する対応計画

市は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

・被害状況の収集

市は、当該区域内の被害状況の把握に努め、県が行う調査に協力する。

(4) 激甚災害に係る財政援助措置の対象

（一般対策編 第4章第1項 公共施設等の災害復旧）参照。

第2節 財政援助等

第1項 被災者の生活確保

1. 現状と課題

- (1) 家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要である。
- (2) 民生の安定、生活再建への支援が必要である。

2. 基本方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等 を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3. 対策

市は、災害の規模に応じて貸し付け等必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

(1) 生活相談

市は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、協力して広聴活動を実施する。

(2) 個人被災者への資金援助等

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

(ア) 災害弔慰金

市は、市の条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(イ) 災害障害見舞金

市は、市の条例の定めるところにより、災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

イ 被災者生活再建支援法の運用

市は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の運用

市は、被災者の生活・住宅再建支援のために積極的にこの制度を活用することとする。市は、住家被害の認定、被災者への支援金の申請に必要な災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行う。

-
- (3) 租税の徴収猶予及び減免
市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立する。
- (4) 雇用に関する相談
市は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。
- (5) 生活保護制度の活用
市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生委員等と連絡を密に行い、速やかに生活保護法を適用する。
- (6) 障がい者及び児童に係る対策
- ア 障がい者に係る対策
市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策等に加え、障がい者に係る以下の対策を実施する。
- (ア) 文字放送テレビ、ファクシミリ等障害者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣
- (イ) 車椅子、障害者用携帯便器等障がいの状態に応じた機器や物資等の供給
- (ウ) ガイドヘルパー等障害者のニーズに応じたマンパワーの派遣
- イ 児童に係る対策
市は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。
- (ア) 避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について、子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。
- (イ) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受け入れの可能性を探るとともに子ども相談センターと連携し、児童養護施設等への受け入れや里親への委託等の保護を行う。
- (ウ) 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、は保育所に入所させ保育するものとする。
- (7) 応急仮設住宅の建設
市は、自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき応急仮設住宅を建設する。
- (8) 被災建築物の応急危険度判定
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、市は、建築物の被害を調査し余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行う。
- (9) 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去
- ア 住宅の応急修理
市は、自己の資力では、住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき当該住宅の応急修理を行う。
- イ 住宅の障害物除去
-

第3章 地震災害復旧対策

市は、自己の資力では、住宅周辺及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため日常生活に著しい障害を受けている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき障害物の除去を行う。

ウ 適切な管理のなされていない空家等の措置

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(10) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市は、県及び関係機関と協力して以下の調査を行う。

ア 生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を把握

イ 事業者に対して供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給などの行政指導を行い、関係者の協力を得て物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

第2項 被災中小企業の振興

1. 現状と課題

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要である。

2. 基本方針

- (1) 被災中小企業者についての被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。
- (2) 被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

3. 対策

市は、災害復旧貸し付け等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

(1) 各種対策

ア 商工組合中央金庫、日本政策金融金庫等の貸し付け条件の緩和措置

イ 再建資金の借り入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引き上げ及び保険率の引き下げ

ウ 災害を受ける以前に貸し付けを受けたものについての償還期間の延長等の措置

エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助

オ 貸し付け事務等の簡易迅速化

カ 被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持ち出し、不渡処分の猶予等の特別措置

キ 租税の徴収猶予及び減免

ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置

ケ その他各種資金の貸し付け等必要な措置

第3項 農林漁業関係者への融資

1. 現状と課題

被災農林業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要である。

2. 基本方針

「(株)日本政策金融公庫による融資」について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

3. 対策

市は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、(株)日本政策金融公庫から貸し付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸し付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

第4項 義援金品の募集、受付、配分

1. 現状と課題

- (1) 被災地内での仕分けは困難であるため、被災地外での種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減することが必要
- (2) 義援物資については、受け入れを希望する物資と受け入れを希望しない物資を明確にし、そのリストを早期に公表することが必要

2. 基本方針

県民及び他都道府県から被災者に委託された義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、集積・引継・配分・管理等必要な措置を実施する。

3. 対策

- (1) 義援金品の募集
市は、県及び関係機関の協力のもと、被災地の状況等を十分考慮しながら対応するものとする。
 - (2) 義援物資の受入・配分
市は、県及び関係機関の協力のもと、義援物資の受け入れ及び配分を行う。
 - (3) 義援金の受入・配分
市は、県及び関係機関の協力のもと、義援金の受け入れ及び配分を行う。
-

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

第1項 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に、事前対策についても必要な事項を定め、全県一体となった東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

岐阜県では、中津川市が強化地域として指定されているが、海津市においては、東海地震が発生した場合、震度6弱以上の地震とはならないと予想されるため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は、義務づけられていない。

しかし、本市が震度5強以下の地震であっても、本市地域において、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念されるところである。

このため、本市は、東海地震の発生に伴う災害の発生の防止又は軽減をあらかじめ図るために実施する措置について定めるものとし、東海地震に関連する調査情報（以下「調査情報」という。）、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）、東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）が発表された時、又は大規模な地震に直結しないと判定されるまでの間において実施する準備措置についても合わせて定めるものとする。

【参考】

＜東海地震に関連する情報＞

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、下表のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

種 類	内 容 等	防災対応
東海地震 に関連する 調査情報	<p>東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。</p> <p>なお、本情報が発表された後、東海地震発生 の恐れがなくなったと認められた場合や 地震現象について東海地震の前兆現象とは 直接関係ないと判断した場合は、この情報 のなかで、安心情報である旨明記して発表 される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制
	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果 が発表される。防災対応については特に行 う必要はない。</p>	
東海地震注意 情報	<p>東海地震の前兆現象の可能性が高まった と認められた場合に発表される。「判定会」 の開催については、この情報のなかで伝え られる。また、東海地震発生 の恐れがなくなったと認められた場合には、 本情報解除が発表される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・準備行動の実施 ・住民への広報
東海地震予知 情報	<p>東海地震が発生する恐れがあると認めら れた場合に発表される。また、東海地震発生 の恐れがなくなったと認められた場合に は、本情報解除が発表される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言 ・地震災害警戒本部 設置 ・地震防災応急対策

＜地震予知情報＞

気象庁長官が内閣総理大臣に報告する情報

＜警戒宣言＞

地震予知情報の報告を受けた内閣総理大臣が必要と認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発し、警戒態勢をとるべき旨を国民等に知らせる。

第2節 地震災害警戒本部の設置等

第1項 地震災害警戒本部の設置等

1. 海津市の地震災害警戒組織

- (1) 注意情報発表時：市長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。
- (2) 警戒宣言発令時：警戒宣言が発せられた場合、災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- (3) 警戒解除宣言発令時：警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策本部を解除する。

2. 防災上重要な施設の管理者

- (1) 注意情報発表時：防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合、実情に応じた準備活動を実施する。
- (2) 警戒宣言発令時：警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき組織的に防災活動を実施する。

3. 地域住民の自主防災組織

- (1) 注意情報発表時：地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前からの準備が必要な活動を実施する。
- (2) 警戒宣言発令時：地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し一体的に行動するものとする。

第3節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策

市及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。さらに、注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言前からの準備的行動を実施するものとする。

第1項 防災関係機関等協力体制

1. 警戒宣言後の緊急輸送の実施

市は、警戒宣言後、緊急輸送の実施の具体的調整は、市災害対策本部が行うものとする。

2. 警戒宣言前からの準備的行動

市は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町や隣接市町村等の体制を確認する。

第2項 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

伝達する情報は、「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表」、「警戒宣言」（以下「地震予知情報等」）などである。

1. 伝達主体

- (1) 県は、地震予知情報等を市へ伝達する。
- (2) 市は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等あらゆる手段により住民に伝達する。
- (3) 防災関係機関等は、地震予知情報等の内容を、観光客、通勤者、通学者等に伝達する。

第3項 広報対策

市及び防災関係機関等は、地震予知情報が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため迅速、的確な広報を実施する。

1. 警戒宣言時対策

市及び防災関係機関等は、住民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

第4章 東海地震に関する事前対策

(1) 広報の内容

1. 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される市内の地震の震度等の予想
2. 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること
3. 住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、火気の始末、家具の転倒防止等の措置をおこなうこと
4. 自動車による移動を自粛すること
5. 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること
6. 電話の使用は自粛すること
7. 病院等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すること
8. 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すること

広報の内容（例）

○ 注意情報発表時

「海津市からお知らせします。東海地域の地震観測データに異常があらわれたため、注意情報が発表されました。テレビ・ラジオをつけ、地震についての詳しい情報を入手してください」

○ 警戒宣言時

「海津市災害警戒対策本部からお知らせします。○時○分、東海地震の警戒宣言が発令されました。テレビ・ラジオをつけ、地震についての詳しい情報を入手してください。あなたの落ち着いた行動が、混乱を防ぎ、被害を少なくするのに役立ちます。あわてず、さわがず、落ち着いて行動してください。また、火の取り扱いには充分注意してください。」

(2) 広報の手段

1. 電子メール（インターネット含む）、市ホームページへの掲載
2. 同報無線、有線放送及びアマチュア無線
3. 広報車の巡回等
4. 報道機関への情報提供
5. 自主防災組織等

(3) 問い合わせ窓口

市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

第4項 事前避難対策

市は住民に対して、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。住民は、警戒宣言が発せられた場合、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を把握しておく。

第5項 消防・水防

1. 消火対策

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、住民の生命、身体及び財産を保護し、災害発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報を収集し必要な機関へ伝達すること
- (2) 火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- (3) 火災発生の防止、初期消火について住民へ広報すること
- (4) 自主防災組織等の活動に対して指導すること
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること

2. 水害予防

水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- (2) 気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制を講ずる。
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、国や県と連絡を密に行い、不測の事態に備える。

3. 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理団体は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第6項 交通対策

1. 警戒宣言時対策

- (1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検により危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は道路管理上の必要な措置をとり広報する。

第4章 東海地震に関する事前対策

(2) 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合次の措置をとる。

ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取しその情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の支障になるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両は使用しないこと。

第7項 緊急輸送対策

1. 警戒宣言時対策

(1) 緊急輸送道路

(本編 第1章第2節第5項 緊急輸送網の整備) 参照。

2. ヘリコプター離着陸場の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(避難所・避難場所を除く)を県に報告するとともに、着陸する場合には安全の確保を図る。

3. 輸送手段の確保

(1) 市は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

(2) 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

第8項 物資等の確保対策

1. 警戒宣言時対策

(本編 第1章第3節第2項 食料、飲料水、生活必需品の確保) 参照。

第9項 保健衛生対策

1. 医療・助産

警戒宣言発令時の対策は、(一般対策編 第1章第14節 医療救護体制の整備) を参照。

2. 清掃

市は、災害発生により生じることごみ又はし尿を収集運搬するため、環境班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定された避難地に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

3. 防疫

(一般対策編 第2章第7節第12項 防疫計画) 参照。

4. 警戒宣言前からの準備的行動

市は、救護所の開設準備を行う。

各病院等は、病院の耐震性に応じた患者の移送の措置、検討及び準備を行う。

第10項 生活関連施設対策

1. 水道

(1) 警戒宣言時の飲料水の供給

市は、発災後の断水に備えて住民が行う貯水による水需要の増加に対するため、浄水施設及び給配水施設を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

市は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

イ 応急給水

市は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

市は、配水池等から飲料水の運搬、供給するための給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒剤、水質検査器具等を整備点検するとともに水道班の出動態勢を整える。

2. 警戒宣言前からの準備的行動

(1) 市は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

(2) 市は、応急給水の準備を行う。

第11項 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1. 警戒宣言時の対策

市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2. 警戒宣言前からの準備的行動

市は、公共交通機関の運行予定や観光地等の滞留者対策を確認する。

第12項 公共施設対策

1. 警戒宣言時の対策

(1) 道路

市は、道路の応急復旧のための出動準備体制をとるため、建設班を編成する。

(2) 河川

市は、国や県の河川管理者が行う出動準備体制に協力する。

(3) 上下水道

(本編 第1章第4節第5項 ライフライン対策)を参照。

(4) 庁舎等重要公共施設対策

施設の管理者は、当該管理施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講じる。

ア 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

イ 無線通信機器等通信手段の整備点検

ウ 緊急輸送車両その他車両の整備点検

エ 電算機、複写機、空調設備等の被災防止装置

オ その他重要資機材の整備点検または被災防止装置

カ 飲料水の緊急貯水

キ 出火防止措置及び初期消火準備措置

ク 消防用設備等の点検

2. 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに工事業者の出動態勢を確認する。

第4節 大規模な地震に係る防災訓練計画

(本編 第1章第2節第6項 地震防災訓練の実施) 参照。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県の協力を得て、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1. 市職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施をはかるため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、地震防災対策マップや災害時における職員初動マニュアル等をもとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・予想される地震に関する知識
- ・地震予知情報が発表された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・職員等が果たすべき役割
- ・地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・今後地震対策として取り組む必要のある課題

2. 住民等に対する教育

市は、地震防災対策マップを配布するとともに、必要に応じて地域単位で防災教育を実施する。

3. 児童、生徒に対する教育

4. 防災上重要な施設管理者に対する教育

5. 自動車運転者に対する教育

6. 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1項 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第6条の規定に基づく、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に本市は指定されているので、南海トラフ地震における円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は大綱は、（総則 第2章 第3節防災機関の業務の大綱）のとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに海津市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、海津市災害対策本部条例及び同施行規則に定めるところによる。

第3項 災害応急対策要員の参集

1. 要員の動員及び参集については、（本編 第2章第1節第1項 防災活動体制の整備）のとおりである。
2. 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、(本編 第2章第1節第3項 地震災害情報の収集・伝達)を参照。

2. 施設の緊急点検・巡視

施設の緊急点検・巡視については、(本編 第2章第2節第6項 ライフライン施設の応急対策及び第7節公共施設の応急対策)を参照。

3. 二次災害の防止

地震による二次被害の防止については、(本編 第2章第2節第2項 消防対策)を参照。

4. 救助・救急・医療救護

救助・救急・医療救護については、(本編 第2章第2節第5項 医療救護計画)を参照。

5. 物資調達

物資の調達については、(本編 第2章第3節第3項 被災者救援対策)を参照。

6. 緊急輸送活動

緊急輸送活動については、(本編 第2章第2節第4項 緊急輸送・交通規制対策)を参照。

7. 保健衛生

保健衛生対策については、(本編 第2章第3節第6項 保健衛生対策)を参照。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保を行う。
- (2) 市は、県に対して住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2. 人員の配置

市は、人員の配置状況を県に報告する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、海津市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3項 他機関に関する応援要請

他機関に対する応援要請については、(本編 第2章第1節第2項 災害応援要請)を参照。

第4項 要配慮者、帰宅困難者等に関する対策

市は、高齢者、障がい者、子ども、病人等要配慮者、帰宅困難者、外国人、滞留旅客等の保護のために、指定避難所の設置、指定避難所への誘導や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

第5項 文化財保護対策

指定文化財等の所有者又は管理者は、南海トラフの被害から防護するため、建造物には消防用設備等を設置するとともに、その他防災資機材の充実及び効率的な配置に努め、また、建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、施設内の巡視、消火・防災訓練の実施等の対策を実施するものとする。

第6項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、市は、国、県、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、市及び関係機関は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2項 防災対応の基本的な考え方

市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当）や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 <p style="text-align: right;">など</p>
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところのできるだけ近づかない <p style="text-align: right;">など</p>
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 <p style="text-align: right;">など</p>

第3項 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ

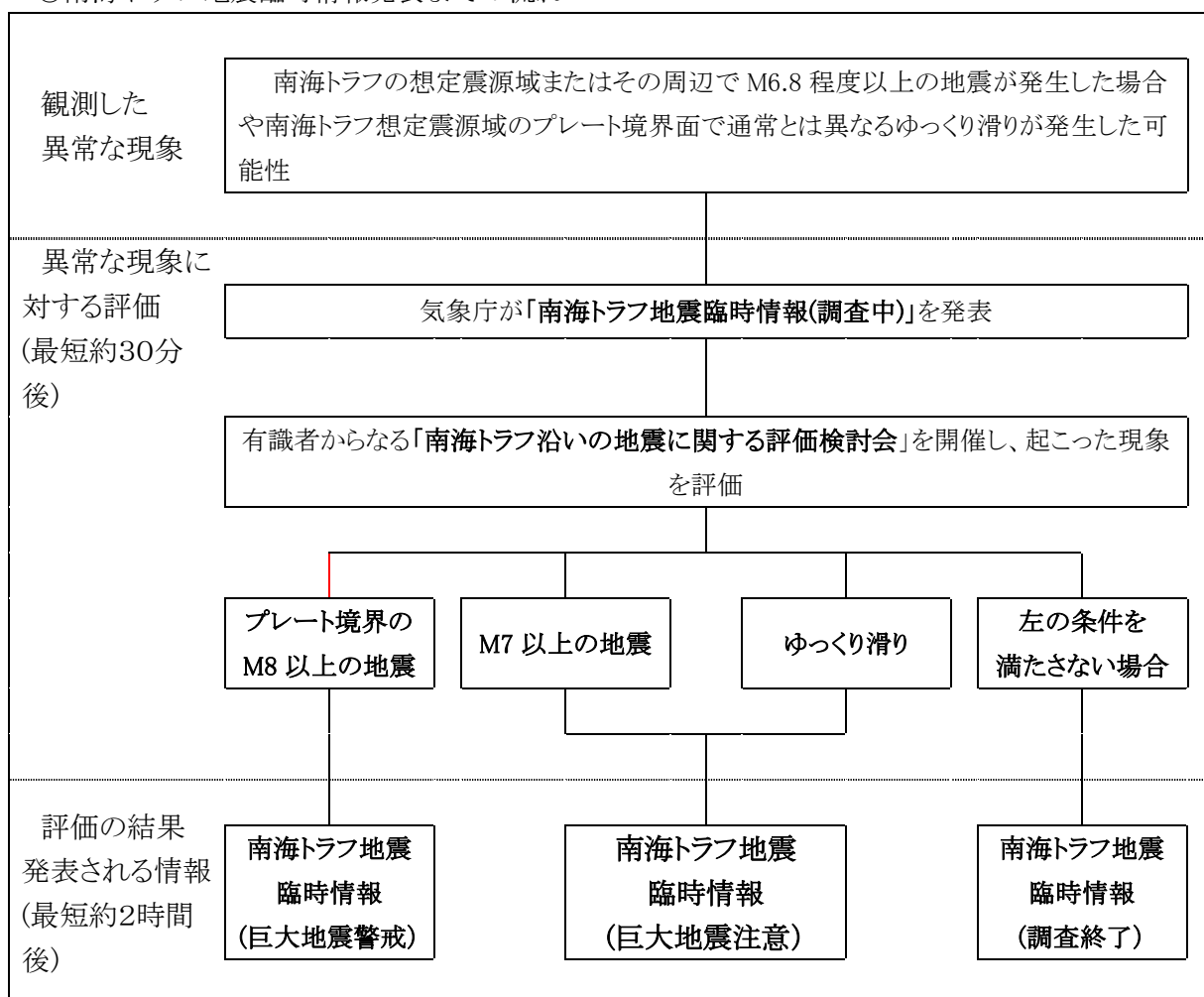
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第4項 防災対応をとるべき期間

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

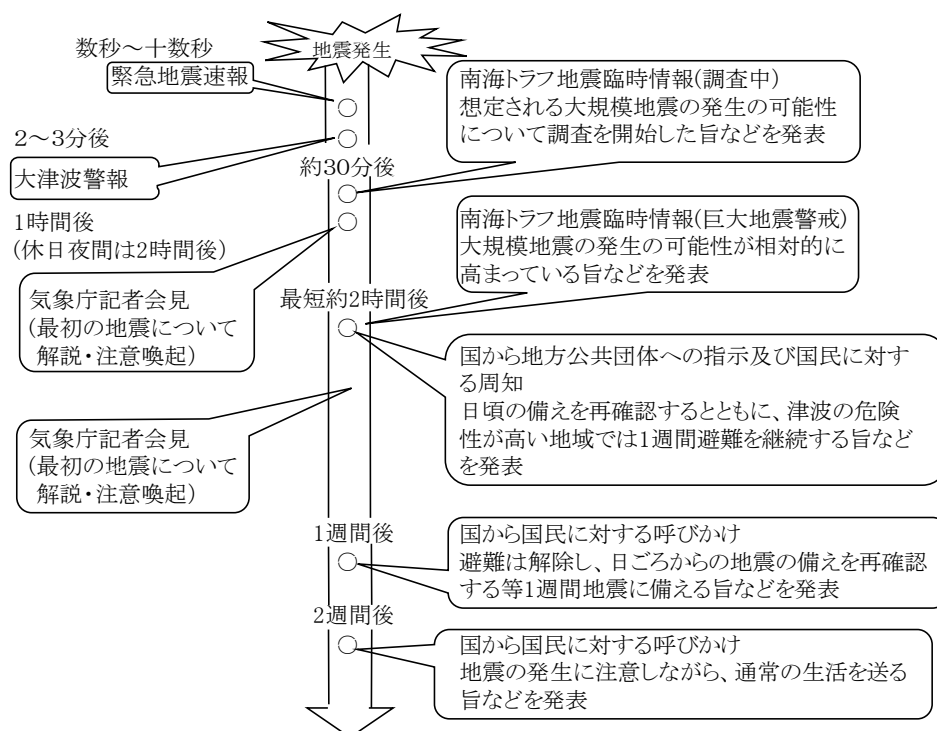
また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくり滑り
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
滑りが収まると評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

○巨大地震経過対応における情報の流れ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、
「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表
「巨大地震警戒対応」における情報の流れ(出展:国ガイドライン)

第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 県及び市の体制

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたるものとする。

○県及び市の防災体制等

情報名	県の防災体制等	市の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	災害対策本部 <構成> 本部長：知事 メンバー：副本部長（副知事）、本部員 <内容> ・本部長から市町村長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	災害対策本部 <構成> 本部長：市長 メンバー：本部員 <内容> ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

<p>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)</p>	<p>岐阜県災害警戒本部 <構成> トップ：危機管理部長 メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長 ※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席</p> <p><内容> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認</p>	<p>災害警戒本部 <構成> 本部長：市長 メンバー：本部員</p> <p><内容> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認</p>
<p>南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)</p>	<p>危機管理部は、庁内各部局、市町村、県事務所へ連絡し、情報を共有</p>	<p>防災担当部局は、関係部局と情報共有</p>

※県支部については、上記に準じて所要の体制をとるものとする

第2項 運営等

市災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておくものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1. 方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

2. 実施責任者

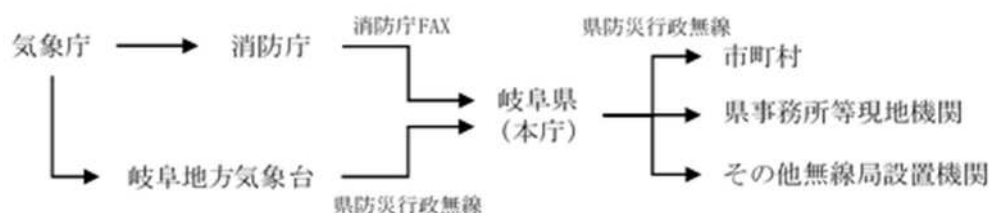
岐阜地方气象台
 県
 市
 防災関係機関
 事業者

3. 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の市町村及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

ウ 住民等への伝達内容

市は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的に取るべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

エ 問い合わせ窓口

県及び市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

1. 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施責任者

県
市
学校等
施設管理者

3 実施内容

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、市は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、市固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

ア 急傾斜地等における土砂災害

市は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対し、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

市は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

市は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族と連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認なるよう周知するものとする。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市が避難所を確保するものとする。

市は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、市は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること。

イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市が避難所を確保すること。

ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること。

エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2項 関係機関のとりべき措置

1. 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

2. 実施責任者

県
県警察

市
防災関係機関
学校等
施設管理者

3. 実施内容

- (1) 消防機関等の活動市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じるものとする。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

(4) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(5) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

ウ 滞留旅客等への対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

- (10) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
- ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、水族館、病院、学校等の次の管理上の措置、体制をとるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。
- (ア) 各施設に共通する事項
- A 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
 - B 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - C 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - D 出火防止措置
 - E 水、食料等の備蓄
 - F 消防用設備の点検、整備
 - G 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
 - H 各施設における緊急点検、巡視
- (イ) 個別事項
- A 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - B 水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - C 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
 - D 学校等にあつては、次の掲げる事項
 - ・ 児童生徒等に対する保護の方法
 - ・ 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 - E 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・ 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- (ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(10)の(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
- A 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - B 無線通信機等通信手段の確保
 - C 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、
配備に協力するものとする。

(ウ) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の
活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中
の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じる
ものとする。

第9節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

1. 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2. 実施責任者

県
市
防災関係機関

3. 実施内容

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第10節 防災訓練計画

1. 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2. 実施責任者

県
市
防災関係機関

3. 実施内容

(1) 防災訓練

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

市は、防災関係機関及び住民等の参加を得て南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、防災関係機関と連携して、情報伝達訓練など実践的に行うものとする。

ア 動員訓練及び本部運営訓練

イ 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練

ウ 警備及び交通規制訓練

(2) 訓練の検証

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

(3) 訓練の支援

市は、自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と支援を行う。

(4) その他

その他必要な事項は、第2項第6節に準ずるものとする。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1. 方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2. 実施責任者

県
市
防災関係機関

3. 実施内容

(1) 市職員に対する教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法

- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (3) 相談窓口の設置
- 市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

<第4編 原子力災害対策編>

〔目 次〕

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性質	1
第3節	計画の周知徹底	1
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	2

第2章 原子力災害事前対策

第1節	情報の収集、連絡体制等の整備	6
第2節	通信手段の確保	6
第3節	組織体制等の整備	7
第4節	長期化に備えた動員体制の整備	7
第5節	広域防災体制の整備	7
第6節	緊急モニタリング体制の整備	8
第7節	屋内退避、避難等活動体制の整備	8
第8節	学校、医療機関等における避難のあり方の整理 及び防災教育・防災訓練の実施	9
第9節	避難退域時検査、安定ヨウ素材配布・服用指示等の 原子力災害医療活動にかかる体制整備	9
第10節	飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	9
第11節	防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	10
第12節	海津市民への情報提供体制の整備	10
第13節	原子力防災に関する海津市民に対する知識の普及啓発	10
第14節	防災訓練の実施	11
第15節	防災業務関係者の人材育成	11
第16節	海津市内における核燃料物質等の運搬事故に対する防災体制整備	11

第3章 緊急事態応急対策

第1節	通報連絡、情報収集活動	13
第2節	活動体制の確立	13
第3節	防災業務関係者の安全確保	15
第4節	緊急時モニタリング活動	15
第5節	屋内退避、避難等の防護活動	15
第6節	要配慮者等への配慮	18
第7節	安定ヨウ素材の配布、服用指示及び避難退域時検査	18

第8節	飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限	18
第9節	緊急輸送活動	19
第10節	海津市民への的確な情報提供活動	19
第11節	文教対策	20
第12節	海津市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策	21

第4章 原子力災害中長期対策

第1節	緊急事態宣言解除後の対応	22
第2節	県環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	22
第3節	原子力災害中長期対策実施区域の設定	22
第4節	各種制限措置の解除	22
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	22
第6節	被災地域住民等に係る記録の作成	23
第7節	被災者等の生活再建等の支援	23
第8節	風評被害等の影響の軽減	23
第9節	被災中小企業等に対する支援	23
第10節	心身の健康相談体制の整備	23

第1章 総則

本章は、本計画の目的及び性格、並びに想定する災害等について定める。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下、「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市及び防災関係機関、並びに市民がとるべき措置を総合的かつ計画的に事務及び業務を定め、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 市における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画）に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう体制を整備する。

なお、本計画に定めのない事項については、「市地域防災計画」の「総則」及び「一般対策編」並びに「地震対策編」による。

2. 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和4年7月6日最終改正。以下「指針」という。）を遵守する。また、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合を図るものとする。

3. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、市民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第 4 節 計画の基礎とするべき災害の想定

1. 対象となる原子力事業所

市は、最寄りの原子力事業所から最短直線距離で約 81 km に位置しているが、市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が市に及ぶことを前提として、市として必要な対策を進める。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）施行令第 2 条の 2 の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県となる下表の原子力事業所を対象とする。

事業者名	日本原子力発電株式会社		
発電所名	敦賀発電所		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	市役所（岐阜県市海津町高須 515 番地）から約 81km		
号機	1 号機	2 号機	
電気出力	35.7 万 kW	116.0 万 kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉	
熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	
運転開始	S45.3.14（運転終了 H.27.4.27）	S62.2.17	

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所在地	福井県敦賀市白木		
距離	市役所（岐阜県市海津町高須 515 番地）から約 82km		
号機	—		
電気出力	28.0 万 kW		
原子炉型式	高速増殖炉		
熱出力	71.4 万 kW		
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運転開始	廃止決定 H28.12.21		

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	市役所（岐阜県市海津町高須 515 番地）から約 81km		
号機	1 号機	2 号機	3 号機
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW

原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28 (運転終了H27.4.27)	S47.7.25 (運転終了H27.4.27)	S51.12.1

(2) 前記(1)以外に近県には下表に記載する原子力事業所が所在している。

岐阜県は、これらの原子力事業者との間で「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」(以下、「通報・情報交換体制」という。)の交換文書を取り交わしており、これに基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立していることから、市は、県からこれらの事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態または全面緊急事態に係る通報があった旨の連絡を受けた場合は、本計画に記載する緊急事態応急対策に準じ、必要な対策を講じる。

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	市役所(岐阜県市海津町高須515番地)から約96km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

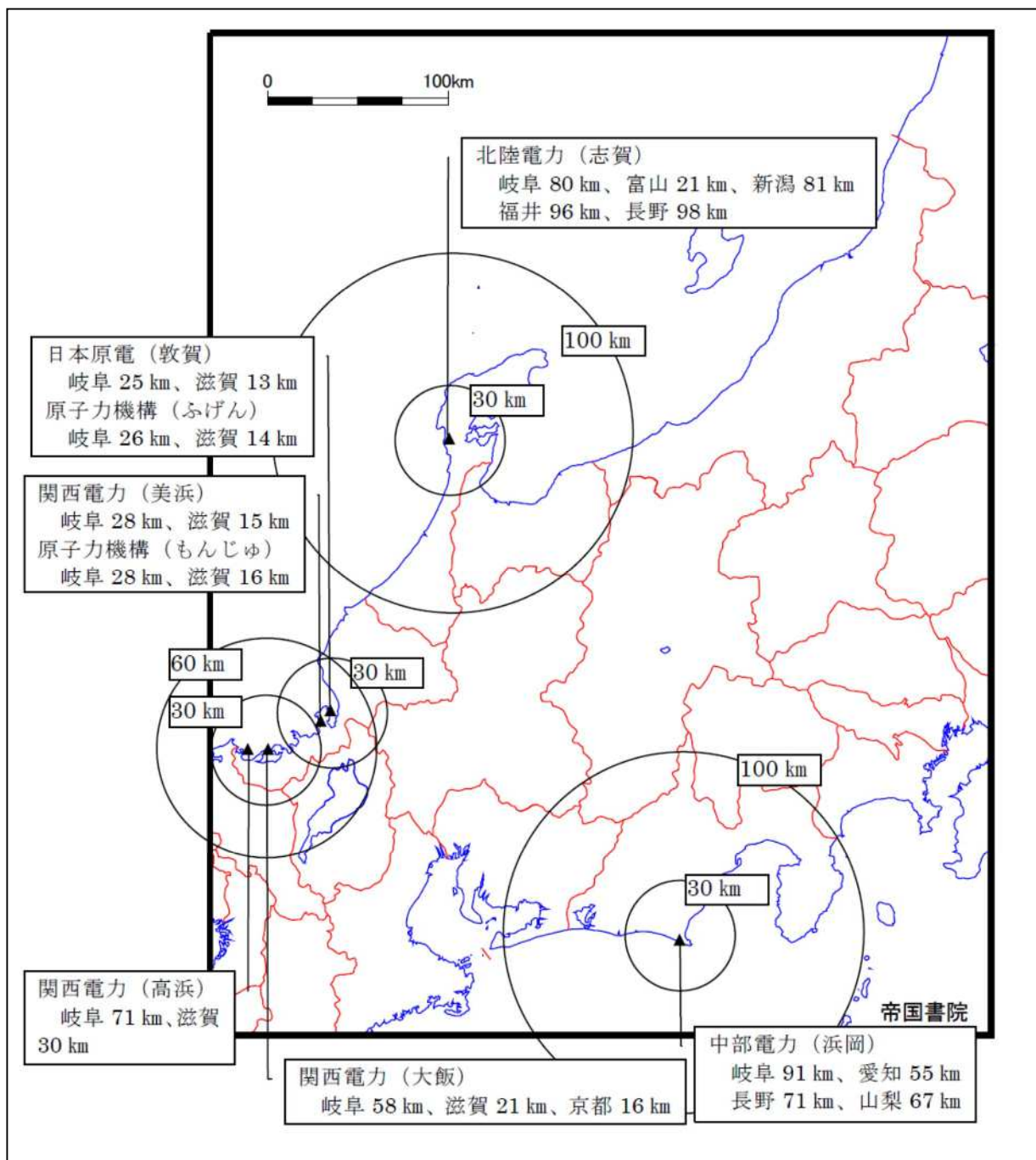
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	市役所(岐阜県市海津町高須515番地)から約108km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

第1章 総則

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	市役所（岐阜県市海津町高須 515 番地）から約 152km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了 H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了 H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構				
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）				
所在地	福井県敦賀市明神町				
距離	市役所（岐阜県市海津町高須 515 番地）から約 82km				
号機	—				
電気出力	16.5万kW				
原子炉型式	新型転換炉				
熱出力	55.7万kW				
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料				
運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）				

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



2. 計画の基礎とするべき災害の想定

市は、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）で原子力災害対策強化地域として定める海西地域について、必要な措置を講じる。

また、市内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径 15m 程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、本章以降の事項における新型コロナウイルス感染症対策については、岐阜県の「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき実施することとする。

第1節 情報の収集、連絡体制等の整備

市は、県、その他防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり体制等を整備する。

1. 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 市及び関係機関相互の連絡体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他の防災機関と情報収集・連絡体制を確保する。

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

2. 情報の分析整理と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、県と連携し、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、県と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に資する資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するよう努めるものとする。

第2節 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る設備等を整備するとともに、その操作方法の習熟に努める。

市は、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系等による伝送路の複数ルート化の推進を図る。

第3節 組織体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な体制を整備する。

1. 警戒体制

市は、次の場合に警戒体制をとる。

- (1) 県から、対象とする原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の連絡があったとき。
- (2) 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生との連絡があったとき。

2. 災害警戒本部体制

市は、次の場合に災害警戒本部体制をとる。

- (1) 県から、対象とする原子力事業所において施設敷地内緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
- (2) 市内における核燃料物質等の事業所外運搬中の特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）発生との連絡があったとき
- (3) 市長が必要と認めたとき

3. 災害対策本部体制

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、非常体制をとる。

- (1) 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- (2) 県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
- (3) 市長が必要と認めたとき

第4節 長期化に備えた動員体制の整備

市は、事態が長期化した場合に備え、県、その他防災関係機関と連携し、あらかじめ職員の動員体制を整備する。

第5節 広域防災体制の整備

市は、県及び防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。

1. 防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

2. 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

3. 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

緊急消防援助隊の派遣要請手続きは、「第2編 一般対策編 第1章 災害予防計画」の「第15節 県内相互応援」による。

4. 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

自衛隊の派遣要請手続きは、「第2編 一般対策編 第2章 災害応急対策」の「第3節 自衛隊派遣要請計画」による。

第6節 緊急モニタリング体制の整備

市は、県、国、関係機関が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等に協力できる体制の整備に努める。

第7節 屋内退避、避難等活動体制の整備

市は、全面緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射性物質の放出後は、指針の指標（OIL）に基づく避難（一時移転を含む。以下同じ。）を行うことを基本とした県が策定する「原子力災害にかかる岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を踏まえ、避難体制の整備等に努める。

1. 避難体制の整備

(1) 避難のあり方に係る整理

市は、県等関係機関と連携し、広域避難方針を踏まえた避難のあり方の整理に努める。

(2) 避難先等の調全体制の整備

市は、避難先及び避難退域時検査場所等について、緊急時に県と連携を図りながら調整を行うことができる体制の整備に努める。

市は、避難先となる施設等について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。

(3) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両の整備

市は、市民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努める。警察及び消防機関は、市民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努める。

(4) 物資の備蓄・調達

市は、県及び民間事業者と連携し、必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

2. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

市は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などの要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備する。

3. 屋内退避・避難方法等の周知

市は、原子力災害時の避難、屋内退避の方法について、日ごろから市民への周知徹底に努める。

4. 広域的な避難に係る協定の締結

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県とも連携を図りながら、他都道府県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

第8節 学校、医療機関等における避難のあり方の整理及び防災教育・防災訓練の実施

学校、病院等医療機関、社会福祉施設は、原子力災害時における幼児、小学生、中・高校生及び大学生、入院患者、入所者等の安全を確保するため、あらかじめ避難のあり方を整理するとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、市及び県は、学校、病院等医療機関、社会福祉施設等の管理者が適切な対策を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

第9節 避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動に係る体制整備

市は、必要に応じ、避難先に併設される救護所において県が実施する避難退域時検査や、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動に協力するための体制の整備に努める。

第10節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、市民への指示伝達、周知方法等をあらかじめ定めておくとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第11節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

市は、県及び関係機関と協力し、避難区域内及びその近傍でモニタリング、交通規制等の被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

また、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

第12節 市民への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、市民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、市民に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

1. 情報項目の整理

市は、情報収集事態または警戒事態の発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

2. 情報提供体制の整備

市は県と連携し、市民及び報道関係機関に対しの確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児・妊産婦等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、民生・児童委員等との協力・連携に努める。

3. 相談窓口の設置等

市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

4. 多様なメディアの活用体制の整備

市は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第13節 原子力防災に関する市民に対する知識の普及啓発

市民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、市は、県と連携し、継続的な広報活動等を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、市民の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努める。

第14節 防災訓練の実施

市は、県と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図る。

第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努める。

また、市は県と連携して、専門家を招へいする等により、次に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。

【研修項目】

1. 原子力防災体制に関すること
2. 原子力施設の概要に関すること
3. 原子力災害とその特殊性に関すること
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5. モニタリング実施方法及び機器に関すること
6. 原子力防災対策上の諸設備に関すること
7. 緊急時に国、県及び市が講じる対策の内容に関すること
8. 緊急時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
9. 避難退域時検査、安定ヨウ素剤服用等に関すること
10. その他緊急時対応に関すること等

第16節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、市内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市及び県、県警察、消防機関等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中の事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

1. 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

【事故時の措置】

- (1) 市、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置

- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置等

2. 市及び県

市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の市民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

3. 警察

警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

4. 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図り、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、県から情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の連絡があった場合、及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第1節 通報連絡、情報収集活動

市は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

1. 施設敷地緊急事態発生等の通報

市は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報があった場合、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るものとする。

(2) 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

市は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

1. 市の活動体制

(1) 情報収集事態発生時の情報収集体制の強化

市は、県から情報収集事態が発生した旨の連絡があった場合は、必要に応じて職員を参集させ、情報収集、集約、伝達及び関係課、関係機関等との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて、警戒体制に移行できる体制をとる。

(2) 警戒体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて、災害警戒本部体制に移行できる体制をとる。

ア 設置基準

- (ア) 県から、対象とする原子力事業所で警戒事態（該当する自然災害を含む）が発生した旨の連絡があったとき

- (イ) 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき
- (ウ) 市長が必要と認めたとき
- (エ) 体制をとる部（班）
市職員初動マニュアルによる。

イ 警戒体制の廃止

警戒体制の廃止は、以下の基準による。

- (ア) 発電所の状況等から判断し、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき
- (イ) 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(3) 災害警戒本部体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 県から、対象とする原子力事業所で施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
- (イ) 市内において、核燃料物質等の事業所外運搬における特定事象（原災法10条第1項に規定する事象）発生について連絡があったとき
- (ウ) 市長が必要と認めたとき
- (エ) 体制をとる部（班）
市職員初動マニュアルによる。

イ 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下の基準による。

- (ア) 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が集結又は事故対策が完了、対策の必要がなくなったと認めるとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき

(4) 災害対策本部体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 市又は県の他の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- (イ) 市又は県の他の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生したとき
- (ウ) 市長が必要と認めたとき
- (エ) 体制をとる部（班）
市職員初動マニュアルによる。

イ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、以下の基準による。

- (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

- (イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が集結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

2. 応援要請及び職員の派遣要請等

- (1) 緊急消防援助隊の派遣要請
市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。
- (2) 他の自治体の応援要請
市は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び県外都道府県自治体との相互応援協定等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

3. 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。自衛隊の派遣要請手続きは、「第2編 一般対策編 第2章 災害応急対策」の「第3項 自衛隊派遣要請計画」による。

第3節 防災業務関係者の安全確保

市は、原子力緊急事態となった場合は、応急対策に携わる防災業務関係者の安全確保を図るよう努める。

1. 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部等と現場指揮者等との連携を密にして、適切な被ばく管理等を行うよう努める。

2. 防護対策

- (1) 防護資機材の整備
市は、必要に応じ、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の整備等必要な措置をとるよう指示する。
- (2) 防護資機材の調達
市は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合には、県やその他防災関係機関に対して調達を要請する。

第4節 緊急時モニタリング活動

市は、県、国、関係機関等が実施するモニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等に協力する。

第5節 屋内退避、避難等の防護活動

市は、県から施設敷地緊急事態発生に該当する事象が発生した旨の通報があった場合は、県の

第3章 緊急事態応急対策

総合的な判断を踏まえ、段階に応じて予防的対応（屋内退避準備等）を行う。

また、県、国、関係機関等が実施するモニタリングが円滑に進むよう運営に協力する。国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、市内に指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

1. 避難・屋内退避の対応方針

(1) 初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）

市は、県の助言等を参考に屋内退避の指示等を行う。

	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域 (市海西地域)
	実効線量 20mSv/年の地域 (セシウム沈着)
施設敷地緊急事態 (原災法第 10 条)	今後の情報について住民等へ注意喚起
全面緊急事態 (原災法第 15 条)	事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備
モニタリングにおいて毎時 20 μ Sv 以上の空間放射線量検出	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本

(2) 避難等に係る判断、指示

市は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する意見の調整を県と行う。その後、県を通じて国からの指示があった場合は、住民に対し、避難を指示する。

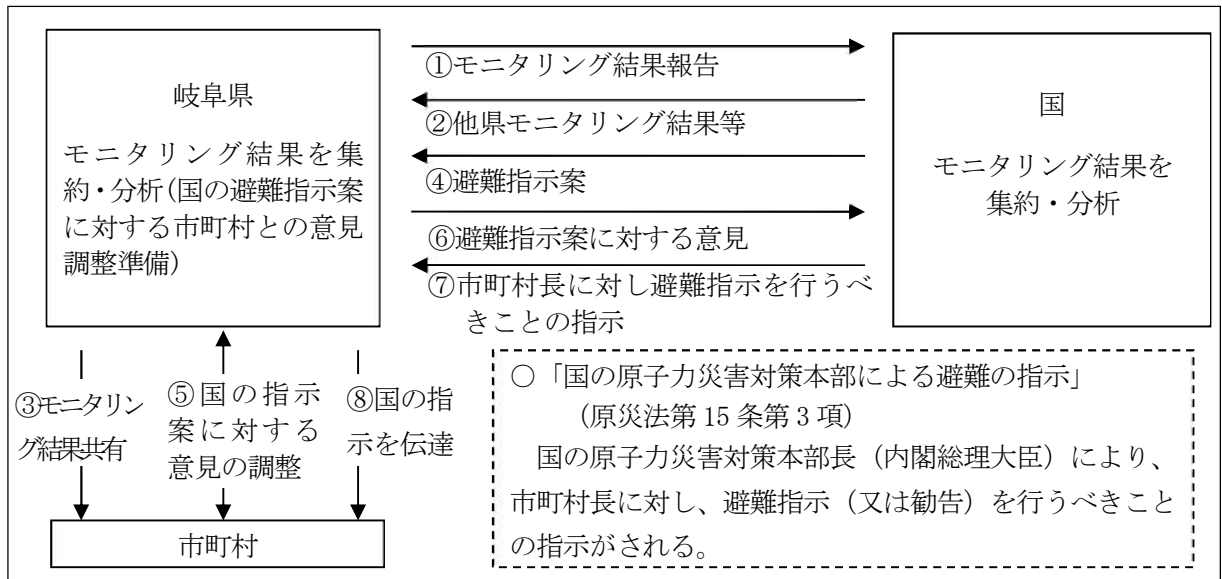
このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1 日内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に避難 (一時移転) を実施
計測可能な判断基準 (O I L) (モニタリング実測値で判断)	毎時 500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時 20 μ Sv (マイクロシーベルト)

※地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率

【国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】



2. 避難の実施

(1) 避難先の決定

広域避難の実施にあたって、市町村、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の支援をする。

(2) 避難手段の確保

避難は、自家用車による避難を原則とし、自家用車による避難が困難な場合は、市及び県が準備する公共輸送機関による避難を行うものとする。

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

市は、県と協力し、市民に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。県は、避難退城時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

(4) 避難の実施における関係機関の連携

市及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

3. 避難者への対応

(1) 避難者の生活環境への対応

市は、県及び国と連携し、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じ、旅館やホテル等へ移動できるよう調整を行う。

市は、県及び国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

- (2) 避難者への心身のケア
市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。
- (3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備
市は、県と連携し、必要がある場合は、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

第6節 要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などいわゆる要配慮者に十分配慮する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。

第7節 安定ヨウ素剤の配布、服用指示及び避難退域時検査

市は、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、避難退域時検査等、県が行う原子力災害医療活動に協力できる体制の整備に努める。

1. 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

ブルーム通過については屋内退避を基本とし、国の判断に基づき、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、避難住民に対し、安定ヨウ素剤配布・服用を指示する。

また、安定ヨウ素剤服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 令和3年7月21日 一部改正）によるものとする。

1	安定ヨウ素剤配布・服用場所	海西小学校体育館
---	---------------	----------

2. 住民に対する避難退域時検査

市は、県が実施する避難退域時検査が円滑に行われるよう協力するものとする。

第8節 飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限

市は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示等がなされた場合は、以下の通り対応するものとする。

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、指針の指標に基づく OIL の値や食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

2. 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜水産物等の採取及び出荷制限措

置があった場合は、これに協力するものとする。

また、市は、実施する措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

3. 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

第9節 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難、専門家、モニタリング要員、避難退域時検査要員の搬送、飲食物の搬送等を早急に実施するため、市、国、県、警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- ア 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- イ モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
- ウ 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
- エ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- オ その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として実施する。

- ア 負傷者、疾病者、要配慮者
- イ 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- ウ 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- エ 市民の生活を確保するために必要な物資
- オ その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、県並びに関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

第10節 市民への的確な情報提供活動

市、国及び県は、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやす

く提供するとともに、市は、住民の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1. 市民への情報提供活動

(1) 市民への広報

市は、市民への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ 自治会、民生委員との連携

エ その他実情に即した方法等

また、市は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

オ 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）

カ 緊急事態応急対策の実施状況（飲食物摂取制限等）

キ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ

ク 避難市民を受け入れる場合、避難市民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

ケ 不安解消のための市民に対する呼びかけ等

(2) 実施方法

市民への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる

イ 市民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める

ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市、県は、市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、市・国・県等が講じている対策に関する情報、交通規制など、市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、高齢者、障がい者、外国人、要配慮者に配慮する。

2. 市民からの問い合わせに対する対応

市、国、県及び原子力事業者は、速やかに市民からの問い合わせに対応するため窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

第11節 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、必要な対策を講じるとともに、適切な学校運営を図る。

1. 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

なお、学校、保育所等から避難所への避難は自宅から行うことを原則とする。

第12節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策

1. 輸送に係る事業者等

(1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を市等関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

(2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2. 市及び県

市及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の市民の避難の指示等必要な措置を講じる。

3. 警察

事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4. 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

本章では、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めている。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 緊急事態宣言解除後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて事後対策や被災者の生活支援等を行う。

第2節 県環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて以下の判断等を行うため、国、隣接県、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の継時的変化を継続して把握するとともに、その結果を速やかに公表することとされており、市は、その活動に協力するものとする。

- 1 避難区域見直し等の判断を行うこと
- 2 被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- 3 現在及び将来の被ばく線量を推定すること

第3節 原子力災害中長期対策実施区域の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

第4節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を行う。

また、解除の実施状況を確認するとともに、解除について市民へ周知を行う。

第5節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第6節 被災地域住民等に係る記録の作成

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を、あらかじめ市で定めた様式で記録する。

市は、国及び県と連携し、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

また、市外に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が国内外で確保されるよう、各種媒体を用いた広報活動を行う。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。